

日本会計研究学会特別委員会

会計基準の国際統合と財務報告の基礎概念

最終報告

2012年8月

日本会計研究学会特別委員会

会計基準の国際統合と財務報告の基礎概念

最終報告

特別委員会メンバー

委員長 藤井 秀樹 (京都大学)

委員 池田 幸典 (愛知大学)

浦崎 直浩 (近畿大学)

奥村 陽一 (立命館大学)

草野 真樹 (京都大学)

佐久間義浩 (東北学院大学)

若林 公美 (甲南大学)

オブザーバー 高須 教夫 (兵庫県立大学)

目次

第1章 研究の背景と課題.....	1
第1節 研究の背景	1
第2節 研究の課題	2
第3節 「会計フレームワークと会計基準」特別委員会との関連	4
第2章 米国財務会計概念の変貌	7
第1節 『序説』の枠組み.....	7
第2節 脱『序説』化（1970年代～1985年頃）	12
第3節 脱『序説』化（1980年代半ば以降）	15
第4節 むすびにかえて	19
第3章 収益費用アプローチから資産負債アプローチへの会計観の変更と 複式簿記システムの変容	23
第1節 はじめに.....	23
第2節 収益費用アプローチおよび資産負債アプローチにおける 利益測定モデル・会計計算構造・複式簿記システム.....	24
第3節 会計観の変更による複式簿記システムの変容の有している意味...31	
第4節 おわりに	35

第4章 財務報告の目的と質的特性に関する補論	37
第1節 はじめに	37
第2節 財務報告の目的と会計行為の信頼性	38
第3節 企業環境の変化と会計理論に対する社会的要請	42
第4節 会計システムの変化の可能性と記録の意味	46
第5節 質的特性の変化と会計的コミュニケーションの関係	48
第6節 むすび	52
第5章 会計的認識の拡張とその制約条件	55
第1節 はじめに	55
第2節 概念フレームワークにおける定義と認識	56
第3節 会計基準設定における認識の拡張	60
第4節 会計的認識の拡張がもたらす問題	67
第5節 会計的認識の拡張に歯止めをかける要因は何か	70
第6節 おわりに	72
第6章 認識対開示を巡る実証的評価	
—財務諸表における測定を中心として—	77
第1節 はじめに	77
第2節 認識と開示における会計情報の有用性の差異	78
第3節 ストックの価値情報に関する認識対開示	81
第4節 おわりに	86

第7章 概念フレームワークコンバージェンスへの道程	
—フェーズD 報告エンティティの導入過程に着目して—	92
第1節 はじめに	92
第2節 報告エンティティ	93
第3節 概念フレームワークにおける報告エンティティ	94
第4節 フェーズDに導入されるまでの経緯	97
第5節 おわりに	102
第8章 包括利益情報と株価のドリフト	106
第1節 はじめに	106
第2節 先行研究のレビュー	107
第3節 リサーチ・デザイン	110
第4節 分析結果	112
第5節 追加分析	119
第6節 結論と今後の課題	120
第9章 研究の総括と展望	127
第1節 研究の総括	127
第2節 研究の展望—FASB/IASBプロジェクトの到達点に寄せて—	128
第3節 おわりに	131

第1章 研究の背景と課題

第1節 研究の背景

会計基準の国際統合¹の必要性が国内外において広く叫ばれるようになって久しい。その必要性それ自体は、各国・各地域の市場関係者にあまねく共有されたものといって差し支えない。会計基準設定団体（FASB, IASB, ASBJ等）においては会計基準のコンバージェンス（IFRSをベンチマークとした各国・各地域の会計基準の差異の縮小）²の取組みが、また証券規制当局（SEC, EC, 金融庁等）においてはIFRSのアドプション（IASBが設定したIFRSの適用を各国・各地域において可能とするための関連諸法制の整備）³の取組みが現在、同時並行的に進められている。

しかし、新たな会計基準や公開草案等が会計基準設定団体によって矢継ぎ早に公表される一方で、断続的に発生する時事的トピック（たとえば2008年9月の世界金融危機とそれを受けた時価会計の適用緩和や、2010年2月のSEC委員長のアドプションに対する慎重姿勢の表明⁴、2010年5月の金融商品会計に関するFASB独自草案の公表等）が、会計基準の国際統合のプロセスに重疊的に作用し、当該プロセスの先行きを見えにくいものになっている。

このような状況のなかで、FASB/IASBは2004年10月に、概念フレームワークの改訂

¹ ここでは、会計基準の国際統合という言葉を用いている。会計制度変化の動向を包括的に表現する必要性によるものである。

² コンバージェンスという用語は、IASB（国際会計基準委員会）がIASB（国際会計基準審議会）に改組された2001年以降に広く公式的に使用されるようになり、事実またそれ以降、会計基準のコンバージェンスに向けた諸種の取組みが、主としてFASB/IASBの共同プロジェクトとして手掛けられるようになった。

³ アドプションという用語は、SECがIFRS適用のロードマップ案（SEC[2008]）を公表した2008年以降に広く公式的に使用されるようになり、事実またそれ以降、米欧日をはじめとした各国・各地域の証券規制当局によって関連諸法制の整備が手掛けられるようになった。わが国では、内閣府令第73号（2009年12月）にもとづき、金融庁告示第69号（2009年12月）の別表で列挙された概念フレームワーク、IAS, IFRSが、連結財務諸表制度にいう「一般に公正妥当な企業会計の基準」に該当するものとみなされるようになった。

⁴ IFRS導入に対するSECの基本的なスタンスを示す近年の文献としてとくに注目されるのは、SEC[2011]である。そこでは、①FASBによるコンバージェンスの作業は、U.S. GAAPを保持しながら進めること、②公共の利益や投資者保護のために必要な場合には、導入に当たってIFRSに修正・加筆を施す権限をSECとFASBは保持すること等が、IFRS導入にかかわる「原則」として位置づけられている。

プロジェクトを共同で立ち上げた。当該共同プロジェクト（以下たんに「共同プロジェクト」という）は、SOX法の成立（2002年）を受けて開始された原則主義にもとづく基準設定体制の整備拡充の一環として取り組まれることになったものである⁵。本研究では、主たる研究素材として、この共同プロジェクトに着目することにした。

周知のように、概念フレームワークは、基準設定のための基礎概念を明らかにしたものであり（FASB[1978]par. 3）、基準設定の展開方向を大局的に規定する存在となることが期待されている。事実、共同プロジェクトにおいても、「将来の会計基準を開発するための健全な基礎を提供する改善された共通の概念フレームワークを開発すること」（FASB[2010]）が、「プロジェクトの目的」として謳われている⁶。これらのことから、共同プロジェクトの過程で公表されてきた関連諸文献（デュープロセス・ドキュメント等）は、今日の会計制度設計を主導する基本的な考え方を縮約的に記述したものと解することができるであろう。すなわち、この意味で、共同プロジェクトは、現局面における基準設定とコンバージェンスがどのような特徴と方向性をもって展開しつつあるかを見通すには、恰好の素材を提供するものとなっているのである。改訂概念フレームワークで措定された（あるいは措定されることが予定された）基礎概念の検討を行うことによって、会計基準の国際統合の展開方向、すなわち会計基準の国際統合によって会計（制度・基準）の何が、どのように変わろうとしているかを、概観することができるであろう。

第2節 研究の課題

共同プロジェクトは、その発足時点においては、図表 1-1 に見るように 8 つのフェーズから構成されるものとされていた。当該プロジェクトがカバーする領域は極めて多岐にわたっている。しかし、フェーズ A の成果として、2010 年に改訂概念フレームワーク（FASB/IASB[2010b]）が公表されたのち、当該プロジェクトは「休止」され、フェーズ B 以下の作業は将来の課題として先送りされている。

とはいえ、完了していないフェーズについては、関連する課題を掲げた個別プロジェクト（たとえば FASB 収益認識プロジェクト、IASB 公正価値測定プロジェクト、FASB/IASB 財務諸表の表示プロジェクト等）が進行中の場合もあり、そのような場合には当該各プロジェクトの過程で公表された公開草案等の文献を検討することによって、関連するフェーズについての FASB/IASB の基本的な考え方を間接的に把握することができる。他方、フ

⁵ この共同プロジェクトの立ち上げに至る経緯については、藤井[2011]で筆者なりの整理を行っている。

⁶ FASB/IASB[2010b]（Statements of Financial Accounting Concepts）では、概念フレームワークの意義と役割が、次のように謳われている。「概念フレームワークは、相互に関連した目的および基礎概念の首尾一貫した体系であって、当該体系は、財務会計および財務報告の性質、機能、限界を明らかにするとともに、首尾一貫した指針となることが期待されている」。

フェーズのなかには、会計基準の国際統合に直接的な関連性を持たないものもある。そこで、本研究では、会計基準の国際統合に相対的に強い関連性を持ち、かつ文献的な蓄積が十分にあるフェーズとして、A（目的と質的特性）、B（要素と認識）、C（測定）、D（報告エンティティ）、E（表示/利益概念）の5つを取り上げ、各フェーズに関連して公表されてきた諸文献（予備的見解、公開草案、概念書等）に依拠しながら基礎概念の再定義・再構築にかかわる主要論点の整理を行うことによって、共同プロジェクトの現段階を確認していくことにしたい（第4～8章）。

図表 1-1 概念フレームワーク改訂共同プロジェクトの8つのフェーズ

フェーズ	表題	2012年7月時点の状況
A	目的および質的特性	FASB/IASB[2010b]の公表により完了
B	要素と認識 ^(注1)	休止
C	測定 ^(注2)	休止
D	報告エンティティ	FASB/IASB[2010a]の公表
E	表示および開示 財務報告の範囲を含む	休止
F	フレームワークの目的とGAAPにおける位置づけ	休止
G	非営利セクターへの適用可能性	休止
H	フレームワーク全般	休止

（注1）当初の表題は、「要素、認識および測定属性の定義」であった。

（注2）当初の表題は、「当初および事後の測定」であった。

出所：FASB[2005, 2011]により作成。

さらに、共同プロジェクト（および関連する個別プロジェクト）において示された基礎概念がどのような理論的特徴を有しているかを明らかにすることは、当該プロジェクトが既存の概念フレームワークや会計制度に与える影響をより深く理解するうえで、避けて通れない課題となる。とりわけ、再定義・再構築された（あるいは再定義・再構築が予定された）基礎概念が1つのまとまりある作用因（会計思考）となったとき、それが既存の概念フレームワークや会計制度にどのような影響を与えることになるかを考察することが、必要となる。そこで、本研究では、上掲の課題に加えて、かかる問題の検討を行うことにしたい。この作業は、概念フレームワークの性質に関する原理論的な考察となる。したがって、本報告書では、当該考察に関する諸章には、個別的な基礎概念の論点整理に関する諸章に先行する位置づけ（第2～3章）を与えている。

第3節 「会計フレームワークと会計基準」特別委員会との関連

日本会計研究学会特別委員会の課題として取り組まれた概念フレームワークの総合的な研究には重要な先例があり、それは、1993～1994年度に設置された特別委員会（安藤英義委員長、以下「安藤委員会」という）による「会計フレームワークと会計基準」の研究である。その報告書⁷（日本会計研究学会特別委員会[1994, 1995]）の冒頭には、次のような記述が見られる。

「最近十数年間の間に、財務会計制度は世界的な規模で変化の波に洗われている。波の起点は2つあり、1つは、1978年から1985年にかけてアメリカのFASBが公表した財務会計諸概念ステートメントである。他の1つは、会社法に関するEC理事会指令、とくに1976年から1984年にかけて発せられた会社の計算規定に関する諸指令である」（1頁）。

この研究が取り組まれたのは、のちに「会計ビッグバン」と称されることになる大規模な会計制度改革⁸を直後に控えた先行きの不透明な時期であった。そうした当時の状況をふまえて、会計制度変化の近未来的な展開方向を見通すために、安藤委員会は、①英米等における概念フレームワークの現状の調査研究、②独仏および日本における概念フレームワーク論の動向の調査研究、③日本の商法計算規定および企業会計原則の背後にあるフレームワークの探索と比較研究、④日本における会計のフレームワークと会計基準のあり方の研究に、取り組んだのであった。それは、日本の会計制度が、アメリカを起点とする概念フレームワークとどう向かい合えばよいかを真正面から問うた総合的な研究であった。

その後、IASCはIASBに改組（2001年4月）され、またそれとほぼ時を同じくして日本では、大蔵省企業会計審議会に代わる新しい基準設定団体としてASBJが設立された（2001年7月）。そして、2004年7月には、ASBJによって日本版概念フレームワーク（企業会計基準委員会基礎概念ワーキング・グループ[2004]）が、2006年12月にはその改訂版（企業会計基準委員会[2006]）が、公表された。すなわち、わが国においても、基準設定方式として概念的アプローチが公式的に採用されることになったのである⁹。このような目まぐるしい基準設定体制の変化の一方で、会計基準の国際統合は、かつての調和化（相互承認）からコンバージェンスそしてアドプションの局面へと立ち至った（第1節参照）。ノーウ

⁷ 同報告書の全文は、安藤編[1996]に収録されている。

⁸ 会計ビッグバンが、新基準の導入をともなう本格的な会計制度改革として取り組まれたのは、連結財務諸表原則の改正（1997年6月）から固定資産の減損会計基準の設定（2002年8月）ないし企業結合会計基準の設定（2003年10月）までであった。

⁹ 概念的アプローチについては、津守[2002]291-293頁、376-378頁を参照されたい。

オーク合意（2002年10月）にもとづくFASB/IASBの共同体制の発足以降、会計制度は会計ビッグバンが常態化したかのような様相を呈している。

安藤委員会報告書の公表以降、個別具体的な会計環境は大きく変化したものの、海外（とりわけ英米）を起点とした変化の波に洗われ¹⁰、会計制度変化の先行きが不透明になっている状況は、今日に至るもなお変わっていない。状況の不透明感は今日むしろ、より深まっているとさえいえよう。つまり、この意味で、日本の会計制度は（英米型）概念フレームワークとどう向かい合えばよいかという安藤委員会が発した問いは、現在なお「開かれた問い」（open question）となっているのである。

すなわち、以上に述べてきたことから、本委員会の研究は、共同プロジェクトの総合的検討を通じて、安藤委員会が発した問いへの今日的な回答を模索しようとするものとして位置づけることができるであろう。

この最終報告は、2年（2010年9月～2012年8月）にわたる本特別委員会の研究成果をとりまとめたものである。ただし、本報告書には、中間報告に収録した報告原稿は原則として収録せず、新しく描き下ろされた報告原稿および加筆を施された報告原稿のみを収録している。

参考文献

- FASB[1978], *Statement of Financial Accounting Concepts No. 1, Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, FASB, 平松一夫・広瀬義州訳[2002] 『FASB財務会計の諸概念〈増補版〉』中央経済社。
- [2005], *Conceptual Framework—Joint Project of the IASB and FASB*, Project Updates, Last Revisions: September 26, 2005.
- [2010], *Conceptual Framework—Joint Project of the IASB and FASB*, Project Information Page, Last Updated on May 26, 2010.
- [2011], *Current Technical Plan and Project Updates as of April 2011*.
- FASB/IASB[2010a], FASB, Exposure Draft, *Conceptual Framework for Financial Reporting: The Reporting Entity*, FASB; IASB, Exposure Draft ED/2010/2, *Conceptual Framework for Financial Reporting: The Reporting Entity*, IASB.
- [2010b], FASB, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 8, Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter 1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful*

¹⁰ 会社法という法律の枠内において、相互承認を基本とした会計基準の国際統合を図るEU方式はその後、影響力を著しく低下させた。欧州委員会（EC）が、EU域内の上場企業に対してIFRS（ただしECが承認したもの）の適用を2005年から義務づけたことが、その契機となった。

Financial Information, FASB; IASB, *The Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*, IASB.

SEC[2008], *Roadmap for the Potential Use of Financial Statements Prepared in Accordance With International Financial Reporting Standards by U.S. Issuers; Proposed Rule*, Release Nos. 33-8982; 34-58960; File No.S7-27-08, Federal Register / Vol. 73, No. 226 / Friday, November 21, 2008 / Proposed Rules.

———[2011], Office of the Chief Accountant, *Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers; Exploring a Possible Method of Incorporation*, A Securities and Exchange Commission Staff Paper, May 26, 2011.

安藤英義編[1996]『会計フレームワークと会計基準』中央経済社。

企業会計基準委員会[2006]討議資料『財務会計の概念フレームワーク』企業会計基準委員会。

企業会計基準委員会基礎概念ワーキング・グループ[2004]討議資料『財務会計の概念フレームワーク』企業会計基準委員会。

津守常弘[2002]『会計基準形成の論理』森山書店。

日本会計研究学会特別委員会（委員長 安藤英義）[1994]『会計フレームワークと会計基準〔中間報告〕』日本会計研究学会。

———[1995]『会計フレームワークと会計基準〔最終報告〕』日本会計研究学会。

藤井秀樹[2010]「会計基準の国際統合と資産負債アプローチ」『税経通信』第65巻第9号，49-56頁。

———[2011]「FASB/IASB改訂概念フレームワークと資産負債アプローチ」『国民経済雑誌』第204巻第1号，17-40頁。

（藤井 秀樹）

第2章 米国財務会計概念の変貌

本特別委員会の中間報告では、「(英米型) 概念フレームワークとどう向かい合えばよいかという安藤委員会が発した問いは、現在なお『開かれた問い』(open question) となっている」(藤井[2011b]5頁)としている。

中間報告において筆者は、「企業会計原則と概念フレームワーク」というテーマで、企業会計原則と国際統合をにらんだ日本版概念フレームワークの立ち位置を探った。国際統合に前向きに立ち向かい英米と同様な概念フレームワークを構想したものの、その背景にある法・経済的枠組みの違いは大きく、企業会計原則をなんらかの形で包摂した日本独自の概念フレームワークに至らざるを得なかったと考えた。

本章では、米国財務会計概念の変貌を、『会社会計基準序説』(Paton and Littleton[1940]:以下、『序説』と呼ぶ)から脱却するプロセスととらえて整理するとともに、それぞれの議論の時代の経済的枠組み¹を明らかにしたい。米国においては、日本とは異なり、内発的に財務会計概念の変貌が進んでいると考えられる。内発的な経済的枠組みの発展の中で改訂概念フレームワークを捉えることができたなら、わが国が国際統合に立ち向かううえで、どのような留保条件が必要かをイメージできるかも知れないという期待からである。

第1節 『序説』の枠組み

1930～40年代の米国会計原則運動において生まれた『序説』は、米国の企業会計に絶大な影響を与えたといわれている²。米国における概念フレームワークの展開は、今にして振り返れば、この『序説』の与えた枠組みを脱却する歩みであった。そこでまず、『序説』

¹ 安藤委員会報告によれば、概念的フレームワークには、「情報のフレームワーク」(企業の財務報告ないし財務情報のあり方)、「計算のフレームワーク」(会計の計算要素〔資産・負債・資本・収益・費用〕とその計算内容〔認識・測定〕)と、それ以外にも、「法律的フレームワーク」(商法や税法との関係性)、「経済的フレームワーク」(企業金融のあり方)、「社会的フレームワーク」(安定志向か効率志向か、保守主義に対する態度の違い)が考えられるという(安藤[1996]88-91頁)。

² 『序説』は、「アメリカ会計文献のなかでおそらく最も強い影響力をもった著作」であり、「当時の会計実務を合理化したものであったが、ほとんど前例のないほど理論的に抽象化して説明されている」のが特徴である。執筆の多くは演繹論者ペイトンによるが、価格総計及び終章の「解釈」という中心的なテーマは帰納論者リトルトンの考えを反映しているという(AAA[1977]; 染谷訳[1980]20頁, 65頁)。

の描いた枠組みについて考えを始めることにする。

『序説』では、「会計の主目的は、費用と収益を対応させる組織的なプロセスをつうじて、期間利益を測定することである」(Paton and Littleton[1940]p. 123)と、会計の目的を述べている。これに対して、「法の課題は権利の侵害を測り、損害を受けた側の状況が復旧されたかどうかを見極めることにある。[……その]目的からは、各種の権利分に関する決定が今直ちに行いうるよう資産を価格づけ、また評価することが必要となろう」と、「評価」は法の要請であることを示している。だが、会計は事業活動の継続性を仮定しており、「会計の課題は事業活動の不断の流れをできるだけ真実にまた有意義に測定すること、すなわち費用と収益との現在および将来への配分にある。[……それは、]原価を組織的に跡づけることによって一層有効に果たされるのである」(Paton and Littleton[1940]p. 11)と、法とは異なる会計の課題を説明する³。

ここでいう「原価」とは、何を指していたのか。「会計が価値を記録するという表現は誤解を生じ易い。ある交換の対価または価格総計は、その交換の瞬間において買手と売手とが相互に同意しあった評価をあらわすもので、かかる価格総計の記録はこのような限定された意味において、またその瞬間についてのみ価値の記録と見なされるにすぎない。その交換の瞬間以後はその価値は変わるかもしれないが、記録された価格総計は変わることはない。会計にとってはこの価格総計こそ、多種多様の取引を同質的な尺度で表すための最上の手段である」(Paton and Littleton[1940]p. 12)。「価格総計」(price-aggregate)は、価値を意味しているわけではなく、「記録された事実」を意味しているのである⁴。

このような原価(=価格総計)は、「検証力ある客観的な証拠」(verifiable, objective evidence)となる。英国における職業的監査の発展を例にあげて、これを次のように説明する。「記録された収益は、独立した当事者間の真正の販売(bona fide sales)にさいして

³ 経営学者ドラッカーは1930年代の米国の実体経済とシンボル(金融)経済との関係について、次のように描いている。「今日の経済は二つの部分からなる。一方は、工場、設備、機械、経営陣、労働者からなる実体経済であり、一方は有価証券、請求権、財産権からなるシンボル経済である。そして前者を統合する概念が、財産権を中心に据えた法体系では扱うことのできない実体のためにアメリカの法学者が生みだしたきわめて茫漠たる概念、ゴーイング・コンサーンである。それは、株主の財産権にとらわれず、市場の変動にも影響を受けない存在である。今日われわれは、株主の利益や市場の価格調整機能を犠牲にしてまでも、ゴーイング・コンサーンを維持強化しようとする経済政策をいたるところで目にしている。これに対して、シンボル経済は完全に市場に属する。そこでは、財産の地位は十九世紀のまま保たれている。しかし今日、社会的権力は実体経済の領域にある。[……]実体経済がシンボル経済に支配され方向づけられているのは、法的な構造においてだけである」(Drucker[1942]邦訳84頁)。

⁴ 新井[1978]では、『序説』の考え方を「原価即事実説」と呼び、ペイトンの主張する「原価即価値説」に立つものではないとしている。原価即事実説(測定対価主義)はリトルトンの考え方であり、それは次の見解に示されているという。「会計は、記録機能をもつものであって評価機能を果たすものではなく」(Littleton[1929]p. 153)、原価は確定した事実を表現するがゆえに採用されるのである(新井[1978]344-346頁)。

作成された客観的な証拠を基礎とする場合にのみ有効とみなされ、記録された費用は、取引に関する信頼性ある書類に備わる客観的な証拠を基礎とする場合にのみ有効とみなされた。[……] かくして、検証力ある客観的な証拠は、会計の重要な要素となり、信頼しうる情報を提供するという会計の機能を適正に遂行するうえで必要とされる付随的要素となったのである」(Paton and Littleton[1940]p. 18)。

検証可能性 (verifiability) は、受託責任会計 (stewardship accounting) という目的観と結びついて、原価主義会計の信頼性を強固に支えてきた概念である。委託者 (株主) から財の保全・管理を委託された受託者 (経営者) は、その執行状況を報告することによって初めて会計責任が解除される。その報告にあたって信頼性を担保するのが検証可能性であり、そのためには独立当事者間の取引とこれを裏づける客観的な証拠が必要である。ゆえに、外部取引をベースにした価格総計のインプット (=原価と実現収益による測定)、および実現収益と対応づけられた原価配分の継続的な記録 (=複式簿記等の組織的記録手段の活用) を不可欠の手續規約とするのである。

もちろん、たんに「財の保全・管理」だけでは十分ではなく、「財の効率的運用」についても、経営者は責任を果たすことが求められる。「財の効率的運用」の証しは、企業の収益力によって示される。つまり、「企業の価値の重要な基礎は——原価価格、取替価格あるいは販売ないし清算価格ではなく——収益力である。それゆえ、損益計算書が、もっとも重要な会計報告なのである」(Paton and Littleton[1940]p. 10) という。また、「会計は、何よりも、剰余、残高、すなわち企業にとっての費用 (=努力) と収益 (=成果) との差額を計算する手段として存在する。この差額は経営能率を反映しており、資本を提供し、また最終的な責任を負う人々にとってはとくに重要である」(Paton and Littleton[1940]p. 16) とも述べている。

このような『序説』の論理は、「1920年代の恣意的資産評価・資本金の利益金化実務に対するアンティ・テーゼ」(津守[2002]122頁)として唱えられ、また「[法的な]純財産増加的計算思考ないし貸借対照表的アプローチそのものの内部では到底克服しえない根本的な欠陥」(津守[2002]112頁)から脱却する方途として掲げられた。実現・未実現の区別をせずに実現利益と資本的利得・損失をおしなべて利益として扱う純財産増加的利益に対して、現金収支に枠づけられた原価主義会計は、ストック面でもフロー面でも自ずと未実現利益の計上を排除する計算構造を形作っている。これによって投資者を保護すると同時に、経営者の関心と努力を実現利益に集中させることが、原価主義会計に込められた会計規制観であったと考えられる。

ところで、このような会計規制観は、どのような経営者観、業績観を基礎としていたのだろうか。リトルトンは、本書に先立つ1928年の論文(“What is profit?”)において、当時の経済学・法学・会計学の諸見解を広く渉猟しつつ、いかなる利益概念が各分野で支持されているのかを明らかにしている。とくに、経済学が利益の源泉として上げている、「リスク」「不確実性」「変化」について考究し、それがいかにして利益につながっている

のかを述べている。「企業家の真の機能は、たんに、変化する状況と雇用との間の‘緩衝器’として役立つだけではなく、むしろ、真の目的は、本来の投機的な状況を克服し、損失を回避することであることが指摘されてきた。したがって、利益はリスクの大きさそれ自体に比例しているのではなく、リスクの影響を回避する企業家のスキルに比例して、企業家にもたらされると考えてよい」(Littleton[1928]pp. 281-282: 傍点筆者)。また、「不確実性は、たんに利益に対する機会を生み出すだけであり、そこにはマネジメントが必要とされる。いふなれば、たんなる可能性を本当の現実に変えるのがマネジメントである。不確実性を利益創出のための有利な機会に転じる方法を企業家が見逃している場合は、長い間利益が生まれぬまま時が過ぎることもあり得る。変化についても、大部分同じ事が言える。変化の時代には確かに利益を生み出す多くの機会がある。新しい鉄道の開業、消費者の嗜好の変化、戦争など。これらは利益への道を拓くが、それ以上ではない。[……]だが大事なことは、その機会を掴むことである。機会を掴まなければゼロに帰す。機会がなければ何も掴むこともできないが、ハサミの両刃のように両方揃わなくては裁断が行えないのである」(Littleton[1928]p. 283: 傍点筆者)。このようにリトルトンは、リスク・不確実性・変化に富む経済(環境)に身をおいて、「投機的な状況を克服し、損失を回避する」手腕をもち、「機会を掴む」行動が取れる経営者像(managerial aspect)を描いていた。

その業績については、次のように言う。「マネジメントは常に利益創出における決定的役割を演じる。そして、経営者または企業家は自らが発見した機会をうまく掴むことや、自ら利益を生み出す状況を創り出すことに主要な関心があることが分かる。これは、利益とは何かという問いに対して、損益計算書観の観点(income statement view)に立つものである。経済学者が利益を貸借対照表観の観点(balance sheet view)から全く位置づけていないことは、すでに見たとおり疑問の余地はない。彼らは純財産増加(an increase in net wealth)という利益概念にも関心を示さなかったし、明示的であれ暗示的であれ、利益は売価と原価の差額であるという考え方をとっている」(Littleton[1928]pp. 286-287)。それゆえ、会計士が会計および財務報告において原価に執着するのは健全かつ論理的なのである、と結論づけている。

このような経営者観、業績観は、『序説』の冒頭に述べられるような、次のような期待につながっている。「会社形態が生み出した結果の一つは大企業における所有と経営の分離という傾向であった」。「出資者持分が分離され、また分散された状況のもとにあつて、会計の任務は必然的に拡大された。資料を記録して、オーナー経営者の用に供することに加えて、不在出資者に情報を提供するという機能が生まれた」。「会計諸基準を発展せしめて、会社の出資者持分の正統な保護を図るのが必要なことは自ずから明らかである」(Paton and Littleton[1940]pp. 1-2)。「大企業の場合とくにそうだが、出資者が唯一の利害関係者だというわけではない」。出資者、賃金労働者、顧客、政府、市民など、「会社経営の責任は、広く各種の方向にいきわたり、公共の程度が拡大するほど、その複雑さを加えてくる。[……]それゆえ、すべての関係ある権益について釣合の取れた考慮にもとづく決定を行

うように努めることは、経営者の至上の義務である」(Paton and Littleton[1940]pp. 2-3)と、不在出資者への情報提供と利害関係者間の調整を経営者の「至上の義務」と述べている。

同時にまた、「会計が社会的見地から見て重要なことはもう一つの側面についてもいえる。資本は公共の利益に役立つような産業に、また同一産業のなかでは経営者が資本を有効に利用しうる企業に流入すべきである。[……] 会計の社会的な重要性はそれゆえとくに損益計算書との関連において明らかである。なぜかという、収益力についての信頼しうる情報は、資本の有能な者の手中へ流入し、また不要産業から流出する事に対して重要な助けとなり得るから」(Paton and Littleton[1940]p. 3: 傍点筆者)である。

このようにして『序説』は、所有と経営の分離が進んだ大企業の専門経営者に対して、自らの仕事ぶりを損益計算書上の利益として示すことをつうじて、その権力の正統性を与えんとしたことが伺える⁵。その意味で、『序説』は大恐慌後の新しい産業社会の形成という当時の米国の歴史的課題を担っていたといえる。以上、『序説』の会計の枠組みは、投資家の経営者に対する信頼を基軸とする「受託責任会計→検証可能性→取得原価(価格総計)」と要言できるのだが、それは経営者支配の正統性を基軸とする「所有と経営の分離(個人投資家資本主義)→損益計算書における収益力の表示→資源の効率的配分」という米国社会の経済的枠組みに基礎づけられていたといえよう。

実際、『序説』の時代は、個人投資家が株式所有の殆どを占めていた。そのお手本となる投資スタイルは、ファンダメンタル投資(割安株への投資)であり、個人は銘柄選択によるポートフォリオを組めば、これを長期に保有することが主流であった。産業社会の形成に伴って企業の利益は持続的に増大し、1949~1965年の15年間でダウ工業株30種指数は5倍に上昇したというから、割安株を長期に保有すれば配当もキャピタルゲインも十分なだけ得られた。1株利益(EPS)は企業ないし経営者の業績を示すものであり、業績の良い会社の株価が上昇し、資源の効率的配分が市場をつうじて実現していたと考えられる。米国の産業社会は戦後の日欧経済を牽引し、国内でも右肩上がりの成長を続け、「ゴールデン・シックスティーズ」と呼ばれる好景気を謳歌した。『序説』から約30年間、その会計枠組みに根本的な変更を行う議論は無かった。

⁵ 大企業における所有と経営の分離を見出した A. A. バーリと G. C. ミーンズは、所有権に基盤をおかない経営者の権力の正統性を危ぶんでいた。所有権こそ権力の正統性の基盤であるという西欧社会の通念に対して、P. F. ドラッカーは、『産業人の未来』(1942年)、『企業とは何か』(1946年)、『現代の経営』(1954年)をつうじて、米国の新しい産業社会における経営者の権力はマネジメントという機能を果たすことによって正統性が与えられると説いた。それは、当時隆盛した全体主義や社会主義に対するアンティ・テーゼでもあった。利益は経営者がイノベーションやマーケティングにより顧客の創造を行った結果であると論じた点は、リトルトンの経営者観・業績観と全く変わるところはない。

第2節 脱『序説』化（1970年代～1985年頃）

（1）FASB 概念フレームワーク

周知のように、「受託責任会計→検証可能性→取得原価（価格総計）」という枠組みは、FASB 概念フレームワークの構築をつうじて相対化されていった。それは、『序説』が資産を次のように位置づけていたことに由来する。「生産のために取得された要素で経営過程のなかで正当に売上原価または経費として取り扱われうる点にまで未だ達していないものは資産と呼ばれており、そのようなものとして貸借対照表に表示されている」（Paton and Littleton[1940]p. 25）と、資産には「計算擬制項目」の位置づけしか与えていなかった。その位置づけからは、繰延費用・繰延収益・引当金といった将来収益との対応項目の計上に有効な歯止めをかけることができなかった。

発足当時（1973年）のFASBは、既に「研究開発費の資産計上」「自家保険引当金の負債計上」という厄介な問題に直面しており、これに安定的な解を与えるには従来とは全く異なるアプローチが必要であると考えていた。これが概念フレームワークの構築にいたる、直接の契機といわれている。Storey and Storey[1998]は、「なぜわれわれは概念フレームワークをもつに至ったか」と問いを発し、①実務・経験・一般的受容性に基礎をおくピースミール原則、②『序説』の論理が実務に及ぼしている絶大な影響、③会計基準設定におけるABPの権威の失墜という、より根本的な事情を挙げている。それゆえ、会計基準の設定・改廃の判断基準となる揺るぎなき概念的基礎を提供することが、FASBに当初から期待された課題であったのである。

さてFASB 概念フレームワークは、何から始めたか。まず、その討議資料（FASB[1976]）において、『序説』の示す利益計算のあり様を収益費用アプローチと呼び、これに代替するものとして資産負債アプローチがあると論じた。これは、「利益とは、企業およびその経営の業績の指標である」という『序説』の考え方に立つのか、「利益とは、富の増加または経済的資源に対する支配力の増加である」という新しい考え方に立つのかという極めて論争的な問題であり、「ある項目が1期間の純利益の中で報告されるべきか、それとも「純利益から除外し直接的に持分として報告されるべきか」という論点も含んでいた。

1978～85年にかけて、FASB財務会計概念書（以下、SFACと略す）が順次公表されていく。資産負債アプローチには言及せず、「財務報告の目的」「会計情報の質的特性」「財務諸表の構成要素」「財務諸表における認識と測定」といった論点を順次示し、一定のデュープロセスを経てSFACが形成されていった。こうして、「一般に認められている概念フレームワーク」⁶（津守[2002]150頁）が形成されていったのである。

⁶ 会計専門家の個人的信念に属していた会計観が一般に認められたもの（合意された制度）となるのが、概念フレームワーク形成の最大の意義である。端的にいえば、それは概念レベルでの会計の政治化である。討議資料の公開討論の段階から、すべての資産への時価評価の適用を唱える Arthur Andersen & Co.派と、原価主義会計を維持しつつインフレーション

Storey and Storey[1998]の整理によれば、一連の概念書の意義は、まず財務報告の目的の焦点を、「所有主に対する経営者の受託責任に関する情報」や、「経営者の管理上の必要性に基づく情報」ではなく、「投資、与信その他類似の意思決定に有用な情報」に当てたことにある。つまり、利用者志向（意思決定有用性アプローチ）を第一義的な会計目的としたことである。2点目は、会計情報に求められる質的特性について、かつて重点をおいてきた「会計の規約としての性質」や、「財務諸表上の数値を算定するための規約に基づく手続きや配分」から、「財務諸表で表示される事物および事象」に焦点を当てることへと根本的な変革を行ったことである。例えば市場性有価証券への支払対価は測定値として直接的に検証可能であるが、1会計期間の減価償却の金額は用いられた会計手続きの一貫性によって間接的にしか検証できない（FASB[1980]par. 87）と、これまでとは理解を異にする質的特性論が展開されるようになったのである。そして、目的適合性を充たすなら、信頼性の欠如を補って余りあると判断できるようにしたのである。3点目は、財務諸表の構成要素のうち、資産・負債に概念的優位性を与えた点である。財務諸表の基本的な構成要素を資産および負債とし、その他の構成要素をこれに依存するものとした。また、用役潜在能力、経済的便益を強調した資産概念を措定することで、貸借対照表から計算擬制項目を排除できるようにしたのである（Storey and Storey[1998]邦訳 98-101 頁）。

このような論理展開により、FASB 概念フレームワークは、「受託責任目的」「検証可能性による信頼性の担保」「収益費用アプローチ」という『序説』の論理構成を後景に退けることに成功したのである。

もともと、認識と測定を扱った SFAC 第 5 号（FASB[1984]）においては、現行実務が 5 つの測定属性の混合からなっていることを単に確認しただけに終わった。資産負債アプローチにもとづいて、取得原価とその他の測定属性の間に概念的序列をつけることができなかつたのである。全面時価評価推進派と原価主義会計維持派との意見対立（脚注 6 参照）に直面したため、「現在の価格に基づく情報は、それが当該情報に関連するコストを費やしても妥当と認められるほど十分に目的に適合するものであり、かつ信頼できるものであり、しかも代替可能な情報よりも目的適合性が高いならば、認識されなければならない」（FASB[1984]par. 90）と、慎重な対応を選ばざるを得なかつた。Storey and Storey[1998]は、「概念書 5 号は、‘経験の蒸留’学派が作り出した会計原則書、すなわち本質的に実務的であつて概念的ではない試み、への後退なのである」（Storey and Storey[1998]邦訳 212 頁）と、否定的な評価を下している。

ここで留意しておきたいのは、原価主義会計維持派が取りあげていた時価（＝修正原価）は、80 年代初めのインフレーションへの対応（実体経済におけるフロー面での資本維持）を考慮に入れたものであり、この段階では金融資産・負債等の時価評価が議論の中心では

ション対応として費用性資産に現在原価減価償却や後入先出法の活用を唱える Ernst & Ernst 派が激しく対立したのは、その好例である（津守[2002]213-219 頁）。

なかったという点である⁷。

(2) 経済的枠組み（1970年代～1985年頃）

今日に至る米国社会の変調は、1970年代に始まる。ベトナム戦争による財政赤字、変動相場制への移行、スタグフレーションの進行、投資信託ブームの終焉と相場の低迷など、まさに不確実性の時代が到来した。資本市場では、企業年金を運用する機関投資家の台頭が顕わになってきた。1950年GMが普及させた企業年金は、国債や抵当証券などに投資されていたそれまでのものとは異なり、広範な企業の株式への分散投資が謳われ、その考え方が1974年年金法（ERISA、従業員退職所得保障法）に採り入れられた。ERISAはブルーデントマン・ルールを定めたが、拠出金が入ってくるだけの初期の段階ではインカムゲインが要らないため、キャピタルゲインだけを考えればよいとした。

ERISAの登場は、ポートフォリオの構築についての方法論についても議論を呼び起こした。ランダム・ウォーク仮説、敗者のゲーム論、効率的市場仮説、インデックス・ファンド至上論など、各種のパッシブ運用を奨励する議論が唱えられた。機関投資家のポートフォリオは、こうしたモダン・ポートフォリオ理論にもとづいて、初めにポートフォリオ全体のリスクとのトレードオフでリターン目標を設定し、次にアクティブ・パッシブの資産配分（コア部分はリスク優先でパッシブに運用し、一部をリターン優先でアクティブに運用する）を決め、次にマクロ・ミクロのファンダメンタル分析をして組み入れ銘柄を選択する。こうして最適ポートフォリオを構築するという手続きが採られるようになった。このような投資スタイルは斬新で、革命的なものであったという。70年代後半、旧来のファンド・マネジャーによる成長株投資が相場の崩壊で評判を失うと、新しいポートフォリオ投資は一気に勢いを得たという。1965～80年の間、ダウ工業株30種でEPSが2.4倍に増加したにもかかわらず、株価は逆に1割下落した（野村総合研究所[1999]78頁）。このような利益と株価の逆行は、ファンダメンタル投資を行う旧来のファンド・マネジャーや個人投資家の自信を損ねるとともに、利益数値そのものに対する信頼を失わせたと思われる。

利益は操作されているのではないか、利益概念そのものが間違っているのではないか、インフレーションが考慮されているか、市場は効率的なのだから財務報告は要らない等の利益に疑念を挟む議論は、投資意思決定に対する有用性を「錦の御旗」とするFASBの概念フレームワーク議論を後押ししたと考えられる。しかしなお、収益費用アプローチにた

⁷ 「1980年代後半、FASBは意思決定の手段として現在価値の重要性が増大していることに気づき、FASB及びその他の米国の基準設定主体が現在価値測定を実施する場合に非常に多様な方法を用いていることが気になり、会計測定において用いられる現在価値および将来キャッシュフローの見積りに関して共通のフレームワークを開発し始めたのである」（Zeff[1999]p. 119）と言われるように、こののちFASBの関心は金融商品の測定にも関わる現在価値に向けられるのである。

つ原価主義会計維持派が経営者の圧倒制多数を占め、会計基準設定に対して強い政治的圧力をかけており、その成果は SFAC 第 5 号の対応にも示されていた。

第 3 節 脱『序説』化（1980 年代半ば以降）

（1）経済的枠組み（1980 年代半ば以降）

70 年代末から 80 年代半ばに入ってくる頃、従来のコーポレート・ガバナンスのあり方に転機をもたらす重大な動きが出てきた。ここでも影の主役は、年金基金等の機関投資家であった。米国でのコーポレート・ガバナンスの最初の定義は、1950 年代の GE の経営者によって唱えられたもので、「トップマネジメントは『受託者』であり、『株主、顧客、従業員、供給業者、工場所在地のコミュニティの利益を最もよくバランスさせる』ように、企業をマネジメントする責任があるというものであった。これは、いわゆるステークホルダー重視の考え方（利害関係者均衡論）である。この考え方は、70 年代後半から頻発した敵対的買収（TOB）によって打ち砕かれた。その主役はジャンク債を財源として買収を仕掛ける LBO（レバレッジ・バイアウト）ファンドであった。株主資本コストを上回る ROE を上げていないことを口実に、「株主のための TOB である」ことを訴えて支持を集めるもので、企業経営者サイドの防戦によって TOB 価格が上がり上がることで、大株主である機関投資家の便乗を待つのである。ほんらいなら機関投資家は中立の立場だが、それゆえにこそ受託者に対する忠実義務から有利な TOB 価格に反応せざるを得ない。他方、ファンドからすれば、広汎に分散した個人株主の支持をとりつけるより、ずっと効率的に TOB 合戦ができる。ファンドはグリーン・メイラーになることもあるが、買収に成功すれば買収先の豊富な現金資産を配当や自社株購入に振り向けたり、不採算部門の売却および人員削減により資金・利益を捻出する。これら投資ファンドの株主価値最大化のやり方である。このような TOB の盛行をつうじて、米国大企業の CEO の殆どが、シェアホルダー重視の考え方（株主価値最大化論）という、コーポレート・ガバナンスの第二の定義に辿り着いた。1990 年代に入ると、経営者保身のために過度に買収防衛を行う企業に対して、議決権を行使して直接経営陣の入れ替えを要求する機関投資家も現れ、目標も責任も不明確な利害関係者均衡論は影を潜め、株主価値最大化論がガバナンスの中心に座った。

1990 年代に入ると、こうした事態に直面した取締役会が経営陣にリストラチャリングに踏み出す圧力をかけ、そのためにストック・オプション中心の役員報酬プランを提供するようになった。ストック・オプションは本来、経営陣を株主と同じ立場に立たせ株主価値重視経営を動機づけるものだが、仮に経営に失敗したとて経営陣が損失を被るわけではない。ここにモラル・ハザードを引き起こす危険がある。

株主価値を引き上げるには、株主資本コストを超える ROE を上げることだが、経営者は当然の事として総資産利益率を引き上げるべく努力を行う。資本コストを組み入れた経済付加価値（EVA）等の指標を用いて投資の事前管理を行うのであるが、資本コストを組

み込んだ高いハードル・レートを設定した場合に、収益性が低い見なされる投資は抑制される。放漫投資が抑制されるのは良いとしても、経営者は往々にして長期的収益力につながる人材育成や研究開発への先行投資を怠る危険がある。ここに短期主義という株主価値重視経営の陥穽がある。他方、ROEを引き上げる狙いから、負債による資金調達を行い資本コストを引き下げる、さらにはキャッシュ・フローを自社株購入に充てるといった積極的なレバレッジ活用策がとられる。高レバレッジ経営は当然にして収益のボラティリティを高め、不況期には企業の存続を脅かす。これらの政策は株主価値最大化とストック・オプションによって正当化され、経営者のモラル・ハザードが見逃される危険がある。

リトルトンが示していたように、経営者の本来の仕事は変化の中で「機会を掴む」ことであり、経済環境の「投機的状況を克服し、損失を回避する」ことである。「機会を掴む」ための先行投資を節約したり、「損失を回避する」ことを危うくするほどのレバレッジをかけることが株主価値重視経営によってもたらされる可能性が小さくない。経営者がストック・オプションによって動機づけられ、自らの在任中に結果を出そうとすれば、このような虞が強まることは当然である。伊丹[2006]には、その虞が現実になっている米国の実態が示されている。マクロ・レベルの資金調達状況は、1984～90年の時期と1996～2005年の時期に、相当規模で株式による資金調達がマイナスになる代わりに債券・借入による資金調達がプラスになっており、後者の方がより大規模になっている。1996年以降大幅に借入を返済している日本企業と対照的なパフォーマンスである（伊丹[2006]126頁）。そして、1993～2000年頃まで、各業界の米国トップ企業のROEは日本トップ企業に比して著しく高くなっている（伊丹[2006]20頁）。その結果、90年代においてダウ工業株30種指数は3.4倍にもなる、急速な株高が生じている（野村総合研究所[1999]81頁）。そこで生じている奇妙とも言える現象が、米国上場企業の売上高営業利益率の低位、とくに上場下位企業（ランキング下位25%企業）の極端な低位だということ。1985～2004年の米国企業の売上高営業利益率（カッコ内は日本の場合）は、マクロ・レベルが4.9%（2.7%）に対して、上場平均企業で6.1%（5.1%）、上場下位企業で-11.8%（2.9%）と、日本と比較すると上場平均・マクロ格差が米国の方が小さい。さらに、上場下位企業はマクロ・レベルを下回って赤字である。上場企業と言え、上澄みの企業という日本の常識感覚と食い違う事態が生じているのである。これは2000～2004年でとると、いっそう極端に悪化している。マクロ・レベル4.7%に対して、上場平均企業1.3%、上場下位平均企業-38.5%である（208頁）。ここから伊丹[2006]は、「米国市場にとっては株式市場とはROE至上主義の経営を強いる場になっている」（207頁）という見立てをしている。

このように見たとき、この時期を支配している米国の経済的枠組みは、「機関投資家への所有の集中（年金基金資本主義）→株主価値最大化によるガバナンス→ストック・オプションによる経営者報酬→株主価値・ROEの増大のための株主価値重視経営、レバレッジの活用（負債調達・自社株購入）→業績のボラティリティ増大（好況期の高収益・高株価、不況期の低収益・低株価）→業績不振企業のリストラクチャリング及び上場廃止・倒産（そ

の典型例が GM) →企業経営の短期主義の蔓延と企業の多産多死」と整理することができる。ここで「多産」と入れているのは、大企業のリストラクチャリングによる余剰人員が IT 起業に向い、90 年代後半から 2000 年過ぎの IT バブルの主役になったためである。人件費を変動費として捉えることができる社会であることが、このような経済的枠組みを成り立たせている。90 年代の株式ブームは IT バブル崩壊によって終焉するが、債券バブルは 2007 年のリーマン・ショックまで続く。後者の主役は投資銀行に交代したが、経済的枠組みは同様にあてはまる。

年金と家計において財産の過半を株式で保有する勤労者個人⁸も、ストック・オプションで報酬の大半が支払われる経営者も、雇用や経営の長期的継続よりも投資者としての富の増大に日常的関心があるのだとすれば、株式を通貨と同様に見るような「株式本位制」は米国に根ざしているとも言える。ここで述べてきた 80 年代半ば以降の経済的枠組みが、次に見る「投資意思決定会計→目的適合性・忠実表現→公正価値（事実・理論）」という改訂概念フレームワークの論理を基礎づけていると考えても間違いない。

(2) FASB 改訂概念フレームワーク

さて、FASB と IASB との共同プロジェクトによる改訂概念フレームワーク（FASB 側では SFAC 第 8 号）の開発は、「財務報告」（第 1 章）と「質的特性」（第 3 章）の公表で留まっている。だが、この SFAC 第 8 号（FASB[2010]）において、脱『序説』化が完成したと言ってもよい。『序説』の「受託責任会計→検証可能性→取得原価（価格総計）」という論理枠は徹底して掘り崩され、「投資意思決定会計→目的適合性・忠実表現→公正価値（事実・理論）」という論理に置き換わっている。その変貌について見てみよう。

まず、会計目的観として、意思決定有用性アプローチが掲げられていることに変わりはない。「現在及び将来の投資者が行う意思決定は、……投資から期待されるリターンに依存している。[……] リターンについての投資者、与信者、その他の債権者の期待は、報告企業に流入する正味キャッシュ・フローの金額、時機、不確実性についての評価（将来見通し）に依存している」（FASB[2010]par. OB3）。これに続いて、受託責任会計について次のように言及している点が新境地である。「報告企業に流入する正味キャッシュ・フローの将来見通しを評価するためには、[……] 報告企業にとっての資源と請求権に関する情報、ならびに、報告企業の経営者及び取締役会が企業資源の活用に関する責任をいかに効率的かつ効果的に果たしたのかについての情報を必要とする」（FASB[2010]par. OB4）。この

⁸ 2009 年 3 月時点で、日本の家計が保有する株式は投資信託と合わせて僅かに 9%、これに対して米国家計は 43%も株式で保有しているのである。債券を合わせると、その差は 12%対 53%とさらに開く。両国とも同じく 28%が保険・年金など機関投資家に預託されているが、日本の機関投資家は国債等への保守的な運用スタイルをとることが多いが、米国の場合は基本的には株式で運用されているから、株式市場がクラッシュするたびに、「あと何年働かなくては」との声が聞かれるのである（経済同友会「わが国金融・資本市場の活性化の課題」2010 年 6 月 8 日より）。

ように、受託責任目的が投資意思決定目的のなかに組み込まれている点が、新しい特徴である。但し、受託責任 (stewardship) という用語は翻訳が難しいために用いないとしている (FASB[2010]par. BC1.28)。旧概念書では受託責任会計が独立したパラグラフ (FASB[1978]pars. 50-53) として扱われていたことからすると、その自律的な論理展開の基礎が概念フレームワークからは消し去られているのである。

質的特性の階層構造は、次のように表現されている。「財務情報が有用となるためには、目的適合的であり、かつ、表現しようとする意図することを忠実に表現するものでなければならない。財務情報は、比較可能であり、検証可能であり、適時性があり、そして理解可能であれば、その有用性が高まる」(FASB[2010]par. QC4)。旧概念フレームワークの階層構造と対比すれば、第 1 に、「目的適合性」とトレードオフ関係にあった基本的特性——「信頼性」が削除され、これが「忠実な表現」に置き換えられている。第 2 に、「表現の忠実性」とならんで「信頼性」を支えていた特性——「検証可能性」が基本的特性とは切り離され、「比較可能性」「適時性」「理解可能性」とならぶ補強的特性に格下げされている。これらが最も重要な変更点であり、多くの異論が出た点でもある (FASB[2010]pars. BC3.25 and BC3.36)。

かつて SFAC 第 2 号 (FASB[1980]) では、次のように述べられていた。「信頼性と目的適合性は、しばしば相互に対立することがある。目的適合性を増大させるために会計方法が変更される場合、信頼性が損なわれることがあり、その逆もありうる。[……] 現在原価会計の提唱者は、継続事業からの現在原価利益は取得原価を基礎として計算される営業利益よりも一層目的に適合する事業業績の測定値であると考えている。[……] しかし、現在原価の決定をめぐる不確実性は相当高く、現在原価の大きさの見積りについても差異があると思われる。このような差異があるために、信頼性の内訳要素である検証可能性または表現の忠実性が損なわれることがある」(FASB[1980]par. 90)。ここには、信頼性と目的適合性とのトレードオフ関係が示されている。また、検証可能性と表現の忠実性が、「取得原価を基礎とする営業利益」を支持しており、現在原価利益を不確実性や見積の差異という点で明らかに信頼性に劣るものと見ていたことが分かる。

ところが、SFAC 第 8 号における「忠実な表現」は、目的適合性に何ら歯止めをかけるものではない。例えば忠実な表現の一要素とされる正確性 (free from error) については、「現象の記述に誤謬や脱漏がなく、報告された情報を生産するために用いられたプロセスに誤りが含まれていないということを用いる。この文脈から分かるように、それはあらゆる観点から見て完全に正確であることを求めている訳ではない。例えば、観察できない価格や価値の見積りが正確にできるとか不正確にしかできないとかを、決めつけることはできない。見積りプロセスの性格や制約が説明されており、1 つの見積りとして明瞭かつ正確に描写されているとすれば、そのような見積数値の表現は忠実であるともいえるし、見積数値を開発する適切なプロセスが選ばれ適用される場合は誤謬がないとされてきた」(FASB[2010]par. QC15)。このような理解に従えば、公正価値測定におけるレベル 3

(Mark to Model) のように「観察できない価格や価値の見積り」も、見積りプロセスに誤りがないかぎり、「忠実な表現」と認められるのである。これでは、目的適合性の歯止めとならないことは明らかである。検証可能性を、「忠実な表現」と切り離し(FASB[2010]par. BC3.36)、補強的特性の1つに格下げしたことは、この動きに拍車をかけるだろう。

検証可能性については、「互いに競争的な独立取引者間の取引における合意」といった意味での測定値を遠く離れて、「知識ある互いに独立した観察者(observers)が合意に達しうる」測定値のように、たとえ完全な合意に至らなくても、その描写が忠実な表現を満たしておれば、それでよしとする解釈が示されている。計量化された情報は必ずしも単一の見積り値である必要はなく、確率的に示された一定幅の数値も検証可能であるとされている(FASB[2010]par. QC26)。これは、公正価値測定における「類似商品の活発・不活発な市場における代替値」(レベル2)や「現在価値等理論モデルに基づく想定値」(レベル3)など、市場取引で価格が確認できないものについても、検証可能性が認められるとする拡大解釈である。

このように、「受託責任」や「信頼性」など『序説』を連想させる用語を概念フレームワークから一掃するとともに、その内容についても公正価値を正当化するものへと変質を遂げている。「受託責任会計→検証可能性→取得原価(価格総計)」という『序説』の論理は、「投資意思決定会計→目的適合性・忠実表現→公正価値」に置きかえられたとあってよい。

第4節 むすびにかえて

本章では、米国財務会計概念の変貌をとらえようとしてきた。

その出発点となる『序説』は、FASB 概念フレームワーク、改訂概念フレームワークをつうじて、今日では当初のフレームワークは解消されてしまっている。ただ、その移行の論理を見てみると、相当に強引な部分がないわけではない。たとえば、FASB 概念フレームワークでは、取得原価主義会計のもつ「財務諸表上の数値を算定するための規約に基づく手続きや配分」が、たとえば直接的検証に欠けるといってこれを低位に位置づけるわけだが、原価配分は収支に枠づけられているという点で事実としての検証に耐えうるポイントがある。それに対して改訂概念フレームワークでは、たとえば「観察できない価格や価値の見積り」について、「見積りプロセスの性格や制約が説明されており、1つの見積りとして明瞭かつ正確に描写されているとすれば、そのような見積り数値の表現は忠実であるともいえるし、見積り数値を開発する適切なプロセスが選ばれ適用される場合は誤謬がないとされてきた」(FASB[2010]par. QC15: 傍点筆者)などと、「説明」「描写」「プロセス」といった、それこそ「規約に基づく手続き」そのものを使って、「観察できない」ものの「正確性」や「忠実な表現」を裏づけようとしている。これは、機会主義的ではないだろうか。

また『序説』で説明したように、価格総計は、自らが取引当事者であり、「記録された事実」である。「活発な市場における時価」は、取引の当事者ではないが、それでもどこかに

「記録された事実」があり、活発な市場では自らも同様な価格で瞬時に取引が可能である。だが、「観察できない価格や価値の見積り」は、どこに記録された事実を求めればよいか。「はじめに公正価値測定ありき」としているようであり、一般化できない無理も生じていると思われる。そうした情報硬度を下げるオーバーランに歯止めをかける上で、『序説』の各要素は極めて有用である。

第2に、ガバナンスの失敗に関する点である。「機関投資家への所有の集中（年金基金資本主義）→株主価値最大化によるガバナンス→ストック・オプションによる経営者報酬」は、「株主価値・ROEの増大のための株主価値重視経営・レバレッジの活用（負債調達・自社株購入）」といったプロセスにおいて、多くの点でモラル・ハザードを起こしやすい。そもそも現代の有能な知識労働者は、金銭的に動機づけられなくとも成果を上げられる。逆に、有能でなかった場合に、「株主価値最大化」に偏重した経営者行動を招きやすい。CEOを取締役会長とする米国の制度自体が問題視されているが、取締役会が危急の場合にCEOを取り替えられる力量のある人物を、機関投資家や現CEOが協力して見つけることが肝要である。やはり、リトルトンがいうように、長期的な視野で「機会を掴む」活動（イノベーション）を経営者の責任としなければ、特に年金基金のように将来の支払いに備えるための長期保有を余儀なくされる投資家は、短期に走ると投資価値を損ねることになる。あるいは、年金拠出を行う企業経営者も、年金基金を短期主義に駆り立てた場合、年金費用が重い負担となって返ってくることを留意しなければならない。

第3に、本章は、「情報のフレームワーク」「計算のフレームワーク」を扱う概念フレームにも、暗黙裡に固有のドメスティックな「経済的フレームワーク」や「社会的フレームワーク」が伏在しているだろうという観点から、内発的に概念フレームワークを発展させてきたはずの米国について、経済的フレームワークに関しても変貌を見てきた。そこでは、米国ならではの株主価値重視社会が成立していることが見て取れた。人件費を変動費とできる社会システムや、基軸通貨国として世界各国から資金が還流する独占的経済優位性などは、わが国ではありえないことである。ひるがえって、わが国が「貯蓄から投資へ」と向かうには、余りに多くの関門がある。他方、外国人株主が所有比率を高める日本の優良企業では、株主価値重視の論理が入ってくる虞が十分ある。それが必要な圧力を超えて、わが国企業の強みである長期主義の部分を殺さぬようにという観点も、国際統合に立ち向かううえで必要だろう。

参考文献

- AAA[1977], Committee on Concepts and Standards for External Financial Reports, *Statement on Accounting Theory and Theory Acceptance*, AAA, 染谷恭次郎訳
[1980]『アメリカ会計学会・会計理論及び理論承認』国元書房。
Drucker, P. F.[1942, 1995], *The Future of Industrial Man*, Transaction Publishers, 上田

- 惇生訳[1998]『[新訳]産業人の未来』ダイヤモンド社（原著 1942 年）。
- FASB[1976], Discussion Memorandum, *An analysis of issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, FASB, 津守常弘監訳[1997]『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社。
- [1980], Statement of Financial Accounting Concepts No. 2, *Qualitative Characteristics of Accounting Information*, FASB, 平松一夫・広瀬義州訳[2002]『FASB 財務会計の諸概念〔増補版〕』中央経済社。
- [1984], Statement of Financial Accounting Concepts No. 5, *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, FASB, 平松一夫・広瀬義州訳[2002]『FASB 財務会計の諸概念〔増補版〕』中央経済社。
- [2010], Statement of Financial Accounting Concepts No. 8, *Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter 1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information*, FASB.
- Littleton, A. C.[1928], “What is profit?” *The Accounting Review*, Vol. 3, No. 3, pp. 278-288.
- [1929], “Value and Price in Accounting,” *The Accounting Review*, Vol. 4, No. 3, pp. 147-154.
- Paton, W. A. and A. C. Littleton[1940], AAA Monograph No. 3, *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, AAA, 中島省吾訳[1958]『会社会計基準序説〔改訳版〕』森山書店。
- Storey, R. K. and S. Storey[1998], FASB Special Report, *The Framework of Financial Accounting Concepts and Standards*, FASB, 企業財務制度研究会訳[2001]『財務会計の概念および基準のフレームワーク』中央経済社。
- Zeff, S. A.[1999], “The Evolution of the Conceptual Framework for Business Enterprises in the United States,” *Accounting Historians Journal*, Vol. 26, No. 2, pp. 89-131.
- 新井清光[1978]『会計公準論<増補版>』中央経済社。
- 安藤英義[1996]『会計フレームワークと会計基準』中央経済社。
- 石川純治[2012]「『金融・開示・取引法』優位の現代会計」『企業会計』第 64 巻第 2 号, 17-25 頁。
- 伊丹敬之[2006]『日米企業の利益率格差』有斐閣。
- 井出正介[1986]『アメリカのポートフォリオ革命』日本経済新聞社。
- 草野真樹[2012]「証券化会計と景気変動増幅効果」大日方隆編著『金融危機と会計規制』中央経済社, 277-296 頁。

- 津守常弘[2002]『会計基準形成の論理』森山書店。
- [2012]「現代会計の『メタ理論』的省察」『企業会計』第64巻第8号, 17-30頁。
- 野村総合研究所[1999]「米国大企業の財務管理」『財界展望』1999.1.1号。
- 早房長治[2001]『だれが粉飾決算をつくるのか』廣濟堂出版。
- 藤井秀樹[2011a]「FASB/IASB 改訂概念フレームワークと資産負債アプローチ」『国民経済雑誌』第204巻第1号, 17-40頁。
- [2011b]「研究の背景と課題」日本会計研究学会特別委員会（委員長 藤井秀樹）『会計基準の国際統合と財務報告の基礎概念〔中間報告〕』日本会計研究学会, 1-6頁。
- （奥村 陽一）

第3章 収益費用アプローチから資産負債アプローチへの会計観の変更と 複式簿記システムの変容

第1節 はじめに

米国財務会計基準審議会（FASB）は1973年に設立された直後から、最重要課題として概念フレームワーク・プロジェクトに取り組み、1976年12月に討議資料『財務会計および財務報告のための概念フレームワークに係わる問題の検討：財務諸表の構成要素およびそれらの測定』（FASB[1976]）を公表した。そしてそこにおいて、会計観（利益観）として財務諸表の連携を前提とする資産負債アプローチと収益費用アプローチ、かかる連携を前提としない非連携アプローチの3つを取り上げ、それぞれについて詳細に検討を行うと共に、それを受ける形でそれぞれのアプローチに基づく財務諸表構成要素すなわち資産、負債、資本、利益、収益、費用、利得、損失の定義が展開されていた。

そしてその成果として、FASBは1978年から1985年にかけて6つの財務会計概念書（SFACs）を公表し、そこにおいて、収益費用アプローチから資産負債アプローチに会計観の変更が図られていたのである。とはいえ、FASBは、測定属性については、現行の会計実務を単一の属性に基づいているものというよりもむしろ異なる属性に基づいているものと見ており、そのことから、単一の属性を選択し、あらゆる種類の資産および負債にかかる単一の属性を用いるように実務の変更を強いることよりも、むしろ異なる属性が引き続き用いられることを提案する（FASB[1984]par. 70）としていた。すなわち、当初は形式的にかかる会計観の変更が図られていたにすぎず、実質的には現行会計実務の容認に終始するという結果となっていたのである（高須・他[1991]98頁）。しかし、その後、FASBは2000年2月にSFAC第7号『会計測定におけるキャッシュ・フロー情報および現在価値の利用』を公表し、そこにおいて測定属性として公正価値の採用を規定している（FASB[2000]par. 25）。

そこで、かかる会計観の変更によりその複式簿記システムにいかなる変容がもたらされることになるのかということをも明らかにするという問題意識のもとに、本章においては、まず収益費用アプローチおよび資産負債アプローチに関して、その利益測定モデル、その会計計算構造ならびにその複式簿記システムについて考察すると共に、収益費用アプローチから資産負債アプローチへの会計観の変更による複式簿記システムの変容について明らかにする（高須[2011b]）。そしてそれを受けて、かかる会計観の変更によりもたらされることになる複式簿記システムの変容の有している意味について検討することにする。

第2節 収益費用アプローチおよび資産負債アプローチにおける利益測定モデル・ 会計計算構造・複式簿記システム

(1) 収益費用アプローチおよび資産負債アプローチにおける利益測定モデル

FASB1976年討議資料において、資産負債アプローチおよび収益費用アプローチはそれぞれ次のように説明されている。

資産負債アプローチにおいては、一定期間における営利企業の正味資源の増加測定値を利益とみなしており、一義的には、利益を資産・負債の増減額として定義している。したがって、利益の積極要素－収益－は当該期間における資産の増加および負債の減少として定義され、利益の消極要素－費用－は当該期間における資産の減少および負債の増加として定義される。すなわち、資産および負債－企業の経済的資源および将来他の実体（個人を含む）に資源を引き渡す企業の義務の財務的表現－が当該アプローチの鍵概念となる。そしてそのことから、資産・負債の属性および当該属性の変動を測定することが、財務会計における基本的な測定プロセスとみなされる。その結果、その他の財務諸表構成要素－所有主持分または資本、利益、収益、費用、利得、損失－のすべてが、資産・負債の属性測定値の差額または属性測定値の変動額として測定されることになる（FASB[1976]par. 34）。

一方、収益費用アプローチにおいては、アウトプットを獲得しそれを利益を得て販売することを目的としてインプットを活用する企業の活動成果の測定値を利益とみなしており、一義的には、利益を一定期間の収益・費用差額と定義している。すなわち、収益および費用－企業の利益稼得活動におけるアウトプットおよびインプットの財務的表現－が当該アプローチの鍵概念となる（FASB[1976]par. 38）。そしてそのことから、収益・費用を測定すること、ならびに一定期間における努力（費用）と成果（収益）を関連づけるために収益・費用認識の時点調整を行うことが、財務会計における基本的な測定プロセスとみなされる（FASB[1976]par. 39）。その結果、資産・負債の測定は、一般的には、利益測定プロセスの必要性によって規定されるのであり、当該アプローチに基づく貸借対照表は、企業の経済的資源あるいは他の実体に資源を引き渡す義務を表わさない項目を資産・負債またはその他の要素として記載することがある（FASB[1976]par. 42）。

したがって、資産負債アプローチにおいては、基本的思考として財貨動態が想定されていることになる。そのことから、取引の認識・測定にあたっては、まず認識対象として個別財貨の数量的変動が把握され、そしてその後に利益計算の観点からそれを共通尺度たる貨幣に変換するという認識・測定構造を有しているといえる。言い換えると、ここにおいては財貨数量の変動のみならず測定属性の変動も取引として認識されることになるため、取引が資産・負債の属性測定値の変動に基づいて連続的に把握されることになると共に、すべての財貨を共通尺度たる貨幣に変換するという過程すなわち評価過程が必要となる。

そこで、測定属性の選択問題が生じることになるが、ここにおいては、測定属性として将来キャッシュ・フローの現在価値が想定されていると思われるのである（高須[1998]246-247頁）。

一方、収益費用アプローチにおいては、基本的思考として貨幣動態が想定されていることになる。そのことから、取引の認識・測定にあたっては、認識対象として現金の数量的変動（現金収支）が把握されると同時にそれによって測定が行われるという認識・測定構造を有しているといえる。言い換えると、ここにおいては認識と測定を切り離すことができず、評価の問題は生じないのである。したがって、ここにおいては、その測定属性として個別取引の取引時点における取引価額（歴史的原価）が採用されることになる。しかしその一方で、現金数量の変動のみが取引として認識されることから、また、現金収支の有している特性すなわち現金支出（現金収入）は現金収入（現金支出）によって解消されるという特性から、取引が資産・負債（現金数量）の変動に基づいて非連続的に把握されることになる。そのために、資金の投下過程から回収過程への変換点（特異点）の認識が必要になる。しかも、ここにおいては取引の時点制約性が存在しないことから、利益計算において見越・繰延の操作を行うことによって過去の現金収支および将来の現金収支を無限定に操作することが可能となる。そのことから、収益費用アプローチにおいては、かかる操作性（恣意性）を排除するために収益および費用の認識基準として収益実現原則および費用対応原則の採用が行われているのである（高須[1998]247-248頁）。

(2) 収益費用アプローチおよび資産負債アプローチにおける会計計算構造

①収益費用アプローチにおける会計計算構造

収益費用アプローチにおいては、まず過去、現在および将来の収入を「実現原則」に基づいて収益として認識すると共に、その後「対応原則」に基づいてかかる収益を稼得するために行われた過去、現在および将来の支出を費用として認識するという基本構造を有している。しかもそのために、ここにおいては過年度の収入および支出の繰延処理、当年度の収入および支出の収益・費用処理、将来年度の収入および支出の見越処理を通じて収益および費用の認識・測定が行われることになるのである。

そこでここにおいて、当該期間の取引（資本取引を除く）を「現金勘定」と「現金収支勘定」のみを用いて記帳するシステムを措定すると、当該諸勘定は図表 3-1 のようになる。

図表 3-1 現金勘定および現金収支勘定

①期首時点

現金勘定		資本金勘定	
期首在高			期首在高

②期末時点

現金勘定		現金収支勘定	
期首在高	支 出	支 出	収 入
収 入			

次に、上記の「現金収支勘定」を繰延処理および見越処理に基づいて修正することによって「損益勘定」を創り出すことにする。そしてその場合には、「現金勘定」もそれに対応する形で変形されることになり、かかる変形後の「現金勘定」と「資本金勘定」に基づいて「残高勘定」を作成すると図表 3-2 のようになる。

図表 3-2 現金勘定および現金収支勘定の変形

現金勘定		現金収支勘定	
期首在高	支 出	支 出	収 入
収 入	収入・未支出	収入・未支出	収益・未収入
収益・未収入	収入・未収益	収入・未収益	支出・未収入
支出・未収入	費用・未支出	費用・未支出	支出・未費用
支出・未費用			
⇓		⇓	
残高勘定		損益勘定	
現金 (期末)	収入・未支出	支 出	収 入
収益・未収入	収入・未収益	収入・未支出	収益・未収入
支出・未収入	費用・未支出	収入・未収益	支出・未収入
支出・未費用	資本金 (期首)	費用・未支出	支出・未費用
		(費 用)	(収 益)

したがってこのことから、収益費用アプローチにおける「残高勘定」においては、資産項目のうち、(1)収益・未収入項目については将来の収入額に基づいて、(2)支出・未収入項目については過去の支出額または将来の収入額に基づいて、また、(3)支出・未費用項

目については過去の支出額に基づいて計上されることになり、一方、負債項目のうち、(4) 収入・未支出項目については過去の収入額または将来の支出額に基づいて、(5) 収入・未収益項目については過去の収入額に基づいて、また、(6) 費用・未支出項目については将来の支出額に基づいて計上されることになるといえる。しかもそのことは、「損益勘定」において、当該期間における現金収支を出発点として、それに見越および繰延の会計処理を行うことによって純利益の算定が行われた結果として生じているのである。

②資産負債アプローチにおける会計計算構造

資産負債アプローチにおいては、まず財貨（経済的資源および義務）の数量的変動を把握し、その後それを共通尺度たる貨幣に変換することによって資産および負債の変動ならびに収益および費用の発生として認識するという基本構造を有している。言い換えると、ここにおいては財貨数量の変動のみならず測定属性の変動も取引として認識されることになるのである。

そこでここにおいて、当該期間の取引（資本取引を除く）を「残高勘定」と「損益勘定」のみを用いて記帳するシステムと措定すると、当該諸勘定は図表 3-3 のようになる。

図表 3-3 残高勘定および損益勘定

①期首時点

残高勘定	
現金	資本金

②期末時点

残高勘定		損益勘定	
現金 (期首)	資本金 (期首)	資産減少 負債増加	資産増加 負債減少
資産増加 負債減少	資産減少 負債増加	(費用)	(収益)

しかも、資産負債アプローチにおいては、資産および負債の変動が将来キャッシュ・フローの現在価値（SFAC 第 7 号に基づけば公正価値）を測定属性として測定されることから、資産負債アプローチにおける「残高勘定」は図表 3-4 のように解釈されることになる。そして、「損益勘定」においては、かかる結果を受けて、当該期間における損益取引に係わる資産項目および負債項目の変動に基づいて純利益の算定が行われることになるのである。

図表 3-4 資産負債アプローチにおける残高勘定の解釈

残高勘定	
資 産 (公正価値)	負 債 (公正価値)
	----- 資本金 (期首)

(3) 収益費用アプローチおよび資産負債アプローチにおける複式簿記システム

FASB は 1976 年討議資料において、収益費用アプローチおよび資産負債アプローチを共に連携財務諸表を前提とする利益測定アプローチと捉えており (FASB[1976]par. 33) , しかも複式記入発生主義会計は連携を定式化したものである (FASB[1976]par. 82) と述べている。そこで、ここにおいては、収益費用アプローチおよび資産負債アプローチにおける複式簿記システムについて検討することにする。

①収益費用アプローチにおける複式簿記システム

収益費用アプローチにおいては、貨幣動態が想定されていることから、現金数量の変動 (現金収支) に基づいて一次認識 (取引仕訳) が行われることになる。そしてその後に、二次認識 (決算仕訳) において収益・費用の測定および一定期間における努力 (費用) と成果 (収益) を関連づけるための収益・費用認識の時点調整が行われることになる。すなわち、ここにおいて見越・繰延の手続が行われることになるのである。

そのことから、ここにおいては、その記帳にあたって次の 2 つの仕訳を思考することができる。そしてそのことを、設例 (設例 1) に基づいて示したのが、図表 3-5 である。

仕訳例示 1 においては、取引仕訳にあたって認識対象である現金数量の変動に基づいて収入・支出の記帳が行われている。そしてその後、決算仕訳にあたって、利益計算の観点からその修正計算、すなわち在庫商品に対応する現金 (支出) の戻し記帳が行われている。したがって、ここにおける「商品支出」勘定 (資産勘定) は「商品」そのものを表わしているのではなく、「商品に投下された現金」を表わしているのである。そのことから、ここにおいては、すべての取引が「現金 (資産・負債・資本) の系列」と「現金収支 (収益・費用) の系列」により二面的に把握されると共に、現金収支に基づいて分類的に認識されているといえるのである。

[設例1]

- ① 商品10個を購入して、現金3,000円を支払った。
- ② 上記商品6個を販売して、現金2,400円を受け取った。
- ③ 決算日に、上記商品4個を在庫していた。

図表 3-5 仕訳例示 (収益費用アプローチ)

[仕訳例示1]

① (借) 支出	3,000	(貸) 現金	3,000
② (借) 現金	2,400	(貸) 収入	2,400
③ (借) 商品支出	1,200	(貸) 支出	1,200

[仕訳例示2]

① (借) 商品支出	3,000	(貸) 現金	3,000
② (借) 現金	2,400	(貸) 商品収入	2,400
③ (借) 商品収入	2,400	(貸) 収入	2,400
(借) 支出	1,800	(貸) 商品支出	1,800

それに対して、仕訳例示2においては、取引仕訳にあたって認識対象である現金数量の変動に基づいて相手勘定である資産および負債の記帳が行われている。したがって、ここにおける「商品支出」勘定（資産勘定）は「商品に投下された現金」を、また「商品収入」勘定（負債勘定）は「商品から回収された現金」を表わしているのである。そしてその後、決算仕訳にあたって、利益計算の観点からその修正計算、すなわち当該期間における「商品の販売」に対する実現原則に基づく収益の認識（「商品収入」勘定の「収入」勘定への振替）と対応原則に基づく費用の認識（「商品支出」勘定の「支出」勘定への振替）が行われている。そのことから、ここにおいても「現金（資産・負債・資本）の系列」と「現金収支（収益・費用）の系列」により二面的に把握されているのであるが、そのことは利益計算の観点から決算仕訳において現れてくるのみであり、取引仕訳においては現金収支に基づいてそれと因果的に認識されているといえるのである¹。

②資産負債アプローチにおける複式簿記システム

資産負債アプローチにおいては、財貨動態が想定されていることから、財貨数量の変動に基づいてまず認識が行われ、その後、利益計算の観点からそれが貨幣額に変換されることになる。したがって、ここにおいては財貨数量の変動のみならず測定属性の変動も取引として一次認識（取引仕訳）されることになり、利益計算の観点から二次認識（決算仕訳）を行う必要はない。

¹ 因果的複式簿記と分類的複式簿記については、井尻[1976]121-126頁を参照されたい。

そのことから、ここにおいては、その記帳にあたって次の2つの仕訳を思考することができる。そしてそのことを、設例（設例1）に基づいて示したのが、図表3-6である。

図表 3-6 仕訳例示（資産負債アプローチ）

[仕訳例示3]			
① (借) 商品	3,000	(貸) 収益	3,000
(借) 費用	3,000	(貸) 現金	3,000
② (借) 現金	2,400	(貸) 収益	2,400
(借) 費用	1,800	(貸) 商品	1,800
③	(仕訳なし)		
[仕訳例示4]			
① (借) 商品	3,000	(貸) 現金	3,000
② (借) 現金	2,400	(貸) 商品	1,800
		(貸) 収益	600
③	(仕訳なし)		

仕訳例示3においては、取引仕訳にあたって認識対象である財貨数量の貨幣変換額の変動（資産および負債の変動）に基づいて収益および費用の記帳が行われている。そのことから、ここにおいては、すべての取引が「資産・負債・資本の系列」と「収益・費用の系列」により二面的に把握されると共に、財貨数量の貨幣変換額の変動に基づいて分類的に認識されているといえるのである。

それに対して、仕訳例示4においては、財貨数量の貨幣変換額の変動が因果的に認識されているように見える。しかし、これらの仕訳も収益勘定と費用勘定の相殺が行われることによりそれが純額で記帳されていることから生じた仕訳であるといえる。したがって、ここにおいても「資産・負債・資本の系列」と「収益・費用の系列」により二面的に把握されると共に、財貨数量の貨幣変換額の変動に基づいて分類的に認識されているといえるのである。

(4) 会計観の変更による複式簿記システムの変容

収益費用アプローチにおける複式簿記システムにおいても資産負債アプローチにおける複式簿記システムにおいても共に、「資産・負債・資本の系列」と「収益・費用の系列」により二面的に把握がなされていることから、すなわち、いずれのアプローチにおいても「純利益」を結節点とする複式簿記システムが採用されていることから、その意味で、これらは基本的に同型性を有しているといえる。

しかし、収益費用アプローチに基づく仕訳例示1においては、ここにおいて分類的複式簿記が採用されていることから、「収益・費用（現金収支）の系列」については総額によ

る記帳がなされているが、「資産・負債・資本（現金）の系列」については総額による記帳がなされている「現金」項目を除き純額による記帳しか行われていない。それに対して、仕訳例示 2 においては、取引仕訳にあたり因果的複式簿記が採用されていることから、「資産・負債・資本（現金）の系列」については「現金」項目のみならず総額による記帳がなされているが、「収益・費用（現金収支）の系列」については純額による記帳しか行われていないのである。

一方、資産負債アプローチに基づく仕訳例示 3 においては、ここにおいて分類的複式簿記が採用されていることから、「資産・負債・資本の系列」についても「収益・費用の系列」についても、総額による記帳が行われている。それに対して、仕訳例示 4 においては、分類的複式簿記が採用されているものの、そこにおいては収益勘定と費用勘定の相殺が行われていることから、「資産・負債・資本の系列」については総額による記帳がなされているが、「収益・費用の系列」については純額による記帳しか行われていないのである。

したがって、収益費用アプローチから資産負債アプローチへの会計観の変更に伴い仕訳例示 3 のような複式簿記システムが採用される場合には、現行の複式簿記システムに変更がもたらされることになる。しかし、そこにおいて仕訳例示 4 のような複式簿記システムが採用される場合には、従来採用されてきた複式簿記システムが仕訳例示 2 と類似のものと考えられることから、現行の複式簿記システムに大きな変更がもたらされることはないといえるのである。

第 3 節 会計観の変更による複式簿記システムの変容の有している意味

本節においては、上記の検討結果を、複式簿記システムの機能という観点から再検討することにする。すなわち、ここにおいては会計機能としてあげられている記録機能・計算（利益計算）機能・報告機能という 3 つの機能の相互関係という観点から、会計観の変更に伴う複式簿記システムの変容の有している意味を明らかにすることにする。

(1) 会計観の変更による複式簿記システムの変容と会計機能

①会計機能と複式簿記システム

記録機能の観点からは、複式簿記システムにおいて個別取引を「二重記録」することが要請されると共に、記録の目的が個別取引の管理および財産管理を行うことにあるため、ここにおいては個別取引に基づく資産・負債・資本の変動を記録することが重要となる。

一方、利益計算機能の観点からは、複式簿記システムにおいて利益を「二重計算」することが要請されるため、ここにおいては資産・負債・資本の変動を把握すると共に、収益・費用の発生を把握することが共に重要となる。

それに対して、報告機能の観点からは、複式簿記システムに基づいて誘導法により作成

される財務諸表を報告することが要請されるため、それは報告目的に規定されることになり、複式簿記システムの基本構造にいかなる影響を与えるものでもない。むしろ、この機能は、収益費用アプローチと資産負債アプローチの間の選択問題と関連し、財務諸表の「表示」に関わっているといえる。

したがってこれらのことから、会計機能の観点から複式簿記システムに影響を及ぼすのは、記録機能と利益計算機能の統合をめぐる問題であり、それから派生して、今日においては会計問題として利益計算機能と報告機能の統合をめぐる問題が存在するといえる。

②複式簿記システムにおける記録機能と利益計算機能の統合

ここにおいて問題となるのは、収益費用アプローチにおける複式簿記システムにおいては、記録機能の観点から行われる個別取引に基づく取引仕訳と利益計算機能の観点からその修正を行う決算仕訳をめぐる問題である。それに対して、資産負債アプローチにおける複式簿記システムにおいては、取引仕訳が利益計算機能の観点に基づいて行われるため決算仕訳を行う必要はなく上記のような問題は理論的には生じないことになるが、取引仕訳の中で実務上は記録機能の観点から行われる個別取引に伴う財貨数量の変動に基づく取引仕訳と利益計算機能の観点から行われる財貨数量の変動に基づく取引仕訳をめぐり上記と同様の問題が生じると共に、それに加えて測定属性の変動に基づく取引仕訳をめぐる問題がここにおいては生じることになる。

(i) 収益費用アプローチにおける記録機能と利益計算機能の統合

収益費用アプローチにおける複式簿記システムにおいて記録機能と利益計算機能の統合にあたり問題となるのは、記録機能の観点から行われる個別取引の取引仕訳と利益計算機能の観点からその修正を行う決算仕訳をめぐる問題にどのように対応するかという点である。すなわち、ここにおいては、記録機能と利益計算機能の共存を図るために、記録機能の観点から行われる取引仕訳を利益計算機能の観点から修正する決算仕訳の影響を次期の複式簿記システムからいかにして排除するかという点にあるといえる。

そして、現行の複式簿記実務においては、そのためのシステムをそこに認めることができる。例えば、経過勘定について開始仕訳において行われる再修正仕訳、棚卸資産の低価格法に基づく評価替えに洗替法を適用した場合に開始仕訳において行われる再修正仕訳、固定資産の減価償却における間接法の適用などがその例である。

このことを敷衍すると、収益費用アプローチにおける複式簿記システムにおいては、記録機能と利益計算機能の共存が図られており、そのことからここでは資産・負債・資本の変動について「二重記録」が行われた上で、利益の「二重計算」が行われているといえる。言い換えると、ここにおいては利益計算が資本の変動計算として行われることになり、利益勘定は資本勘定の下位勘定として位置づけられることになる（高須[2012]7頁）。

(ii) 資産負債アプローチにおける記録機能と利益計算機能の統合

資産負債アプローチにおける複式簿記システムにおいて記録機能と利益計算機能の統合にあたり問題となるのは、記録機能の観点から行われる個別取引に伴う財貨数量の変動に基づく取引仕訳と利益計算機能の観点から行われる財貨数量の変動に基づく取引仕訳および測定属性の変動に基づく取引仕訳をめぐる問題にどのように対応するかという点である。すなわち、ここにおいても上記と同様に記録機能と利益計算機能の共存を図るためには、記録機能の観点から行われる個別取引に伴う財貨数量の変動に基づく取引仕訳に修正をもたらすことになる利益計算機能の観点から行われる財貨数量の変動に基づく取引仕訳および測定属性の変動に基づく取引仕訳の影響を次期の複式簿記システムからいかにして排除するかという点にあるといえる。

しかしここにおいては、個別財貨の数量的変動および測定属性の変動に基づき取引の認識が行われることから、記録機能の観点から行われる個別取引に伴う財貨数量の変動に基づく取引仕訳も利益計算機能の観点から行われる財貨数量の変動に基づく取引仕訳および測定属性の変動に基づく取引仕訳も同様に取引仕訳として認識されることになる。言い換えると、ここでは個別取引に基づく記録機能と利益計算機能の共存を図るということはもともと想定されていないといえる。したがって、この記録機能の観点から開始仕訳において再修正仕訳が行われることはない。

とはいえ、ここにおいても利益の「二重計算」と共に「二重記録」も行われている。ただし、そこにおける「二重記録」は資産・負債・資本の変動と収益・費用の発生「二重記録」であり、利益の「二重計算」と重なり合うものである。

このことを敷衍すると、資産負債アプローチにおける複式簿記システムにおいても、記録機能と利益計算機能の共存が図られているといえる。しかし、ここでは記録機能の対象となる取引の範囲が個別取引より拡張されており、その意味で個別取引に基づく記録機能とは共存が図られていないといえるのである。言い換えると、ここでは利益の「二重計算」を行うという利益計算機能にその記録機能も包含されており、個別取引に基づく記録機能と利益計算機能の共存を図るためには、「勘定システム」の構築にあたりその対応を図ることになる。

③複式簿記システムにおける利益計算機能と報告機能の統合

報告機能の観点からは、それは複式簿記システムの基本構造にいかなる影響も与えるものではなく、むしろ、この機能は、今日的には収益費用アプローチと資産負債アプローチの間の選択問題と関連し、財務諸表の「表示」に関わるものといえる。

しかし、収益費用アプローチから資産負債アプローチへの会計観の変更が図られる中、これまでその統合をめぐり、資産負債アプローチに基づく利益測定モデルの枠組みの中で収益費用アプローチに基づく利益である稼得利益を表示する方法、資産負債アプローチに基づく利益測定モデルの枠組みの中で収益費用アプローチに基づく利益測定モデルを重層

的に取り込む方法、収益費用アプローチに基づく利益測定モデルの枠組みのもとに資産負債アプローチに基づく利益測定モデルを拡張的に取り込む方法、収益費用アプローチに基づく利益測定モデルの枠組みの中で資産負債アプローチに情報的に対応する方法というように、多くの方法が実務上で提案されている（高須[2003]61-62頁）。

したがって、これらの動向に対しては複式簿記システムにおいても対応がなされなければならないが、その場合には「勘定システム」の構築においてその対応が図られることになる。

(2) 会計観の変更による複式簿記システムの変容の意味

記録機能の観点からは、個別取引に基づく資産・負債・資本の変動を記録することが重要となることから、収益費用アプローチにおいては仕訳例示 2 が、資産負債アプローチにおいては仕訳例示 3 および仕訳例示 4 が採用されることになる。

一方、利益計算機能の観点からは、資産・負債・資本の変動を把握すると共に、収益・費用の発生を把握することが共に重要となることから、収益費用アプローチにおいては最適解がなく、そのため仕訳例示 1 および仕訳例示 2 のいずれが採用されてもよいのに対して、資産負債アプローチにおいては仕訳例示 3 が採用されることになる。

そしてこのことから、収益費用アプローチにおいては記録機能と利益計算機能の共存を図るものの、どちらかといえば記録機能の観点を重視することから仕訳例示 2 が採用されるといえる。一方、資産負債アプローチにおいては記録機能と利益計算機能の共存を図るものの、どちらかといえば利益計算機能の観点を重視することから仕訳例示 3 が採用されることになる。

したがって、収益費用アプローチから資産負債アプローチへの会計観の変更により、複式簿記システムに変容が生じることになるが、ここにおいてとりわけ重要なのは、それに伴い記録機能と利益計算機能の関係に変質が生じることである。そしてそれは、収益費用アプローチにおける複式簿記システムにおける記録機能が個別取引の記録に限定されているのに対して、資産負債アプローチにおける複式簿記システムにおける記録機能が個別取引に基づく財貨数量の変動のみならず、個別取引に基づかない財貨数量の変動および測定属性の変動の記録にまで拡張されていることに起因するのである。

このことから、資産負債アプローチにおける複式簿記システムにおいて個別取引に基づく記録機能と利益計算機能の共存を図るためには、「勘定システム」の構築にあたり対応を図ることが必要になる。

また、報告機能の観点から、資産負債アプローチにおける複式簿記システムにおいて収益費用アプローチにおける利益測定モデルにも対応しようとする場合には、ここにおいても「勘定システム」の構築においてその対応を図ることが必要になる。

第4節 おわりに

以上において、収益費用アプローチから資産負債アプローチへの会計観の変更によりその複式簿記システムにいかなる変容がもたらされることになるのかということをも明らかにするという問題意識のもとに、まず収益費用アプローチおよび資産負債アプローチに関して、その利益測定モデル、その会計計算構造ならびにその複式簿記システムについて考察すると共に、収益費用アプローチから資産負債アプローチへの会計観の変更による複式簿記システムの変容について明らかにしてきた。そしてそれを受けて、かかる会計観の変更によりもたらされることになる複式簿記システムの変容の有している意味について検討してきた。

その結果、かかる会計観の変更に基づきその複式簿記システムに変容が生じることになるのであるが、その時にこれまで収益費用アプローチにおける複式簿記システムが果たしてきた記録機能および利益計算機能をそこにおいても果たすことが必要であるとすれば、そのためには「勘定システム」の構築においてその対応を図ることが必要になることが明らかになった。

参考文献

- FASB[1976], Discussion Memorandum, *An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, FASB, 津守常弘監訳[1997]『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社。
- [1984], Statement of Financial Accounting Concepts No. 5, *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, FASB, 平松一夫・広瀬義州訳[2002]『FASB 財務会計の諸概念〈増補版〉』中央経済社。
- [2000], Statement of Financial Accounting Concepts No. 7, *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, FASB, 平松一夫・広瀬義州訳[2002]『FASB 財務会計の諸概念〈増補版〉』中央経済社。
- 石川純治[2011]『複式簿記のサイエンス—簿記とは何であり、何でありうるか—』税務経理協会。
- 井尻雄士[1976]『会計測定の理論』東洋経済新報社。
- 高須教夫[1996]「FASB 概念フレームワークにおける簿記計算システムの展開—資産負債アプローチと収益費用アプローチ—」日本簿記学会簿記理論研究部会(部会長 土方久)『簿記における利益計算システムの研究〔最終報告〕』日本簿記学会, 35-44 頁。
- [1998]「FASB 概念フレームワークにおける利益概念の錯綜—包括利益と稼得利益—」山地秀俊編『原価主義と時価主義』神戸大学経済経営研究所, 243-260 頁。

- [2000]「会計観の変更と複式簿記システム—収益費用アプローチと資産負債アプローチ—」日本簿記学会簿記理論研究部会（部会長 高須教夫）『複式簿記システムの拡張可能性とその限界〔最終報告〕』日本簿記学会，80-87頁。
- [2003]「FASB 概念フレームワークと包括利益計算書」日本会計研究学会スタディ・グループ（主査 郡司 健）『現代会計構造の研究—新会計システムの構築に向けて—〔最終報告〕』日本会計研究学会，57-62頁。
- [2005]「会計観の変更と財産管理機能の変質」『研究資料』（兵庫県立大学）第193号，1-11頁。
- [2011a]「複式簿記とキャッシュ・フロー計算書—因果的簿記と分類的簿記—」『日本簿記学会年報』第26号，37-47頁。
- [2011b]「資産負債アプローチと会計計算構造—会計観の変更と複式簿記システムの変容—」日本会計研究学会特別委員会（委員長 藤井秀樹）『会計基準の国際統合と財務報告の基礎概念〔中間報告〕』日本会計研究学会，27-37頁。
- [2012]「会計機能の変遷と複式簿記の変容」『財務会計研究』第6号，1-18頁。
- ・藤井秀樹・浦崎直浩・原陽一・山地範明・富増和彦[1991]「FASB 概念フレームワークにおける基本問題—定義・認識・測定をめぐって—」『産業経理』第51巻第3号，94-98頁。

（高須 教夫）

第4章 財務報告の目的と質的特性に関する補論

第1節 はじめに

会計行為は、企業の経済活動を一定の測定ルールを用いて財務諸表に写像する活動である。経営者は、ステークホルダーとの信頼関係を築くために、社会的に許容された合理的な測定ルールを用いる。そのような観点から会計行為を方向づけるものが一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行（会社法 431 条）である。一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行を構成するものの 1 つが、経済活動の認識・測定のルールとしての企業会計原則や企業会計基準等である。

日本では、伝統的に企業会計原則が企業会計における期間損益計算のフレームワークとしてその役割を果たしてきた。企業会計原則は、企業会計を行うに際して従わなければならない準拠枠であり、企業会計原則に準拠した会計実務は一定程度の共通性を有し、その結果として作成される財務諸表には比較可能性や信頼性が付与されることになる。企業会計原則は、取得原価主義会計という概念フレームワークとして構成されているものであるが、時代の推移や経済環境の変化により企業会計原則では適切に処理できない経済活動が生まれるなど、会計実務の準拠枠としての妥当性が問題とされるようになってきた。

とりわけ、1980 年代以降に進展した金融の自由化・経済のグローバル化の進展により、会計基準を策定するときの理論的な準拠枠の開発が各国の基準設定機関の重要な課題であった。その準拠枠を財務会計の概念フレームワークと呼んでおり、アメリカでは 1970 年代から概念フレームワークの開発が進められ、それが英語圏の国々に波及していった。概念フレームワークは、企業会計の基礎にある前提や概念を体系化したものであり、それによって会計基準に対する理解が深まり、財務諸表の利用者が会計基準を解釈するときの無用のコストが生じることを避けるという効果（企業会計基準委員会[2006]前文・概念フレームワークの役割）も期待できる。

指摘するまでもなく、財務会計の概念フレームワークは、財務報告を取り巻く現在の制約要因を反映している。制約要因とは、市場慣行、投資家の情報分析能力、法の体系やそれを支える基本的な考え方、基準設定の経済的影響に関連する社会的な価値判断（企業会計基準委員会[2006]前文・会計基準を取り巻く環境）を指している。今日では、それらの制約要因は均質化が進んでおり、各国の違いは解消されつつある。その傾向が顕著な領域は、ビジネス環境であり、財、サービス、マネー、人材などの国際的な移動に対する障壁が取り払われ、共通のルールに基づく自由な取引が実現されつつある（企業会計基準委員

会[2006]前文・会計基準を取り巻く環境)。その一環で、会計基準についても国際的な収斂が進められていることは周知のところである。

本章は、筆者が中間報告書において担当した財務報告の目的と質的特性に関する補足的議論を展開することを目的とする。それは、本特別委員会としての見解を提示するものではなく、筆者の私見に基づいた議論であることを予めお断りしておきたい。

第2節 財務報告の目的と会計行為の信頼性

(1) 財務報告の目的との関連での議論

ここでは、株式会社という機構及び出資と経営の分離を前提に議論を進めることにしたい。周知のように、取得原価主義が制度会計の基盤となっている。伝統的な企業会計の理論では、株主と経営者の委任・受任の関係に基づいて、経営者が受託責任をどのように履行したかを財務的側面から明らかにすることにアカウンタビリティの中心的課題があり、それを支えるものが取得原価主義であった。そこでは、経営者の受託責任は株主からの名目的な出資額に限定されるために、出資された貨幣資本を維持した後の余剰分を利益として計算する貨幣資本利益計算が企業会計の中心を形作る。

貨幣資本利益計算では、株主が出資した貨幣資本を維持することに目的があり、企業活動に投下した貨幣資本の回収過程において、その投下資本を維持した後の余剰分を利益として計算するが、投下資本を維持したかどうかの評価のベースとなるものが取得原価である。貨幣資本利益計算は、過去の支出額である取得原価を基礎として利益計算を行うため、企業経営を取り巻く種々の環境条件を考慮しない。

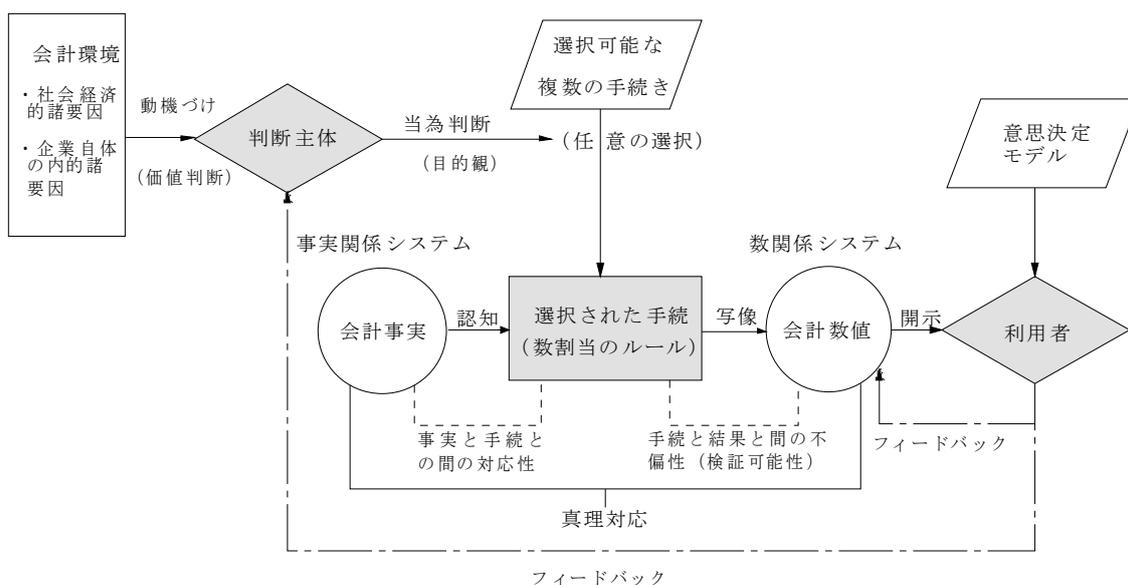
このような枠組みの中では、株主に対する会計情報の役立ちは、投資額が維持されているかどうかについての判断に資するか否かに依存する。つまり、受託責任の履行に関する判断ができるような情報は、株主の判断目的（情報の利用目的）に照らして信頼できるものとして解釈することができる。しかし、そこでは会計情報の信頼性を評価するための具体的な基準が明らかではない。この点を会計行為に即して敷衍してみたい。

会計行為は、「企業の利益稼得の物的・経済的事実関係（例えば、商品を購入し販売するという事実関係）を一定の測定ルール（会計処理の原則・手続）を介して貨幣的・経済的数関係（会計報告書）として写像する活動である」（武田[2008]4頁）と規定することができる。かかる会計行為を方向づけるものが「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」（会社法431条）である。会計慣行は、「その時々々の社会経済的意味状況下において成立する価値（妥当な会計的判断）の均衡体系」（武田[1982]25頁）であり、歴史的時間のなかで安定化した行為基準としての性格を有する。

周知のように、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」を構成するものの一つが企業会計原則や企業会計基準等である。企業会計原則は、「企業会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを要約したもの」（企

業会計原則の設定について二 1) であって、社会的に承認されたものであるという意味で規範的性格を有する。その一般原則の一として真実性の原則が掲げられている。この原則は、企業の財政状態及び経営成績に関する真実な報告を義務づけるもので、財務諸表規則 5 条 1 項 1 号の規定によりキャッシュ・フローの状況についても同様の情報の提供が求められている。

図表 4-1 会計行為のプロセスとアカウントの判断の体系



出所：武田[1982]173 頁，図 11-1「会計測定・伝達の概念的フレームワーク」を基に筆者の理解に基づいて一部加筆したものである。

ここであえて指摘するまでもなく、わが国企業会計における当為命題としての最高規範が前述の真実性の原則であり、「財務諸表の真実性は、会計原則や基準に従うかぎりにおいて保証される」（武田[1982]193 頁）ものと解釈される。しかも、かかる財務諸表の真実性は、一般に公正妥当と認められたところに従ってえられたものであるから、社会的に一般に承認された制度的真実性（武田[1982]193 頁）であると考えることができる。つまり、企業会計原則が、貨幣資本利益計算という目的のもとで妥当性を有する会計処理の判断の体系をなしている。

図表 4-1 は、会計行為のプロセスを図式化したものである。そこでは、アカウントは、会計環境によって動機付けがなされ、一定の目的観をもって会計事実のインプットを行い、選択可能な複数の手続きのなかから当該目的に照らして最適なものを選択し、それによって会計事実を会計数値へと変換することが示されている。企業会計原則の一般原則は、その図における会計環境に関する事実判断、それに基づいた会計行為のための価値判断、当該価値判断に基づいた会計事実のインプットとその処理に用いる適切な手続きの選

択という会計行為に作用することになる。それ故に、企業会計原則に基づいた会計事実の認識・測定及びそれに基づいて作成される会計情報の信頼性の有無は、財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況について真実な内容となっているか否かにかかっている。別言すれば、株主にとっての会計情報の信頼性は企業会計原則に準拠する限りにおいて得られる情報の質的特性であると解釈することができる。

(2) 法律等における信頼性にかかる関連規定

会社法によれば、株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従ってそれを行い（会社法 431 条）、法務省令で定めるところより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない（会社法 432 条）。さらに、法務省令で定めるところより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書その他の株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるもの。）及び事業報告並びにこれらの付属明細書を作成しなければならない（会社法 435 条 2）。

これらの規定から知られるように、会社法上計算書類の作成に係る用語として信頼性という用語は法律上みられない。信頼性に関連する用語として虚偽の記録、虚偽の記載、虚偽の公告等の法文上の表記を除けば、信頼性に係る用語としては上記の「正確な会計帳簿」の正確性のみである。また、会計慣行への準拠という点から、すでに述べたように計算書類で提供される情報には真実性の与件があるといえる。情報に虚偽がないか、情報が正確であるかについては、株主は直接確認することができないため、現実的には独立の第三者による情報の検証に依拠せざるをえない。

この点については、次のような規定が見られる。それら計算書類及び付属明細書は、監査役及び会計監査人の監査を受けなければならない（会社法 436 条 2 一）。この場合の、監査とは、公認会計士法 2 条 1 項に規定する監査のほか、計算関係書類に表示された情報と計算関係書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含んでいる（会社計算規則 149 条 2）。周知のように、監査基準において、財務諸表の監査は財務諸表の信頼性を担保するための制度として位置づけられているところから（監査基準一 1）、会計情報の信頼性は制度的には監査によって得られる質的特性であると考えられる。

監査基準（第一 監査の目的）によれば、財務諸表の監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。財務諸表の表示が適正である旨の監査人の意見は、財務諸表には、全体として重要な虚偽の表示がないということについて、合理的な保証を得たとの監査人の判断を含んでいる。

監査の目的に関する上記の説明から理解できるように、信頼性とは財務諸表に虚偽表示

がないという合理的な保証の程度を示す概念であるということが述べられている。それでは、財務諸表の表示が適正であること、つまり財務諸表には重要な虚偽表示がないという合理的保証はどのようにして得られるのであろうか。次にそれを明らかにしたい。

(3) 監査基準における信頼性の意味

監査の目的は、経営者の作成した財務諸表に対して、監査人が意見を表明することにある。具体的には、財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することに監査の目的がある。監査報告書における適正意見の表明は、財務諸表及び監査報告書の利用者からは、結果的に、財務諸表には全体として重要な虚偽の表示がないことについて、合理的な範囲での保証を与えているものとして理解される（監査基準の改訂について、三 1 (1)－(5)）。

このように我が国の監査基準では、財務諸表の信頼性は、財務諸表が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していることを担保する概念であり、この場合の適正表示とは一般に公正妥当と認められる企業会計の基準への準拠性を意味し、合理的な範囲で重要な虚偽表示がないことを意味している。株主は、その限りにおいて、財務諸表を信じそれに頼って自らの意思決定を行うことができる。

次に、合理的な範囲で重要な虚偽表示がないことを証明する方法について触れておきたい。それは、平成三年の監査基準の改訂に際して取り入れられた方法であり、一般にリスク・アプローチと呼ばれている。リスク・アプローチに基づく監査は、重要な虚偽の表示が生じる可能性が高い事項について重点的に監査の人員や時間を充てることにより、監査の効果や効率を高めることを目的として実施される（監査基準の改訂について、三 3(1)）。

リスク・アプローチに基づく監査の実施においては、監査リスク¹を合理的に低い水準に抑えることが求められる。すなわち、監査人の権限や監査時間等には制約もある中で、財務諸表の利用者の判断を誤らせることになるような重要な虚偽の表示を看過するリスクを合理的な水準に抑えることが求められるのである。このため、固有リスク²と統制リスク³とを評価することにより、虚偽の表示が行われる可能性に応じて、監査人が自ら行う監査手続やその実施の時期及び範囲を策定するための基礎となる発見リスク⁴の水準を決定す

¹ 監査リスクとは、監査人が財務諸表の重要な虚偽の表示を看過して誤った意見を形成する可能性をいう。

² 固有リスクとは、関連する内部統制が存在していないとの仮定の上で、財務諸表に重要な虚偽の表示がなされている可能性をいう。これは、経営環境により影響を受ける種々のリスク、特定の取引記録及び財務諸表項目が本来有するリスクからなる。

³ 統制リスクとは、財務諸表の重要な虚偽の表示が企業の内部統制によって防止又は適時に発見されない可能性をいう。

⁴ 発見リスクとは、企業の内部統制によって防止又は発見されなかった財務諸表の重要な

ることが求められる（監査基準の改訂について、三 3(3)）。

例えば、固有リスク及び統制リスクが高いとき、すなわち虚偽の表示が行われる可能性が高いときは、監査人自ら設定した合理的な監査リスクの水準が達成されるように、発見リスク（虚偽の表示を看過する可能性）の水準を低く設定し、より詳細な監査手続を実施することが必要となる。また、固有リスク及び統制リスクが低いと判断したときは、発見リスクを高め設定し、適度な監査手続により合理的な監査リスクの水準が達成できることになる。このように、固有リスクと統制リスクの評価を通じて発見リスクの水準が決定される（監査基準の改訂について、三 3(3)）。

以上の説明からわかるように、リスク・アプローチに基づいて監査を実施するためには、監査人による各リスクの評価が決定的に重要となる。したがって、財務諸表の信頼性は、リスク・アプローチの下では監査人の個人的資質や専門的能力に左右されるおそれがある。そのため、監査業務の質を担保するための管理の方針と手続を定め、その実効性を確認することが必要になっている。

これまで、公正価値の測定とその信頼性を検討するために、制度会計の枠組みにおける信頼性の意義を検討してきた。次節では、企業環境の変化が会計理論に対する社会的要請について検討したい。

第 3 節 企業環境の変化と会計理論に対する社会的要請

企業の経営者は、その環境の変化に応じて経営判断を下し、ゴーイングコンサーンとしての存続発展を計る。経営環境の変化に応じて企業経営が変われば、それに呼応して企業会計にも変革が求められる。具体的には、会計事実を会計数値に写像する一定の測定ルールの見直しが行われる。ここでいう企業会計の変革や測定ルールの見直しとは、企業に固有のケースに係る会計的判断が、社会的に公正妥当と認められる企業会計の慣行として一般化することを意味する。

周知のように、金融の自由化・グローバル化によって 1980 年代から 1990 年代へかけて実物経済から金融経済へ移行したことが、多くの論者によって主張された⁵。我が国でも、1980 年代以降、金融システムが市場重視型のシステムへと移行する中で、企業の資金調達的手段が多様化し、銀行借入に依存する間接金融から直接金融へと資金調達的手段も変化していった。とりわけ、1996 年以降の我が国の金融制度改革は企業会計にも大きな変革を

虚偽の表示が監査手続を実施してもなお発見されない可能性をいう。

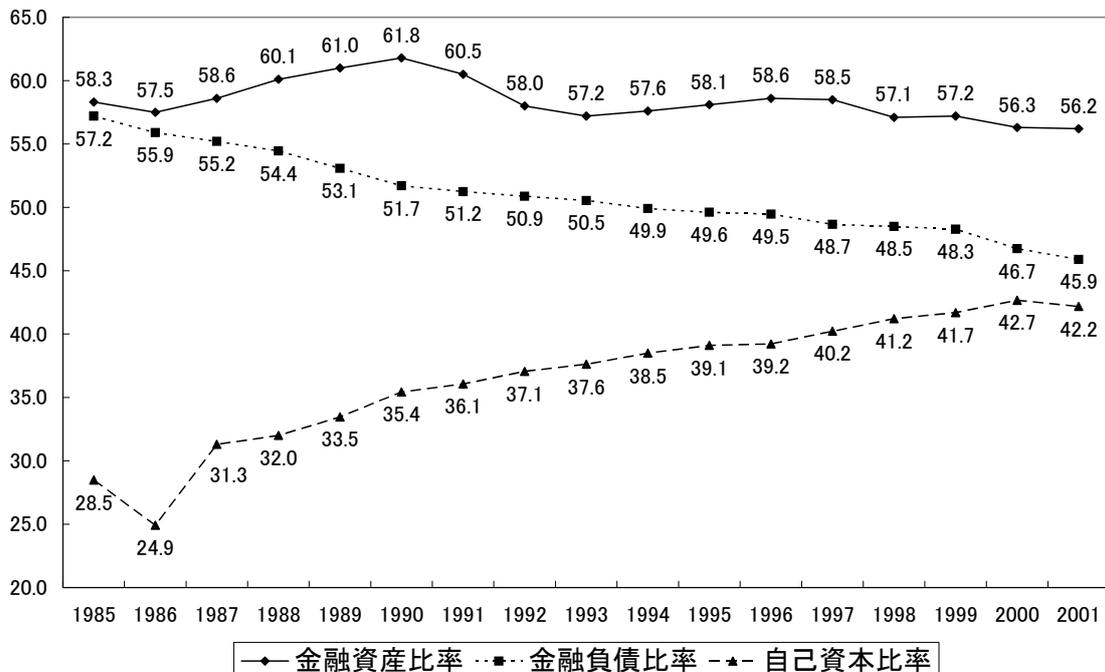
⁵ 例えば、実物経済から金融経済への変化を示すものとして、実物経済における有効需要の過不足が景気変動を引き起こすのではなく、金融経済部門が景気変動の主導的役割を演じたことが実証されている（詳細は小川・北坂[1998]を参照されたい）。さらに、1997 年 6 月末時点でのアメリカにおけるデリバティブ取引残高（想定元本 23 兆 3 千億ドル）は、米国内総生産の 3.3 倍に達していることが報じられていた（日本経済新聞 1997 年 12 月 20 日朝刊）。

もたらした。

1996年以降に策定され公表された一連の会計基準は、内外の広範な投資者の我が国証券市場への投資参加を促進し、投資者が自己責任に基づき適切な投資判断を行うこと、および企業自身がその実態に即したより適切な経営判断を行うことを可能にし、連結財務諸表を中心とした国際的にも遜色のないディスクロージャー制度を構築するとの基本的認識のもとで開発されてきたものである。

金融の自由化・グローバル化による経営環境の変化は、個別企業の貸借対照表構成比率にも大きな変化をもたらした。筆者が1985年から2001年について東証・大証の3月決算会社を対象に行った財務諸表分析の結果、金融資産比率、金融負債比率、自己資本比率の全業種の平均値は、図表4-2に示すような推移を示した。

図表 4-2 上場企業の金融資産比率・金融負債比率・自己資本比率の趨勢



出所：浦崎[2002]34頁のグラフ1を転載したものである。

図表4-2から次のような特徴を読み取ることができる（浦崎[2002]32-36頁）。

- (1) 自己資本比率の全業種平均値は、1985年に28.5%であったものが2001年には42.2%となり、当該比率がこの間に逡増傾向を示していること。
- (2) 金融資産比率⁶は、バブル期に全業種平均値が61.8%まで上昇するが、バブル期を

⁶ 金融資産比率および金融負債比率は、金融商品会計意見書および金融商品会計実務指針における金融資産・金融負債に関する定義および具体例を考慮して、「日経財務データ」に収録されているデータを抽出し計算したものである。

除くと当該比率は 56.2%から 58.6%の間を推移していること。

(3) 金融負債比率の全業種平均値は、1985 年には 57.2%であったものが 2001 年には 45.9%となり、当該比率がこの間に逡減傾向を示していること。

さらに、上記の比率以外で、金融負債比率を構成する社債・転換社債比率と借入金比率の全業種平均値を分析してみると、前者は 1985 年には 5.8%しかなかったが 1994 年に 18.2%となるまで逡増し、これと反対に後者は逡減傾向を示し 1985 年に 37.2%であったものがバブル期以降 30.6%から 34.9%の幅で推移していることがわかった。

上記の結果から、実際に、上場企業の資金調達は間接金融から直接金融へとシフトしたことが、貸借対照表のデータからも読み取ることができる。つまり、日本的経営の特徴であったメインバンクから資金調達するという間接金融依存の経営体質が変化し、株主から直接資金調達を行う方法に変わったという全体的な傾向を貸借対照表のデータから読み取ることができる。このような資金調達の变化を受けて株主重視の経営やキャッシュ・フロー経営が当時華やかに主張されていた。

さらに、2001 年 3 月決算期の金融資産比率を業種別にみてみると、33 業種の平均は 56.2%である。さらに、業種特性により金融資産比率の小さい「不動産」(27.0%)、「ガス」(24.5%)、「鉄道バス」(17.9%)、「電力」(8.2%)を除いた 29 業種の金融資産比率の平均は 56.6%となり、総資産のおよそ 6 割が金融資産ということになる。償却対象有形固定資産比率の全産業平均値の 17.1%と比較をしても、総資産に占める金融資産の割合の相対的な重要性を認識することができるであろう(浦崎[2002]38 頁)。

これまでの分析からわかるように、日本の上場企業の総資産に占める金融資産の保有割合は、平均で 5 割を超え、この比率が 6 割を超える業種は全業種の 3 分の 1 近くまで達している。また、製造業であっても金融資産比率が 80%を遙かに超える企業が存在する。例えば、2001 年 3 月期の電気機器 137 社のうち、金融資産が 7 割を超える会社は 48 社で 51.8%である。そのうちこの比率が 8 割を超える会社は 13 社で業種全体の 9.5%に及んでいた。

総資産に占める金融資産比率の高さを前提として、企業の経済的実態を把握するという観点から企業の資産評価問題を論じる場合、企業の金融資産をいかに認識するかということが資産会計の現代的課題であることが容易に理解できるであろう。ここで、筆者が分析した過去のデータを示したのは、当該データが時価会計(金融商品に係る会計基準)が導入される以前のものであり、評価損益が貸借対照表に反映される前の段階において、金融資産および金融負債の構成比率が総資産および総資本においてすでに相当の割合を占めていることを理解してもらうことに狙いがある。

それでは、そのような状況において企業の真実な経営成績、財政状態、キャッシュ・フローの状況はどのようにすれば把握することができるのであろうか。指摘するまでもなく、伝統的な取得原価主義会では、総資産のおよそ 6 割をしめる金融資産の経済的実態が把握されない。この点については、すでに JWG ドラフト基準において金融資産・金融負債と

しての金融商品はすべて公正価値で測定することが将来的な課題として提案されていた (JWG[2000]par. 69)。

さらに、伝統的な取得原価主義会計では、金融の自由化・グローバル化によって顕著になった為替リスク、金利リスク、価格リスク等の減殺を目的としたヘッジ取引は、ヘッジ手段が決済時点までオフバランスとなるために、ヘッジ取引の有効性が途中の期間において把握できないという問題がある⁷。それ故に、企業の経営成績は、投資者への投資意思決定の役立ちという観点から考慮するならば、経営者が指揮した企業のあらゆる経済活動の結果を忠実に反映したものでなければならぬと考える。その理由は、原価実現アプローチ⁸に基づく会計処理は企業の環境条件の変化を取り込まないという点で、投資意思決定への役立ちは貨幣資本の維持に関する経営者の受託責任の履行に関する評価に限定されるからである。

企業が株主からの直接金融に依存し、かつ株主には自己責任での投資を要求するのであれば、究極的には金融資産および金融負債を公正価値で全面的に測定し、市場のボラティリティを反映した測定値を財務諸表に表示することが投資者保護の観点から必要になるものと考えられる。換言すれば、企業の期間的な財務業績は原価実現アプローチを基礎とした期間損益計算では把握できず、貸借対照表を利用した期首と期末の純資産の差額に経営者の財務業績の尺度を求めることができる。つまり、資産負債アプローチ⁹に基づき測定属性として公正価値を用いることにより経営者の期間的な財務業績を包括的に把握することが可能となるのである。

企業会計審議会は、そのような状況の下で、平成 11 年 1 月 22 日に「金融商品に係る会計基準」および「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表した¹⁰。当該会計基準は、その後、設定主体が企業会計基準委員会へと移り、平成 18 年と平成 19 年における改正を経て、平成 20 年には、金融取引を巡る環境が変化する中で、金融商品の時価情報に対するニーズが拡大していること等を踏まえて、すべての金融商品についてその状

⁷ 例えば、日本においても大手銀行 19 行の 1998 年 3 月末のデリバティブ取引高は、想定元本の総額が 2,305 兆 4,402 億円に上ったことが報じられ (読売新聞 1998 年 9 月 5 日朝刊)、取引高が最も多かった富士銀行は想定元本が 418 兆 5,695 億円となり総資産 51 兆 880 億円の 8 倍を超えていた。

⁸ 原価実現アプローチとは、費用の認識測定は取得原価に基づいて発生原則を適用することで、収益の認識測定は実現原則に基づいて、対応する収益と費用の差額を期間損益と規定する利益計算の思考を意味する。本章では収益費用アプローチと同義の会計思考として代替的に用いている。

⁹ 資産負債アプローチとは、資産および負債の記帳をそれぞれの定義に基づいて行い、資産から負債を控除した差額を純資産として計算し、期末純資産から期首純資産を控除した差額を期間損益として規定する会計思考として用いている。

¹⁰ 他方、米国においては、金融商品に係る会計基準の公表の前年に SFAS133 号「デリバティブおよびヘッジ活動に関する会計処理」(FASB[1998]) が公表されているが、金融商品会計基準の適用結果を世界に先駆けて財務諸表に反映させて開示したのは日本企業である。

況やその時価等に関する事項の開示の充実を図るために、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下、金融商品会計基準と表記する）が公表されている。

本章では、公正価値という測定属性としての基礎概念を検討することを目的とするものであるが、会計測定は一定の会計目的との関連において行われるという基本的立場のもとで当該概念を検討することとした。すなわち、経済活動の測定はその活動を表現するために、その時々社会的に承認された会計目的に照らして最も適切な測定属性が選択され、かかる属性に従った数の割当が行われるからである¹¹。言い換えれば、公正価値による測定は、何らかの社会的に承認された一定の会計目的の下で意義を有するという立場で議論を展開するものである。

また、本章で用いる公正価値会計とは、狭義には期末時点の金融資産および金融負債の評価問題を扱う領域という捉え方をしており、それを広義に解釈する場合には期中における損益取引の公正価値測定および期末時点の資産・負債の全面的な公正価値評価を想定した会計システム（浦崎[2008b]）を意味するが、とくに断らない限り前者の意味で公正価値会計という用語を用いている。

第 4 節 会計システムの変化の可能性と記録の意味

企業会計（企業会計原則）は、会計公準を前提とする会計理論として構築されている。換言すれば、会計公準は会計理論を組み立てる際の基礎的諸条件を意味するものである。それは、財務会計の概念フレームワークにおいても、基礎的仮定(IASB[2001]pars. 22-23; Kieso et al.[2004]pp. 36-38)として言及されている。そこで、ここでは現代会計が成立するための会計公準として次の 4 公準を挙げておきたい（武田[2008]52 頁）。

- ① 会計主体の公準
- ② 会計期間の公準
- ③ 貨幣的評価の公準
- ④ 勘定系統の公準

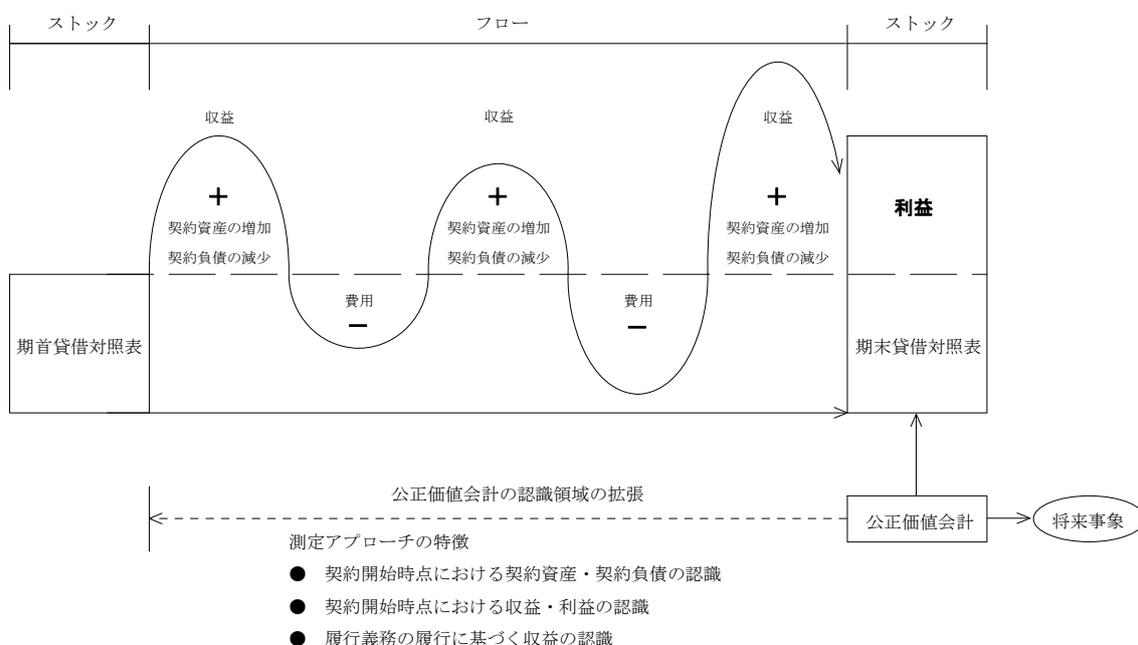
それらのうち勘定系統の公準とは、適正な期間損益の算定という会計目的から導かれるもので、当該会計目的を満たすための勘定グループ化を行う公準である。つまり、勘定の系列化は、その本質が会計目的にかかわるものであり、かつ計算目的に依存することになる。さらに、勘定のグループ化を行うに当たっては、所有と経営の分離を与件と

¹¹ 付言するならば、アカウンタントは、企業経営を取り巻く環境によって動機付けられ、一定の目的観をもって会計事実のインプットを行い、選択可能な複数の手続きのなかから当該目的に照らして最適なものを選択し、それによって会計事実を会計数値へと変換する。会計基準は、アカウンタントが行う経営環境に関する事実判断、それに基づいた会計行為のための価値判断、当該価値判断に基づいた会計事実のインプットとその処理に用いる適切な手続きの選択という会計行為に作用することになる。

した会計主体の公準により、資本取引と損益取引の区分が求められる。かくて、期間損益計算を目的とする取得原価主義会計では、経済活動を記録するための勘定が貸借対照表系統の勘定と損益計算書系統の勘定とに体系化され、財政状態や経営成績に関する数値が誘導される（中野[2007]10 頁；武田[2008]51 頁）。付言するならば、勘定系統の公準は、企業の経済活動が、資産、負債、資本、収益、費用の 5 つの基本要素によって記録されることを意味するものである。

本章では、産業構造の変化によって企業会計の基礎理論にパラダイムシフトが生じていることを前提としているが、さらに情報通信技術の発展により、企業会計の基礎となる諸条件（会計公準）が変化する可能性が生じていると考えている。とりわけ、情報通信技術の発展により、株主が仮構的に内部化し、所有と経営の分離の仮構的な解消が起こりうると考えられる。つまり、会計主体の公準の与件となっている所有と経営の分離に変化が生じ、資本取引と損益取引の区分の意義、すなわち資本勘定から損益勘定を独立させて勘定グループ化を行うという勘定系統の公準にも変化が生じる可能性があると考えている。結論的に言えば、損益計算書系統の勘定の意義が相対的に後退し、貸借対照表系統の勘定を用いた利益計算の重要性が増しているということである。さらに言うならば、経済活動の記録要素は、資産、負債、資本という貸借対照表系統の勘定のみで行うことができるのではないかという仮説である。

図表 4-3 期間損益計算における測定アプローチの展開図



この点を敷衍するならば、期中の経済活動（フロー）を資産負債アプローチの観点から記録するシステムが求められるということである。すなわち、収益は「資本の増加」

として、そして費用は「資本の減少」として記録されるということである。さらに、公正価値会計という観点からすれば、期中の経済活動の測定、期末の資産負債の評価、期末事象や将来事象の測定は公正価値で行われることになる。とりわけ、期中の収益認識については、IASB と FASB による収益認識の共同プロジェクトにおいて提案されていた測定アプローチが適用され、契約時点において企業の超過収益力としての利益が認識される。そのような会計思考による企業の 1 会計期間の利益は、期中の経済活動から発生する資産および負債の変動の価値を集計し、期末時点における資産および負債の評価結果を加算したものとなる。

第 5 節 質的特性の変化と会計的コミュニケーションの関係

すでに述べたように、産業構造の変化が、会計理論へ大きなインパクトを及ぼし、会計パラダイムの転換を引き起こす要因となる。20 世紀の産業構造の特質はプロダクト型市場経済にあり、それは製造業によって生み出されるプロダクトを主軸とする経済社会として特徴づけることができる。これに対して、20 世紀後半の中葉以降、経済全体に占める金融セクターの比重が大きくなるにつれて、ファイナンス型市場経済へと産業構造が変化していった。ファイナンス型市場経済とは、デリバティブ等の金融財やビジネスモデル、ノウハウ等の無形のサービスの比重が高まった経済社会として特徴づけることができる（武田[2001]4 頁）。

武田[2001]は、20 世紀における企業会計の特質はプロダクト型市場経済を前提とした会計理論であったとして次のように説明する（武田[2001]5 頁）。すなわち、企業を生産単位としての事業単位として捉え、その生産の効率性のクライマックス（財貨発生）を収益実現のときとして期間に限定し、それに対応するかたちで財貨費消を関連づけることで、期間的、発生的にみて正しい損益を確定することに計算の課題がおかれた。この場合、損益は「時点概念」ではなく「期間概念」に属し、期中の企業活動を通じてプロダクトからのみ利益は稼得されるという基本認識のもとで、フロー重視の計算体系が構築されていた。そこでは、ストックからは原則として損益は生じず、取得原価で評価されるという構図であった。

これに対して、ファイナンス型市場経済においては、投下貨幣資本の回収余剰計算に関心がおかれているため、回収貨幣額から投下貨幣額を差し引くネット計算によって利益認識が行われる。そこでは、物財利用による収益稼得とそれに要した費用額（物財維持に必要とされた額）とを総額で計算表示するという考え方は見られない（武田[2001]8 頁）。さらに、決算時点での企業のリスクを明らかにするために、ストックの評価に重点がおかれる。

古賀[2001]は、プロダクト型市場経済を前提とする会計理論をプロダクト型会計理論と呼び、ファイナンス型市場経済を前提とする会計理論をファイナンス型会計理論と表現す

ることによって、これら二つの会計理論の相違を類型的に整理している（古賀[2001]41頁）。それをまとめたものが図表4-4である。ここで、ファイナンス型会計理論の特徴に依拠して公正価値会計のより具体的な定義を考えてみたい。

図表4-4 プロダクト型会計理論とファイナンス型会計理論

	プロダクト型会計理論	ファイナンス型会計理論
会計目的	<ul style="list-style-type: none"> ・受託責任の遂行・利害調整 ・操業活動の業績評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理・財務活動の業績評価
会計の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・物財・リアル資産 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融財・バーチャル資産
取引市場の特性	<ul style="list-style-type: none"> ・市場のボラティリティ・リキユディティを前提としない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボラティリティ・リキユディティの高い市場を想定する
利益決定アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ・収益費用アプローチ ・対応概念を重視 	<ul style="list-style-type: none"> ・資産負債アプローチ ・将来キャッシュ・フローを用いたストックの価値評価
利益観	<ul style="list-style-type: none"> ・分配可能利益 ・業績利益 ・過去期間の収益・費用対応による過去指向的計算 	<ul style="list-style-type: none"> ・将来キャッシュ・フローの現在価値の期間比較という経済的利益 ・将来期間の収益力維持に枠づけられた将来指向的計算
維持すべき資本概念	<ul style="list-style-type: none"> ・名目貨幣資本維持 ・貨幣的実体資本維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の市場収益率で算定された成果資本ないし清算的貨幣資本維持
評価基準	<ul style="list-style-type: none"> ・取得原価 ・カレント・コスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・公正価値ないし売却価値

いま、会計を手続論的に定義するならば、「ある特定の計算主体によって認知された対象または事象を分類し、計量化することにより、これを伝達する過程」として規定することができる。次に、会計を目的論的に定義するならば、「情報利用者の意思決定に役立つような情報を算出する過程」として表現することができる¹²。河崎[1997]は、これらの定義を総合して、情報会計、すなわち利用者指向的会計を次のように定義している¹³。

¹² 会計の手続的定義および目的論的定義は、武田隆二教授の所説に従っている（武田[1971]4頁）。

¹³ 本文中の定義を含め、情報会計の概念規定と特質について、河崎[1997]を参照されたい（河崎[1997]10頁）。

- ① 特定の受け手（情報利用者）の意思決定に役立つために **－目的**
- ② 情報利用者の情報要求を充足するすべての経済活動について **－対象**
- ③ 多面的な測定手続きを適用し **－手段**
- ④ 情報要求別に成層化された各情報利用者に対して、任意の形式の伝達メディアで報告するとともに **－結果**
- ⑤ 情報利用者の意思決定結果に係る情報要求を、適切なメカニズムによって反映させる。 **－フィードバック**

公正価値会計は、情報利用者の意思決定に役立つ情報の提供を前提とする会計領域であるという考え方に立っているため、利用者指向的会計の定義を援用して公正価値会計を次のように規定することができる。公正価値会計とは、リスク管理・財務業績の評価を目的として、金融財を中心とした経済事象を対象に、資産負債アプローチに基づく公正価値を基礎とする測定手続きを適用し、リスク管理や財務業績に関する包括的な写像結果を情報利用者に伝達するシステムである。また、以下において述べるように、情報技術の発展によって情報利用者からの企業へのフィードバックが現実のものとなりつつあり、インターネットを基礎とするネットワーク技術によって企業と情報利用者との間の会計的コミュニケーションが実践的な課題となってきた¹⁴。

ところで、情報利用者を指向した財務報告においては、企業の会計行為は、会計情報の送り手と受け手との間のコミュニケーション・プロセスとして捉えられ、情報利用者からのフィードバックを情報作成者が積極的に受け入れ、情報利用者の意思決定に役立つ情報を提供することにより、両者のコミュニケーションを促進しようとする行き方がとられる。このような会計的コミュニケーションのアプローチが必要とされるのは、企業と情報利用者との間に情報を媒介としたコミュニケーション・ループが存在し、自由にして豊かな情報の流れが確保される時、利害の相互的な調整が図られ、環境変化に対する企業の適応が促進されるものと考えられるからである。

この会計的コミュニケーション・プロセスは、役割構造の機能的体系として一般的に理解することができる。たとえば、主要な情報利用者としての投資者・債権者の投資・与信の意思決定に有用な情報を提供するという情報要求（役割期待）を受けて、情報作成者（経営管理者）は、その情報要求を反映させた作成・開示指針（役割規定）に基づき、アウト・プットとしての財務諸表（役割記述）を作成し、財務報告（役割開示）を通じて情報利用者に財務情報を提供していくという関係が描かれる（武田[2008]20-22頁）。

¹⁴ 情報技術の発展を背景とした企業の財務報告の将来的な展開について、河崎照行教授が中心となって研究した成果（河崎[2001]）がすでに公表されている。そこでは、Webサイトを媒介として企業と情報利用者が随時にかつ直接的にコミュニケーションをとる考えた方が提示されており、これをコーポレート・ダイアログと呼んでいる。

ただし、制度的側面からそのコミュニケーションの図式をみるならば、監査人がそのプロセスに関与することによってはじめてコミュニケーションのループが完結する。作成された財務情報を監査することにより、その情報に信頼性に関する一定の保証を与えなければ、そのようなコミュニケーションの安定化(制度的定着)は促進されえないからである。

そのことは、「作成者—利用者」のコミュニケーションと同様に、実は、「監査人—利用者」との間にも役割構造の体系が存在するということを意味する。というのは、監査人の保証行為は、情報利用者から向けられた情報要求に基づく保証行為であると考えられるからである。つまり、情報の信頼性の保証に関する情報利用者の監査人に対する要請(役割期待)に基づき、監査人のとるべき行動が規定され(役割規定)、この役割規定に基づいて情報に対する関与範囲が規定され監査業務が実施される。その実施結果は、監査報告書の形式で記述され(役割記述)、情報利用者に伝達される(役割開示)(古賀[1990]108頁)。

すでに、中間報告書において検討したように、現在、IASBとFASBは、概念フレームワークの見直しを進めてきたが、その作業プロセスにおいて財務報告の目的と会計情報の質的特性に関連する大きな変更点を2点示しておきたい。

第1点は、財務報告の目的は、利用者の投資意思決定、与信意思決定、これに類する資源配分の意思決定などの経済的意思決定に役立つような情報を提供することであり、受託責任を目的の中に明示しないことを決定したことである(IASB[2005a]par. 30)。

第2点は、財務諸表の意思決定有用性は、目的適合性と信頼性によって規定されるという考え方が各国の概念フレームワークに見られる共通の考え方であったが、意思決定有用性を規定する質的特性は目的適合性と忠実な表現であると決定し、信頼性という用語を外したことである(IASB[2005b]pars. 8-20)。

これをどのように理解したらよいのであろうか。筆者の解釈は次の通りである。もともと、信頼性は、コストベースの受託責任会計の枠組みで生まれた概念であり、受託責任解除の目的で作成される会計情報の特性であって、利害調整を目的とするときに最もハードな情報を提供するコストベースの計算体系と密着して展開されてきたと思惟される。つまり、本稿の前半で検討してきたように、情報の信頼性なる概念は、情報の正確性(虚偽表示の有無)がその基底にあるものとして解釈されてきたということである。

これまで、会計実務においては、真正な測定値は何かに関する判断を積極的に行うことができないという実務的困難性から、慣習に基づいて一般に認められる範囲の情報を真実な情報と解釈するという方法論が採られている。例えば、価格騰貴時に先入先出法、平均法、後入先出法で利益額が異なるが、それぞれ継続適用を前提にいずれの方法を採用しても、それを認めるという方法を取っている。

ところが、1990年代以降、ファイナンス型会計やナレッジ型会計の台頭により、コストベースの計算体系が後退した。時価評価の対象が拡張するにつれて、検証可能性を根拠とする信頼性の概念構成には限界が生じ、時価評価の本質とする経済的実質優先(substance

over form) の思考を推し進めるためには、検証可能性が後退し、信頼性は表現の忠実性という概念に取って代わらざるを得なかったのではないか (FASB[2006b]pars. s.7-s.11)。その証左として、IASB/FASB 共同プロジェクトでは財務報告の目的から受託責任を除くことが勧告されているのである (FASB[2006b]pars. s.2-s.4)。

第6節 むすび

本章は、参考文献に掲げた筆者の過去の研究を再構成して、財務報告の目的と質的特性に関する議論を展開したものである。すでに述べたように、会計的コミュニケーションにおいては、情報の作成者・監査人・利用者の3者が関わっているが、これらのコミュニケーション主体に質的特性を関連させたものが図表4-5である。

その表から理解できるように、FASB[2010]以前の概念フレームワークにおいては、財務諸表の作成者にとっての作成命題は目的適合性と信頼性であった。目的適合性と信頼性を兼ね備えた情報であるかどうかを独立した第三者の立場でチェックするものが会計監査であり、日本の監査基準では「第一 監査の目的」の中で適正性の概念が提示されている。適正性は、監査を通じて財務諸表に信頼性を付与するプロセスの結果概念であり、適正性が作成命題の質的特性を利用者の利用命題である有用性へ橋渡しを行う役割を担っているのである (武田[2008]96頁)。

図表 4-5 会計的コミュニケーションにおける質的特性の変化

関連規定	作成者	監査人	利用者
FASB[1980] 監査基準(第一 監査の目的)	目的適合性 信頼性	適正性 (信頼性の付与)	有用性
FASB[2010] 監査基準(第一 監査の目的)	目的適合性 忠実な表現	適正性 (信頼性の付与)	有用性

ここでの概念構成の不備は、作成者側と監査人側の双方に信頼性の概念が関係している点である。情報の信頼性は、監査人が監査を行うことによって付与されることが合理的であり、その意味では FASB[2010]の概念フレームワークの改訂によって、信頼性が忠実な表現に置き換わることによって、監査のプロセスを含めた財務報告の一連のプロセスにおける概念の論理的整合性や首尾一貫性が改善されることになったのではないか。

企業は、目的適合的すなわち意思決定に関連する取引・事象に関して忠実に表現した情報を利用者へ提供することになるが、提供するに当たり当該情報に信頼性があるかどうかを監査人が監査し、適正性に関する意見表明を行うことになる。適正性の付与された情報は、信頼できる情報として利用者の意思決定への有用性が期待されるのである。

参考文献

- FASB[1978], Statement of Financial Accounting Concepts No. 1, *Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, FASB, 平松一夫・広瀬義州訳[2002] 『FASB 財務会計の諸概念〈増補版〉』中央経済社。
- [1980], Statement of Financial Accounting Concepts No. 2, *Qualitative Characteristics of Accounting Information*, FASB, 平松一夫・広瀬義州訳[2002] 『FASB 財務会計の諸概念〈増補版〉』中央経済社。
- [2006a], Statement of Financial Accounting Standards No. 157, *Fair Value Measurements*, FASB.
- [2006b], Preliminary Views, *Conceptual Framework for Financial Reporting: Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-Useful Financial Reporting Information*, FASB.
- [2010], Statement of Financial Accounting Concepts No. 8, *Conceptual Framework for Financial Reporting, Chapter 1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information*, FASB.
- IASB[2005a], *Conceptual Framework-Objectives of Financial Reporting: Stewardship and Accountability*, Information for observers, IASB Meeting: 20 July, 2005, London (Agenda Paper 7).
- [2005b], *Qualitative Characteristics 3: Relationship between Qualitative Characteristics*, Information for observers, IASB Meeting: 20 July, 2005, London.
- [2005c], *Qualitative Characteristics 5: The Process for Assessing Qualitative Characteristic*, Information for observers, IASB/FASB Meeting: 25 October, 2005, Norwalk (Agenda Paper 6).
- [2005d], Discussion Paper, *Measurement Bases for Financial Accounting – Measurement on Initial Recognition*, IASB.
- JWG[2000], *Recommendations on Accounting for Financial Instruments and Similar Items*, FASB, 日本公認会計士協会訳[2001] 『金融商品及び類似項目』日本公認会計士協会。
- Kieso, D. E., J. J. Weygandt, and T. D. Warfield[2004], *Intermediate Accounting*, 11th ed., John Wiley & Sons, Inc., 平野暁正・鉄耀造訳[2004] 『アメリカ会計セミナー〈本編〉・本文完訳版』シュプリンガー・フェアラー東京 2004 年。
- 浦崎直浩[2000] 『オーストラリアの会計制度に関する研究』近畿大学商経学会。
- [2002] 『公正価値会計』森山書店。
- [2008a] 「収益認識の測定アプローチの意義と課題」『企業会計』第 60 巻第 8 号,

- 26-36 頁。
- [2008b]「公正価値測定の信頼性」友杉芳正・田中弘・佐藤倫正編『財務情報の信頼性—会計と監査の挑戦—』税務経理協会, 43-51 頁。
- [2009a]「概念フレームワークと公正価値会計」古賀智敏編『財務会計のイノベーション—公正価値・無形資産・会計の国際化による知の創造—』中央経済社, 33-48 頁。
- [2009b]「会計実務における公正価値会計の意義と課題」『会計』第 175 巻第 5 号, 24-38 頁。
- [2009c]「公正価値会計における損益認識と簿記の意義」『日本簿記学会年報』第 24 号, 95-101 頁。
- [2010]「公正価値会計における記録の意味」『日本簿記学会年報』第 25 号, 124-130 頁。
- [2011]「公正価値」斎藤静樹・徳賀芳弘編『企業会計の基礎概念』中央経済社, 363-400 頁。
- 小川一夫・北坂真一[1998]『資産市場と景気変動』日本経済新聞社。
- 河崎照行[1997]『情報会計システム論』中央経済社。
- 編[2001]『e ディスクロージャー—電子情報開示の理論と実践—』中央経済社。
- 企業会計基準委員会[2006]討議資料『財務会計の概念フレームワーク』企業会計基準委員会。
- 古賀智敏[1990]『情報監査論』同文館。
- [2001]「金融商品とファイナンス型会計理論—包括的公正価値評価とヘッジ会計—」『国民経済雑誌』第 183 巻第 5 号, 31-43 頁。
- [2005]『知的資産の会計』東洋経済新報社。
- [1971]『情報会計論』中央経済社。
- [1982]『制度会計論』中央経済社。
- [2001]「会計学認識の基点」『企業会計』第 53 巻第 1 号, 4-10 頁。
- [2008]『会計学一般教程 (第 7 版)』中央経済社。
- 中野常男[2007]『複式簿記の構造と機能—過去・現在・未来—』同文館出版。
- 日本会計研究学会特別委員会(委員長 友杉芳正)[2005]『財務情報の信頼性に関する研究』日本会計研究学会。
- 藤井秀樹[2011]「FASB/IASB 改訂概念フレームワークと資産負債アプローチ」『国民経済雑誌』第 204 巻第 1 号, 17-40 頁。

(浦崎 直浩)

第5章 会計的認識の拡張とその制約条件

第1節 はじめに

国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）が共同で開始した概念フレームワーク・プロジェクトは、いくつかのフェーズに分かれている。その中でも、定義と認識¹を扱うフェーズBは、会計の利益計算の根幹を決める重要なフェーズである。認識をしなければ測定の問題は生じないし、利益計算に影響を及ぼさない。したがって、認識と、認識の基礎となる構成要素の定義のあり方を決めることは、極めて重要な作業であるといえる。しかし、そのような重要なフェーズであるにもかかわらず、議論はほとんど進んでいない。

他方、定義と認識を巡る概念フレームワーク・プロジェクトの周辺プロジェクトを見ると、認識の拡張を目指す方向性を確認することができる。ひとくちに認識の拡張といっても、認識すべき範囲の拡張を目指す場合と、認識のタイミングの早期化を目指す場合が見られる。これらのような認識の拡張を目指す方向性は、概念フレームワーク（および概念フレームワーク・プロジェクト）に照らして整合的なものであろうか。また、かかる認識の拡張は、どのような問題をもたらすのであろうか。さらに、際限なき認識の拡張を認めることは理論上も実務上も考えられないため、何らかの要因によって認識の無制限な拡張に歯止めを掛ける必要があるが、その要因とはどのようなものか。

本章では、定義と認識を巡る概念フレームワーク・プロジェクト、およびその周辺プロジェクトの動向について明らかにしつつ、会計的認識の拡張がなされているという現状を明らかにし、その上で、それがもたらす問題点と、会計的認識の拡張に歯止めをかける要因について明らかにする。これによって、会計的認識の新たな方向性を示し、会計の基礎概念を巡る新しい考え方がもたらす帰結と、その問題を明らかにしたい。とくに、負債の認識における義務の概念の重要性と、収益認識における実現稼得過程の重要性を示すことにより、貸方側から会計処理を考える必要性を示したい。

¹ 認識とは、ある項目を財務諸表に計上することを指す（FASB[1984]par. 6）。したがって、認識の対象となる事象は、資産・負債・持分に変動を及ぼす（FASB[1985]pars. 135-137）。

第2節 概念フレームワークにおける定義と認識²

(1) 現行概念フレームワークにおける定義と認識

IASB と FASB の現行概念フレームワークにおける、各構成要素の定義については、次頁の図表 5-1 の通りである。また、認識については、IASB では、「構成要素の定義を満たす項目は、(a)当該項目に関連する将来の経済的便益が、企業に流入するもしくは企業から流出する可能性が高く、かつ(b)当該項目が信頼性をもって測定できる原価または価値を有している場合には認識しなければならない」(IASB[2010d]par. 4.38)。ここでは、構成要素の定義を満たすことが、認識の前提になっている(IASB[2010d]par. 4.37)。しかし、IASB の場合、定義を満たしていても、上記の要件(a)(b)を満たさなければ認識されない(IASB[2010d]par. 4.5)。

他方、FASB は認識規準として、「定義」、「測定可能性」、「目的適合性」および「信頼性」の4つを挙げる(FASB[1984]par.63)。定義とは、「当該項目が財務諸表の構成要素の定義を満たしていること」であるが、これは「財務諸表の内容を決定する際の最初の重要なスクリーン」(FASB[1985]par. 23)である。測定可能性とは、「当該項目が十分な信頼性をもって測定できる目的適合的な測定属性を有していること」を指す。目的適合性とは、「当該項目に関する情報が情報利用者の意思決定に影響を及ぼしうること」を指す。そして信頼性とは、「当該情報が表現上忠実であり、検証可能かつ中立であること」を指す。

(2) 概念フレームワーク・プロジェクトの概要と全体の特徴

概念フレームワーク・プロジェクトは、IASBのサイトによると、次の8つのフェーズがある。しかし、今のところ、フェーズAについて最終文書が公表されただけであり、現在はプロジェクト自体が休止状態にある³。

- A 目的と質的特性
- B 構成要素の定義と認識（認識中止も含む）
- C 測定
- D 報告エンティティ
- E 財務報告の範囲、表示および開示
- F フレームワークの目的とG A A Pにおける位置づけ
- G フレームワークの非営利セクターへの適用
- H それ以外の問題（あれば）

² 本節は、池田[2011]61-64頁の内容をほぼ踏襲している。

³ 2012年7月22日の段階では、休止（paused）の文言がある。以下を参照。
<http://www.ifrs.org/Current+Projects/IASB+Projects/Conceptual+Framework/Conceptual+Framework.htm>

図表 5-1 IASB と FASB の現行概念フレームワークにおける構成要素の定義

	IASB (IASB[2010d])	FASB (FASB[1985])
資産	過去の事象の結果として特定の企業が支配し、かつ、将来の経済的便益の流入が期待されるもの (par. 4.4(a))	過去の取引または事象の結果として、ある特定の実体により取得または支配されている、発生の可能性の高い将来の経済的便益 (par. 25)
負債	過去の事象から発生した当該企業の現在の義務であり、これを決済することにより経済的便益を包含する資源が当該企業から流出する結果になると予想されるもの (par. 4.4(b))	過去の取引または事象の結果として、特定の実体が、他の実体に対して、将来、資産を譲渡し用役を提供しなければならない現在の義務から生じる、発生の可能性の高い将来の経済的便益の犠牲 (par. 35)
持分	負債を控除した後の資産に対する残余請求権 (par. 4.4(c))	負債を控除した後に残る、ある実体の資産に対する残余請求権 (par. 49)
収益 (IASB は income, FASB は revenue)	資産の流入・増加または負債の減少の形をとる、当該期間中の経済的便益の増加であり、持分参加者からの拠出に関連するものを除く持分の増加を引き起こす (par. 4.25(a))	財貨の引渡しもしくは生産、用役の提供、または実体の進行中の主要なまたは中心的な営業活動を構成するその他の活動による、実体の資産の流入その他の増加もしくは負債の弁済 (par. 78)
利得		実体の副次的または付随的な取引および実体に影響を及ぼすその他全ての取引その他の事象および環境要因から生じる持分の増加であり、収益または出資者による投資により生じる持分の増加を除いたもの (par. 82)
費用 (expenses)	資産の流出・減少または負債の賦課の形をとる、当該期間中の経済的便益の減少であり、持分参加者への分配に関連するものを除く持分の減少を引き起こす (par. 4.25(b))	財貨の引渡しもしくは生産、用役の提供、または実体の進行中の主要なまたは中心的な営業活動を構成するその他の活動の遂行による、実体の資産の流出その他の費消もしくは負債の発生 (par. 80)
損失		実体の副次的または付随的な取引および実体に影響を及ぼすその他全ての取引その他の事象および環境要因から生じる持分の減少であり、費用または出資者への分配により生じる持分の減少を除いたもの (par. 83)
利益 (IASB は profit, FASB は comprehensive income)	直接の定義はないが、「業績の測定値や、投資収益率や1株当たり利益といった他の測定値の基礎として用いられることが多く、利益に直接関連する要素は収益と費用である」(par. 4.24)と説明される。	出資者以外の源泉からの取引その他の事象および環境要因から生じる、一期間における営利企業の持分の変動 (par. 70)

このうち、フェーズA～Dについては活動が見られるが、それ以外にフェーズについては進展がない。しかし、フェーズEについては関連する個別会計基準のプロジェクトとして「財務諸表の表示プロジェクト」がある。そこで、フェーズA～Eの内容と特徴を、日本会

計研究学会特別委員会[2011]に従って、ごく簡単に見ておくことにする⁴。

目的・質的特性のフェーズ A は、最終文書（IASB[2010]pars. OB.1-OB21 and QC1-QC39; FASB[2010b] pars. OB.1-OB21 and QC1-QC39）のある唯一のフェーズである。財務報告の目的については、意思決定有用性を強調している。質的特性については、これまで意思決定有用性を支える特性として目的適合性と信頼性を挙げていたのが、信頼性を忠実な表現に改めた上で、目的適合性へのシフトがみられる。

構成要素の定義及び認識を扱うフェーズ B は、ほとんど進展していないが、関連するプロジェクトにおいて、利益観としての資産負債アプローチの徹底を志向している。そこでは、資産・負債の定義に合致するものは全て認識されるという論理構成をとるため、構成要素の認識は所与であり、測定に問題が集中することになる。

測定のフェーズ C も、ほとんど進展していないが、当初は、複数の測定属性がある現状を改め、公正価値測定への一元化を目指していた。これには反対が強く、フェーズ C でも、関連する個別会計基準のプロジェクトでも、当初は公正価値測定への一元化を検討していたが、その後の議論を経て、公正価値以外の測定属性も用いる混合属性アプローチを目指すこととなった。しかし、フェーズ C では、公正価値を重視しようとする姿勢に変わりはない。

報告実体のフェーズ D は、報告エンティティ概念について検討するものであり、公開草案（IASB/FASB[2010a]）が公表されているが、休止中の現在ではそれ以上の進展は見られない。報告エンティティそのものは、財務諸表の範囲を示す概念とみられるが、そこでは支配概念が重要な鍵となる。

表示のフェーズ E そのものは進展がないが、当該フェーズに関連した個別会計基準プロジェクトである「財務諸表の表示プロジェクト」が進んでいる。ここでは、IASB が包括利益を重視した一計算書方式を志向するも、反対意見が強く、二計算書方式も認めるという結果になっている。キャッシュ・フロー計算書を直接法によってのみ作成を義務付ける提案もなされている。

プロジェクト全体の特徴として、意思決定有用性・目的適合性へのシフト、公正価値の重視、利益観としての資産負債アプローチの徹底が挙げられる。まず、財務報告の目的として、意思決定有用性を重視し、意思決定有用性を下支えする質的特性においては、信頼性を忠実な表現に置き換えて目的適合性へのシフトを図り、公正価値測定を拡張するための下地を用意している。そして、利益観としての資産負債アプローチを徹底させることで、認識を所与として測定に問題を集中させ、測定面では公正価値測定を志向している。

概念フレームワーク・プロジェクトにおけるこれらの特徴は、個別基準プロジェクトともリンクしており、その点も、特徴の一つとして挙げられる。

こうした全体的な特徴を見た上で、定義・認識に関するフェーズ B についてみていこう。

⁴ 詳細は、日本会計研究学会特別委員会[2011]第 4-9 章を参照。

(3) 概念フレームワーク・プロジェクトにおける定義と認識

フェーズBは、IASBとFASBの概念フレームワークを統合するために、資産・負債の定義⁵を構築すること、その他の構成要素とそれらの定義に関する両者の相違を解決すること、認識規準の考え方を修正し、認識中止や会計単位といった問題を解決する基礎を提供することを目的とする（FASB[2010a]）。まず、IASB/FASBは、現行の資産・負債の定義（FASB[1985]pars. 25 and 35; IASB[2010d]pars.4.4(a)-4.4(b)）には欠陥があると⁶する（FASB[2010a]）。その上でIASB/FASBは、資産について「実体の資産は、他者が有さない権利その他のアクセスをその実体が有している、現在の経済的資源である（An *asset* of an entity is a present economic resource to which the entity has a right or other access that others do not have.）」と暫定的に定義する（FASB[2010a]）。ここで、「現在の」とは、財務諸表作成日において、経済的資源が存在し、かつ実体が他者の有さない権利その他のアクセスを有することをいう。「経済的資源」とは、単独で、または他の経済的資源と結合して、キャッシュ・インフローを生み出す能力、あるいはキャッシュ・アウトフローを低減させる能力を持った、有限なものを指す。契約およびその他の取り決めから生じる経済的資源は、無条件の約束であり、かつ、経済的資源の提供を要求するその他の能力である。「他者が有さない権利その他のアクセス」とは、実体が、その経済的資源を使用でき、他者による利用を排除または制限できることをいう。他者が有さない権利その他のアクセスは、法律、または（法律によらないが）それと同等の手段により強制できる（FASB[2010a]）。

この資産の定義案については、「ほぼ合意に達している」（山田[2010a]29頁）とされる。

他方、負債は、「実体の負債は、現在の経済的義務のうち、その実体が義務負担者となるものである（A *liability* of an entity is a present economic obligation for which the entity is the obligor.）」と暫定的に定義される（FASB[2010a]）。ここで「現在の」とは、財務諸

⁵ ただし、フェーズBでは、資産と負債以外の構成要素は検討対象になっていない。

⁶ 現行の資産・負債の定義の欠陥として、以下の項目が挙げられている（FASB[2010a]）。

- (1) 利用者の中には、「予想される（*expected*）」および「可能性の高い（*probable*）」の語が、定義を満たすには将来の経済的便益（またはそのアウトフロー）の高い発生可能性がなければならないことを意味する、すなわち、将来の経済的便益の発生可能性が低い資産・負債項目を排除することを意味するものと誤解する者もいる。
- (2) 将来の経済的便益のフロー（またはアウトフロー）の識別を強調し過ぎていて、経済的資源および経済的義務という、現在存在する項目に焦点を当てていない。
- (3) 資産の定義における「支配（*control*）」の語を誤解し、連結の目的について用いられるのと同じ意味で用いる利用者がいる。支配の語は、経済的資源に対する権利または排他的アクセスを実体が有するかどうかにより焦点を当てるべきである。
- (4) 負債の定義が条件付義務にどのように適用されるのかが不明瞭である。
- (5) その資産・負債を発生させた過去の取引または事象の識別を、過度に（*undue*）強調しており、実体が貸借対照表作成日に経済的資源に対するアクセスを持っているかどうか、あるいは実体が貸借対照表作成日に経済的義務を負っているかどうかを強調していない。

表作成日において経済的義務が存在し、かつ実体が義務負担者となっていることをいう。

「経済的義務」とは、経済的資源を提供または放棄する無条件の約束またはその他の要求である。「義務負担者」とは、経済的義務の負担を要求され、かつ、経済的義務を負担する要求が、法律またはそれと同等の手段で強制される実体を指す (FASB[2010a])。

したがって、取引その他の一連の約定を分析することにより、「現在または時の経過とともに履行が要求される」無条件義務と、「不確実な将来事象が生じた場合に履行が要求される」条件付義務を識別する必要があるとする (FASB[2010a])。無条件義務は負債であるが、条件付義務が識別される場合、履行を現在において要求する、関連した無条件義務があるか否かを調べるのが有用であろうと、IASB/FASB は述べている (FASB[2010a])。もしそのような無条件義務があれば「待機義務 (stand ready obligations)」となる。待機義務の概念は、負債プロジェクトにおいて議論が進んでいる。

条件付義務や待機義務が持つ不確実性については、「負債が存在するかについて不確実な場合、その実体は、期末における事実や環境に対する理解に基づく、中立な判断をしなければならず、その上で、「負債があると判断されれば、負債の金額についての不確実性は測定において考慮されることになる」とする (FASB[2010a])。

しかし、負債の定義については、「2008 年以降事実上休止状況にある」(山田[2010a]29 頁)。さらに、認識については、「まったく議論が行われていない」(山田[2010a]29 頁)。

このように、当該フェーズはあまり進んでいないが、個別会計基準のプロジェクトにおいて、認識の拡張を図る動きが見られる。次にそれについてみていく。

第 3 節 会計基準設定における認識の拡張

(1) 会計的認識の拡張の方向性

「原価主義」「実現稼得」「対応」という一連の概念によって規定されてきた伝統的な会計 (すなわち、FASB[1976]で収益費用アプローチとして規定される会計) の認識について論じた Littleton[1953]では、認識を 2 つのプロセスに分ける。第 1 のプロセスとは取引の発生を認識して借方と貸方に分けるプロセスである。第 2 のプロセスとは第 1 のプロセスで認識した項目について、決算時に再吟味・再分類を行うプロセスである (Littleton[1953]p. 36)。このプロセスでは、費用を期間配分し、収益と対応せしめる。つまり、Littleton がいう再吟味・再分類とは、収益・費用の期間帰属の決定であって、資産・負債の評価などは想定されていない。

とはいえ、認識した項目について再吟味・再分類を行うのが決算時点であるとは限らない。たとえば、土地は決算時に減価償却を行わないため、減損しなければ、決算時には決算修正仕訳を行わず、売却時に土地の売却価額と帳簿価額の差額を売却損益として認識する。この場合は、Littleton がいう「再吟味・再分類」が決算時点には生じない。しかし、その場合でも、いったん認識した項目を事後的に (この場合は売却時に) 再吟味・再分類

して、収益（売却益）または費用（売却損）を売却時が属する期間に計上していることに変わりはない。

また、現在では、決算時における資産・負債の評価も行われるため、決算時点での数値の再吟味・再分類が収益・費用の期間帰属を決定するためのものではなく、資産・負債評価のためのものとなっている。しかし、いったん認識した項目について、事後的に（この場合は決算時に）再吟味・再分類していることに変わりはない。

よって、会計的認識には、原初認識と、事後認識とがあると考えられる。ここで、原初認識とは、ある項目を財務諸表に計上することをいい、事後認識とは、既に計上した項目について価格の変動差額⁷を認識することを指す。原初認識においては、「なにを」「いつ」「どこに」認識するかが問われる。事後認識においては、認識をした項目について価格の変動差額を「いつ」「どこに」認識するかが問われる⁸。とりわけ、決算時における価格の変動差額の認識が問題になる。

たとえば、資産の評価基準としての原価基準では、有価証券の帳簿価額と時価の差額を期末に認識せず、売却時に帳簿価額と売却価額との差額を売却益として認識することから、価格の変動差額を「いつ」認識するかが問題となっている。また、取得した費用性資産（棚卸資産、固定資産など）の決算時における原価配分も、費用の期間帰属を問題にしており、認識した費用性資産項目について、費用性資産の費消や減価に伴う費用を「いつ」認識するかが問題になっている。

他方、リースやデリバティブのオンバランス化問題は、原初認識において「なにを」認識するかが問題になっている。

このように、従来は、認識を問題にする場合、原初認識において「なにを」認識するかと、事後認識、とりわけ決算時の認識において価格の変動差額を「いつ」認識するかに、焦点が当てられてきた（藤井[1997]257-259頁）。

しかし現在では、原初認識において「なにを」認識するかといった、これまでも問題となってきた事柄とともに、原初認識を「いつ」行うかというタイミングが問題となっている⁹。本来は、原初認識において「なにを」認識するかを問う際には、それを「いつ」認識

⁷ ここでの価格の変動とは、固定資産の減価・減損や、繰延資産の費用配分による金額の減少、引当金の見積の変更、資産・負債の公正価値の変動などが含まれる。

⁸ 「どこに」を問うのは区分問題である。区分問題には、負債・持分（持分変動の内訳として、収益・費用による持分の増減と、増資や配当による持分の増減とがさらに区分される）の区分、持分の内訳区分としての資本・利益の区分、資産・費用・持分減少の区分など、様々な区分が考えられる。負債・持分の区分については「持分の性質を有する金融商品」プロジェクトにて扱っていたが、現在は休止状態にある。資本直入や包括利益の問題も、評価差額を計上することを前提に、それを「どこに」認識するかを問うものであることから、区分問題の一つともいえるが、当該問題は財務諸表の表示のプロジェクトで扱われている。「どこに」認識するかを問う区分問題については改めて論じることとし、ここでは取り上げない。

⁹ この場合、とくに「資産・負債を、いつ（when）認識するかという問題」（徳賀[1990]33

するのかを同時に検討することになるが、多くの場合、契約の当事者のうちいずれか一方が契約を部分的に履行し、結果として財・債権・債務の移動が生じたときに、認識を行う¹⁰。したがって、原初認識の時点は通常所与であり、原初認識の対象がもっぱら問題になってきた。しかし、既に認識している項目について、「いつ」認識するのかという、原初認識のタイミングに変更を加えようとするのであれば、原初認識においても、「なにを」認識するかという側面よりも、「いつ」認識するのかという問題にも着目せざるを得ないであろう。

もちろん、原初認識において「なにを」認識するかについては、原初認識の範囲の拡張として、現在でも問題になっている。

そしてこれらの問題が、会計基準設定の局面において提起されている。つぎにそうした動向について、IASB/FASBの会計基準設定プロジェクトについてみていく。

(2) 会計基準設定プロジェクトにおける認識の拡張

①収益認識プロジェクトにおける収益認識のタイミングの早期化¹¹

2002年5月にIASBとFASBの共同プロジェクトとして開始された収益認識プロジェクトは、包括的な収益認識規準を作ることと、FASB概念フレームワーク（概念書第5号及び第6号）の概念上の不整合を解消することを目的としていた（FASB[2002]pp. 1-2）。

そこでは当初、収益認識のアプローチとして「実現稼得過程アプローチ(realization and earnings process approach)」と、「資産負債アプローチ(assets and liabilities approach)」¹²が提示され（FASB[2002]p.3）、結果的に資産負債アプローチを志向した。資産負債アプローチでは、収益は資産の増加と負債の減少によって認識され、その資産・負債は公正価値で測定される。その測定属性については、現在出口価格を用いるアプローチと、顧客対価を用いるアプローチとがある（松本[2009]53頁）。

IASBとFASBは当初、現在出口価格を用いるアプローチを志向してきた。これは、契約時点で、対価受取権利と履行義務を公正価値（現在出口価値）で測定し、そして資産の金額と負債の金額の差額を、正味ポジションとして契約資産（または契約負債）として認識するものである。通常は、対価受取権利の額が履行義務の額を上回るため、その差額と

頁)がクローズアップされるが、資産・負債を認識する結果として、収益・費用をいつ認識するかも、問題になってくる。

¹⁰ 企業会計基準委員会の概念フレームワークでも、当事者のいずれか一方が履行をした際に認識を行うとしている（企業会計基準委員会[2006]第4章、第3-4項）。

¹¹ この箇所は、池田[2011]67-68頁の内容に加筆修正を加えている。

¹² この箇所では、特に断りのない限り、「資産負債アプローチ」を収益認識アプローチとしての assets and liabilities approach の訳語として用いるが、他の部分では「資産負債アプローチ」を、利益観の一つとしての assets and liabilities view の訳語として用いている。

して契約資産が計上され、その見合いとして収益が計上される。これは契約時に資産・負債・収益・費用を認識するものであり、認識のタイミングの早期化を図ったものといえる。

しかし、当該アプローチは、契約時に収益を認識するという、従来とは大きく異なる会計処理を要求するものであった。これに対しては反発が強く、その結果、2008年公表の討議資料『顧客との契約における収益認識についての予備的見解』では、「実現稼得過程アプローチを变形した」（松本[2009]53頁）当初取引価格アプローチ（顧客対価アプローチと同様のもの）を提案した。この討議資料では、コメント提出者のほぼ全員が、現在出口価格アプローチよりも、当初取引価格アプローチを選好した（IASB/FASB[2010b]par. BC78; IASB/FASB[2011]par. BC27）。財・サービスを顧客に移転する前に収益を認識する可能性を懸念したこと、履行義務の識別・測定に誤りがあると収益に影響する可能性があること、および出口価格の観察・見積が困難であることを理由に、IASB/FASBは、現在出口価格アプローチを棄却した（IASB/FASB[2010b]par. BC77; IASB/FASB[2011]par. BC26）。よって、2010年6月公表の公開草案『顧客との契約から生じる収益』および2011年11月公表の改訂公開草案『顧客との契約から生じる収益』でも取引価格アプローチが踏襲されている（IASB/FASB[2010b]pars. BC76-79; IASB[2011]pars. BC26-BC28 and BC124）。改訂公開草案では、「企業は、顧客への財又はサービスの移転を描写するように、その財またはサービスと交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で、収益を認識しなければならない」¹³（IASB/FASB[2011]par. 3）。改訂公開草案では、「企業は、企業が約束した財又はサービス（すなわち資産）を顧客に移転することにより企業が履行義務を充足したときに（又は充足するにつれて）収益を認識しなければならない」（IASB/FASB[2011]par. 31）が、「履行義務が充足されたときに（又は充足されるに従って）、企業は、取引価格のうち当該履行義務に配分した金額を収益として認識しなければならない」（IASB/FASB[2011]par. 49）。収益認識は、(a)顧客との契約を識別する、(b)契約における別個の履行義務を識別する、(c)取引価格を算定する、(d)当該取引価格を別個の履行義務に配分する、(e)企業がそれぞれの履行義務を充足した時に収益を認識する、という手順で行う（IASB/FASB[2010b]par. 2; IASB/FASB[2011]par. 4）。

改訂公開草案では、引渡すべき財・サービスの存在によって履行義務を識別し、そして、財・サービスの支配の移転をもって履行義務の充足を判断する。そして、履行義務の充足をもって収益を認識する構造であることが明らかとなる。つまり、資産の「支配」の移転により負債の履行を認識し、負債の履行をもって収益を認識する。その意味では、利益観としての資産負債アプローチ（*assets and liabilities view*）には整合している。

とはいえ、収益は、履行義務の充足によって認識されることから、契約時に収益は認識

¹³ 公開草案では、「顧客への財の移転またはサービスの提供を描写するように、その財またはサービスと交換に企業が受取る（または受取ると見込まれる）対価を反映する金額により、収益を認識しなければならない」（IASB/FASB[2010b]par. 2）となっており、ほぼ同じ記述になっている。

されない。その意味で、当初 IASB/FASB が想定していた現在出口価格アプローチは、否定されている。また、取引価格を算定し、当初取引価格をベースに収益認識を行うことから、討議資料における当初取引価格アプローチを踏襲しているものと見られる。

2011 年 11 月公表の改訂公開草案は、基本的な考え方については 2010 年の公開草案と同じであるが、2010 年公開草案に対するコメントでは、支配概念を明確にする必要があることと、契約における別個の履行義務の識別における、財・サービスの区別について、懸念が見られたので（IASB/FASB[2011]par. BC11）、「それらの懸念に対応」（IASB/FASB[2011]par. BC13）して、支配の概念を開発し（IASB/FASB[2011]pars. BC85-88）、資産の支配が顧客の移転したときに履行義務を充足したとして収益を認識する（IASB/FASB[2011]pars. 31-48）こととし、また、「財・サービスが区別できる場合の判定のための要件（IASB/FASB[2011]pars. 28-29 参照）を精緻化した」（IASB/FASB[2011]par. BC72）。

当初は、契約時に資産・負債・収益・費用の認識を要求する点で、認識の早期化を提案していた。しかし、その後の議論を経て、契約時に対価受取権と履行義務を識別はするものの、資産・負債として貸借対照表に認識はせず、その後のいずれか一方の履行をもって、正味ポジションとしての契約資産または契約負債の認識を行う。これは、未履行契約の認識を否定するものである。そして、収益認識時点については、資産の支配の移転による履行義務の履行によって収益が認識されることから、収益認識時点は従来と変わらない¹⁴。

②リース・プロジェクトにおけるリース資産認識の拡張¹⁵

現在の会計基準では、リースのオンバランス化には、フル・ペイアウト要件と解約不能要件を満たしている必要がある。いわば、これ等の条件を満たしたリース契約は、リース物件を購入したのと同じ契約であるため、「割賦販売とのアナロジーによって」（佐藤[2011]46 頁）、売買処理が適用され、リース資産とリース債務が認識される。

これに対し、リース公開草案では、使用权アプローチをとり、リース物件を使用する権利と、リース料支払負債を認識する（IASB/FASB[2010c]pars. 10 and BC5-BC12）。売買同然のリース契約、すなわち、リース期間後にリース物件の移転とリース物件に伴う全て

¹⁴ なお、一定期間にわたり充足する履行義務については、履行義務の完全な充足にむけての進捗度を適用することにより、収益を一定期間にわたり認識する。履行義務が一定の期間にわたり充足されるものではない場合には、企業は当該履行義務を一時点で充足するものとする（IASB/FASB[2011]pars. 35-37）。討議資料の提案（IASB/FASB[2008]pars. S20-S25 and 6.26）では「すべての工事契約について工事完成基準の会計処理が要求されることになる」のではないかという懸念が生じたため（IASB/FASB[2011]par. BC6）、請負工事契約などの「一定期間にわたり充足する履行義務」が生じる契約についての会計処理については、従来どおり工事進行基準を適用することを定めている。こうした一定期間にわたり充足する履行義務を伴う契約の収益認識方法も、従来と変わりはない。

¹⁵ 問題が大きいのはレシーの会計のほうであるため、ここではレシーの会計処理の問題のみを取り扱う。

のリスクと便益が移転するようなリースは売買とみなしてリースの範囲から除外する (IASB/FASB[2010c]par. 8)。

使用权資産や支払負債は、リースに伴って生じる将来キャッシュ・フローの割引現在価値を用いて計算するが、計算の基礎となる予想リース期間については、「生起しない確率よりも生起する確率の方が高くなるような最長の起こりうるリース期間」 (IASB/FASB[2010c]Appendix A) とする。したがって、解約不能期間の長さに関係なく、利用し続けると予想される期間における将来キャッシュ・フローを割り引いて、使用权資産や支払負債を測定することになる。したがって、これまでのように、解約不能なリース契約にかかるリース資産・リース債務だけでなく、解約可能なリース契約にかかるリース資産・リース債務についても計上することになり、その点で認識の範囲の拡張がなされているといえる。

公開草案では、契約締結時点ではなく、リース物件が使用できる状態になったときに、使用权が認識され (IASB/FASB[2010c]par. 10)、それと見合いに支払負債が計上されることとなる。したがって、資産・負債の認識時点は、基本的にこれまでと変わらない。しかし、資産・負債の中には、サービスに対する権利義務の部分もあるとする指摘がある (山田[2011]21-22 頁)。サービスの提供は将来期間にわたるが故に、サービスを受ける権利とサービスに対する支払義務は将来に発生するため、双務未履行部分が存在する。公開草案では、サービスの提供部分も、使用权の部分も、複雑性・煩雑性を回避して適用可能性を確保するために、一括してリース資産としている。しかし、仮に双務未履行のサービス提供部分がリース資産として認識されているとすれば、当該部分については資産認識の早期化が計られているともいえる。

現在では再公開草案に向けての作業が進んでいるが、2012年7月19日現在公表されていない。現在までの暫定的な結論によると、リース期間について「レシーがレサーと原資産をリースする契約を結んだ解約不能期間であり、さらに、企業がリースを延長するオプションを行使する、または会社がリースを解約させるオプションを行使しない、重大な経済的インセンティブがある場合には、リースを延長するまたは解約させるオプションを加味した期間」 (FASB[2012]) としており、また、契約に含まれるリースの要素とリース以外の要素を区別するために、特定の資産の使用の部分とその他のサービス部分とを区別するための指針を設けることとした (FASB[2012])。これにより、不確定なリース資産・負債や、未履行契約に係る資産・負債を認識する範囲は狭まるが、こうした資産・負債がなくなるわけではない。

③負債プロジェクトにおける負債認識の拡張¹⁶

負債プロジェクトの目的は、IAS 第 37 号 (IAS37) の規定と他の IFRS の規定を整合さ

¹⁶ この箇所は池田[2011]66-67 頁の内容を、ほぼ踏襲している。

せること、米国基準との統合を図ること、IAS37における負債の測定を明確化することである（IASB[2005]pars. 2-5; IASB[2010a]p. 4）。

IAS37では、引当金は「時期または金額が不確実な負債」（IASC[1998]par. 10）と定義される。そして負債は、「過去の事象から発生した、企業の現在の義務で、その決済により、経済的便益を有する資源が企業から流出する結果となることが予想されるもの」（IASC[1998]par. 10）である。引当金は、「(a)企業が過去の事象の結果として現在の義務(法的または推定的)を有しており、(b)当該義務を決済するために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く、(c)当該義務の金額について信頼できる見積りが可能な場合には認識しなければならないが、これらの条件が満たされない場合には、引当金を認識してはならない」（IASC[1998]par. 14）。したがって、IAS37の引当金の定義および認識規準は、現行の概念フレームワークに依拠している。

これに対し、2005年公開草案（IASB[2005]）では、引当金に代えて「非金融負債」という概念が登場する。非金融負債とは「金融負債以外の負債」であり、そこでの負債は、「過去の事象から生じた実体の現在の義務であり、その決済によって経済的資源の流出が予想されるもの」である（IASB[2005]par. 10）。そして、負債の定義を満たし、信頼をもって金額を測定できる時に、非金融負債を認識しなければならない（IASB[2005]par. 11）。

2005年公開草案の規定が従来のIAS37と大きく異なるのは、待機義務という新しい概念を導入し、発生可能性に基づく認識規準が削除されていることである。「決済にあたって要求される金額が、将来事象の発生もしくは未発生を条件として決まる負債」を、待機義務と呼ぶ（IASB[2005]par. 24）。かりに当該義務の発生が将来において不確実であっても、不確実な将来事象が生じれば条件付の義務を履行するよう待機していなければならない無条件義務を、実体は負っている（IASB[2005]par. 24）。将来の不確実な事象を条件として発生する条件付義務には、無条件義務が必然的に伴う（IASB[2005]par. BC11）。したがって、かかる無条件義務については、発生の可能性の高低や、将来の発生の有無に関係なく、負債として計上しなければならない。たとえば、製品保証を提供すれば、製品の修理や交換に応じる準備を整える無条件義務と、実際に欠陥を生じたときに製品の修理や交換を行う条件付義務が生じる。現行IAS37では、実際に欠陥を生じたときに製品の修理や交換を行う条件付義務に着目して、製品の修理や交換を行う可能性が高いときに負債を計上することになるが（松本[2010]28頁）、2005年公開草案では、製品の修理や交換に応じる準備を整える無条件義務の方に着目し、製品の修理や交換に応じる準備を整える無条件義務があるとして、非金融負債を計上する（IASB[2005]par. 25）。無条件義務から発生する負債は、「将来事象の発生の可能性とは独立して認識される」（IASB[2005]par. 23）。これらの待機義務の発生可能性の高低は、認識にではなく、測定に反映される（IASB[2005]par. 23）。

実体は、現在の義務を決済するまたは第三者に移転するために合理的に支払うであろう金額により、非金融負債を測定する（IASB[2005]par. 29）。そこでは、「期待キャッシュ・フロー・アプローチ」を採り、考えられる様々なシナリオによる資金流出額を見積もり、

そこに確率を乗じて期待値を算定する (IASB[2005]par. 31)。よって、資源が流出する可能性は負債の有無を判断する規準ではなく、測定要素である (松本[2010]29 頁)。

このように 2005 年公開草案では、無条件義務のみを負債として認識するため、負債の認識は「基本的に所与」であり、資源流出の可能性は負債の認識にではなく測定に反映されるが故に、非金融負債の「測定面に論点が集まる計算構造である」(松本[2010]29-30 頁)。

しかし、2005 年公開草案の規定が曖昧であるとの指摘を受け (IASB[2010a]p. 5), IASB は、2005 年公開草案における測定方法の曖昧さを「測定方法の統一化」「マニュアル化」(松本[2010]32 頁)によって解決すべく、2010 年 1 月に公開草案『IAS37 における負債の測定』を公表した¹⁷。そして、2010 年公開草案公表後のコメントなどを受けて、さらに測定方法について改訂内容を再公表することが暫定的に合意された (山田[2010b]43 頁)。

しかし測定だけでなく、認識も含めた全体を再度検討する必要があったため、2010 年 2 月にワーキング・ドラフト (IASB[2010b]) を公表した。また、訴訟に伴う負債については、スタッフ・ペーパー (IASB[2010c]) によって追加のガイダンスを提案した¹⁸。しかし認識規準については、2005 年公開草案から大きな変更はない。

現在、負債プロジェクト自体は、審議を中断しているが、これらの提案は、これまで IAS37 で偶発負債 (IASB[1998]par. 10) として貸借対照表では計上しない (IASB[1998]par. 27) ものとして扱ってきた、発生確率の低い支払義務や、信頼に足る測定ができない義務を、非金融負債として貸借対照表に計上しようとする点において、認識の範囲の拡張が図られていると考えられる。

第 4 節 会計的認識の拡張がもたらす問題

(1) 認識のタイミングの早期化がもたらす問題

従来、原初認識は、デリバティブなど一部の項目を除き、いずれか一方の履行をもってなされていた。日本の概念フレームワークでも、当事者のいずれか一方が義務を履行したときに認識を行うとしている (企業会計基準委員会[2006]第 4 章, 第 3-4 項)。すなわち、契約を締結し、契約の当事者の双方がいずれも契約を履行していない段階では、財の変動がないために、資産・負債を認識することはなかった¹⁹。これに対し、収益認識プロジェクトでは当初、契約時に資産・負債を認識し、その結果として収益・費用を認識するとしていた。これは双務未履行の状態であっても計上されることから、認識のタイミングを変

¹⁷ 公開草案の詳細は、松本[2010]30-32 頁を参照。

¹⁸ IASB[2010b]および IASB[2010c]の詳細な内容については、山下[2011]18-27 頁を参照。

¹⁹ 簿記の教科書でも、たんに契約を交わしただけでは、当事者のいずれもが財の移転をしておらず、「資産、負債および資本のうえになんら金額的変動が生じていないので」(大藪[1998]29 頁)、簿記上は取引とはみなさないとする (沼田[1980]37 頁; 大藪[1998]29 頁)。

更する提案であった。これは現行の概念フレームワークに照らすと、通常は妥当性を有するとはいえない (IASB[2010d]par. 4.46)。ただし、未履行契約に伴う負債の認識は、条件を満たせば、現在の概念フレームワークでも可能であり (IASB[2010d]par. 4.46)、デリバティブについては未履行契約の状態であっても認識を行っている。

しかし、こうした契約時の認識²⁰をあらゆる項目に適用するととなると、さまざまな会計の領域について変更が必要となる。その結果、これまで検討しなくてもよかった新たな会計問題も生じてくる²¹。また、全ての取引・事象において、こうした契約時点での会計処理を適用することになると、大きな混乱が予想される。また、契約に基づいて契約締結時に資産・負債を計上するならば、資産性・負債性を概念フレームワークの資産・負債の定義に照らして検討しなければならないが、資産性・負債性の適否の判断が難しいケースが生じることも考えられるし、資産と負債を相殺したほうがよいケースが生じることも考えられる。少しずつ会計基準を契約時点での会計処理に基づいて変更するにしても、会計基準の設定には膨大な時間とコストを要することになるであろう。

(2) 認識の範囲の拡大がもたらす問題

リースや負債のプロジェクトでは、認識すべき範囲をさらに拡張することが検討されている。リースのプロジェクトでは、オペレーティング・リースを含め、すべてのリース契約について、リース資産を計上することを提案している。

しかし、解約可能・不能に関わらず、資産・負債を計上してしまうと、いつでも取り消し可能な資産・負債を計上することになる。では、いつでも取消可能な契約から、資産・負債の定義を満たす項目が生じるであろうか。

いつでも取り消し可能な契約から生じる財は、契約を取り消すことで、当該財についての経済的便益の流入も取り消すことができる。したがって、かかる財から生じる将来の経済的便益を自らが支配しているとはいえず、したがって資産の定義を満たさない。同様に、いつでも取り消し可能な契約では、その契約をいつでも取り消すことによって支払義務から逃れることができることから、支払義務を負っているとはいえない。そのため、当該契

²⁰ 契約時の認識については、井尻[1976]191-203 頁を参照。

²¹ たとえば、会社が公募増資を行うこととし、それをいったん証券会社が全株を引き受け、証券会社が投資家を募って販売するという契約を結ぶとする。この契約について、契約時点で会計処理を行うとすると、会社は契約を結んだ時点で、会社は株式を交付する義務を負うが、資金を受取る権利を得る。したがって、契約締結時に、会社は以下の仕訳を行う。

(借方) 資金を受取る権利 *** (貸方) 株式交付義務 ***

このような会計処理を行う場合、株式交付義務について、負債であるか持分であるかを検討しなければならない。こうした項目に係る会計問題を扱う「持分の性質を有する金融商品」プロジェクトは現在検討が中断しているが、契約時に認識を行うとすれば、当該プロジェクトの検討課題がさらに増加し、プロジェクトの解決がさらに先延ばしになる。

約からは負債は生じない。

したがって、解約可能な契約に対して資産・負債を計上すると、資産・負債の定義に合致しないものを資産・負債として計上することになり、資産・負債といったストック情報に疑義を抱かせる結果を招く。

また、負債プロジェクトでは、発生確率の低い義務までも非金融負債として計上することを提案している。これ等の結果、認識の範囲の拡大がもたらされる。

しかし、発生確率の低い資産・負債を計上してしまうと、資産や負債として疑わしいものを貸借対照表に計上する可能性が生じる。発生確率が低くとも、その発生確率の見積もりに客観的な根拠が示される²²ようであれば、その資産・負債の計上には信頼性²³が保たれる。しかし、発生確率の見積根拠が不明確であったり、見積りに主観的要素が強く反映されていたりするようであれば、信頼性の乏しい資産・負債が貸借対照表に混入してしまう。

(3) 認識の拡張に伴う測定の問題

認識を行うと、それを測定しなければならない。これまでの IASB の概念フレームワーク・プロジェクトの測定のフェーズ（フェーズ C）や、会計基準設定プロジェクトを見ると、IASB および FASB は、公正価値測定への一本化は断念したものの、資産・負債について公正価値を重視した測定を検討している（草野[2011]85 頁）。

収益認識プロジェクトでは、契約時に契約資産・契約負債を現在出口価値（公正価値）で測定することを検討したものの、反対が強く、結果的に顧客から受取る対価によって契約資産・負債を測定する方向で検討が進んでいる。現在出口価値アプローチでは、契約時点で、未履行の資産受取権利と履行義務を現在出口価値（第三者に譲渡した場合に受け払いすると予測される金額）で測定する。しかし、そのような現在出口価値を「観察することは通常できない」（松本[2009]58 頁）ことから、その測定は見積に頼らざるを得ないが、その見積の客観的な根拠を明示することは難しい。その結果、測定面での客観性・信頼性が保たれなくなり、結果として計上される資産・負債・収益の信頼性が損なわれる。

他方、負債プロジェクトでは、非金融負債の測定について、「期待キャッシュ・フロー・アプローチ」を採り、考えられる様々なシナリオによる資金流出額を見積もり、そこに確率を乗じて期待値を算定する（IASB[2005]par. 31）。したがって、極めて発生確率の低い義務であっても認識するため、測定の対象となる。しかし、このような会計処理を行うと、

²² これは、言い換えれば、信頼性をもって義務発生確率の見積ができることを意味する。

²³ ここで信頼性は、検証可能性を意味する。信頼性には様々な解釈があり、検証可能性とみる者もいれば、正確性とみる者もいるが、他方で信頼性を忠実な表現と同義とみる者もいる（Johnson[2005]p. 2）。このように信頼性は多義的であるが、研究上、意味を限定して用いるならば、信頼性の語を用いてもよいと思われる。他方、多くのコメントレーターが検証可能性としての信頼性を重視するがゆえに、IASB/FASB は信頼性を財務情報の基本的質的特性から削除し、忠実な表現に置き換えたという（藤井[2011]31-32 頁）。

考え得る資金流出のリスクをすべて検討しなければならず、煩雑で、基準の実行可能性²⁴に疑問が残るだけでなく、確率の僅かな見積の変更によって負債および損益の金額が大きく変動する可能性を抱えている²⁵。このように、極めて低い確率でしか発生しない負債を、買掛金や支払手形のような確実に支払わなければならない負債と同列に置くことに対しては、違和感を覚える。また、確率の見積について十分な客観的根拠が説明されないままに、確率を用いた期待値計算が行い、それに基づいて非金融負債が計上されると、その結果としての会計数値の信頼性が保たれなくなる。

第5節 会計的認識の拡張に歯止めをかける要因は何か

これまでみてきたように、会計的認識の拡張は、さまざまな問題をもたらす。とりわけ、認識を所与としつつ測定に問題が集中する計算構造がとられる(松本[2010]29-30頁; 池田[2011]70頁)結果、資産・負債といったストック情報の信頼性(とくに測定面での信頼性)が損なわれる。しかし、他方で、会計的認識の際限ない拡張が行われるわけではない。では、会計的認識の拡張に歯止めをかける要因は何か。

(1) 負債の定義における義務概念

負債プロジェクトにおいては、待機義務の負債性が問われることになる。待機義務とは、ある事象の発生を引き金にして生じる無条件義務である。しかし、待機義務は条件付義務に含まれるものであって、現時点では無条件義務として顕在化していない。すなわち、待機義務は現在の無条件義務ではない。発生が確実な条件付義務であれば、いずれ発生する無条件義務を負債として計上することに合理性があると考えられるが、発生することが極めて稀な条件付義務は負債といえるであろうか。負債プロジェクトでは、発生確率は測定に反映することとしているが、発生確率の見積は正確でない場合もあるし、確率見積の根拠が不明瞭な場合もある。よって、発生確率を認識にではなく測定に反映させてしまうと、確率の見積に客観的根拠が付与できない局面では、測定面での信頼性を失ってしまう。また、発生確率を認識規準としないことから、発生確率の高低にかかわらず、将来考えられる資金流出リスクをもたらす義務をすべて非金融負債とせざるをえなくなり、負債の範囲

²⁴ IASB/FASB は、基準設定において、再公開草案の必要性についての検討、関係者によるフィードバック、および適用可能性の確保を、会計基準の最終化の要件にすることを表明している (Hoogervorst and Seidman[2012]p. 1)。

²⁵ たとえば、発生確率が 0.01%であったものが 0.015%に上昇したとしても、ほとんど発生しない状況に大差ない。したがって、大勢に影響はなく、確率の変動は誤差の範囲とも考えられるが、この状況で、流出金額 1 兆円に対して、上記の確率の上昇に基づいて非金融負債を計上すると、1 億円が 1 億 5000 万円になる。流出金額に対しては誤差の範囲内であっても、財務諸表に計上される金額としては当初の 1.5 倍であり、財務諸表に大きな影響を及ぼす可能性もある。もちろん流出金額も見積もりによって算出するため、流出金額の見積もりの変更によっても、財務諸表に計上される金額は変動する。

が際限なく広がってしまう。

これに歯止めをかけるには、負債の定義における義務の意味を再検討する必要がある。すなわち、義務発生の確定性があるもの、および発生の不確実性のある義務については確率見積の客観的根拠が明示できるもののみを、負債とすべきであろう。概念フレームワーク・プロジェクトにおける負債の暫定的定義では、負債は「現在の経済的義務のうち、その実体が義務負担者となるもの」(FASB[2010a])であり、義務発生の確率(発生の可能性は認識において考慮せず、測定面で考慮する)の見積の客観性・信頼性や、義務の確定性などについては、定義では触れられていないが、こうした要素を負債の定義に盛り込まないと、負債として認識する範囲が際限なく拡張することになるし、負債として計上される項目の信頼性が損なわれる。

また、解約可能なリースに対してまでリース資産とリース負債を計上することになると、いつでも取消可能な資産・負債を計上することになりかねないが、かかるリース資産やリース負債は資産・負債の定義を満たさない。したがって、リース契約のオンバランス化の範囲は、負債の定義における義務の概念に照らして決定されるべきであり、具体的には、リース契約のうち解約不能な部分について生じるリース料支払義務を、負債として計上すべきである²⁶。

解約可能なリースについては、リース料を払えば使うことができる権利が発生しているにとどまり、そこにはリース料を支払わなければならない義務は生じていない。ここでの使うことのできる権利、すなわち使用权は、支払を行うことを条件とした条件付の権利であり、無条件に使える権利とは異なる。リース料の支払を行わないと(またはリース料を将来にわたり支払う契約を結んでいないと)権利が得られないのに、そうしないと得られない権利を条件付権利として資産とするのは、資産の定義に合致しない。なぜなら、条件付権利は自らが保有する権利ではないため、現時点ではそこから経済的便益が生じないからである。未費消の使用权について支払を行うか、または支払義務が確定するかのいずれかの状態になって初めて、使用权から得られる将来の経済的便益の享受が確定することになり、資産を計上することができる。

つまり、概念フレームワークの負債の定義における義務の概念に照らして、義務とはいえないものを負債として認識すべきではない。また、発生することが確定的な義務、または発生が不確実な義務のうち、確率見積の客観的根拠が示せるものを、負債として認識し、消滅したことが確定したときに負債の認識を中止すべきである。

²⁶ 現在の会計基準では、リースをオンバランス化する要件として、ノンキャンセラブル(解約不能)要件と、フル・ペイアウト要件を挙げているが、負債の定義に照らして考えれば、リースをオンバランス化する要件は、ノンキャンセラブル要件だけでよいことになる(佐藤[2003]33-34頁)。逆に言えば、現在の負債の定義に照らせば、ノンキャンセラブル要件も満たさないリースをオンバランス化することはできない。

(2) 収益認識における実現稼得過程の意義

収益認識プロジェクトでは、当初、収益認識方式として資産負債アプローチを採り、さらに契約時に認識した資産・負債を現在出口価値で測定する現在出口価値アプローチを提案していたが、これは資産・負債を契約時に公正価値で評価して、その結果として収益を計上するものであり、これに対しては反対が強かった。結果的に、契約時に資産・負債を認識するが、その資産・負債を当初取引価格で測定し、履行義務の履行によって負債を減少させ、その結果として収益を認識する方式（当初取引価格アプローチ）に改められた。

契約を結ぶと、当事者間に権利義務関係が発生するが、改訂公開草案では、財・サービスの提供者が履行義務（財・サービスの提供義務）を履行した時点で、収益を認識する（IASB/FASB[2011]par. 31）。履行義務を履行した時点（この時点で収益を認識する）で顧客が対価を支払っていないければ、契約資産または受取債権が生じる²⁷（IASB/FASB[2011]par. 106）。一方、履行義務を履行するより前に顧客が対価を支払っていれば、契約負債が発生する（IASB/FASB[2011]par. 105）。すなわち、履行義務を履行し、かつ債権や資金等を受け入れたときに収益を認識する方式であり、従来どおりの収益認識方法、すなわち実現稼得過程アプローチである。これは慣習としてこれまで会計が継受してきた考え方を支持したものである²⁸といえるが、同時にこうした慣習的な考え方を考慮せざるを得なかったともいえる。

そして、公開草案における収益認識方式は、これまで資金や債権等の流入でもって収益を認識するとされてきた実現稼得過程アプローチを、履行義務の履行という要素を置くことによって、資産・負債の変動という側面から説明しようとしたものであるといえる²⁹。収益についても不確定なものは計上すべきではなく、履行義務の消滅が確定したときに収益も確定したものとして認識すべきであろう。

第6節 おわりに

これまでのIASBの議論を見ると、認識のタイミングの早期化と、認識の範囲の拡張を図ろうとしている。しかし、認識の範囲が際限なく拡張し、認識のタイミングが契約時点まで早期化すると、負債をめぐる義務の有無をめぐる解釈の問題や、負債の含まれる契約に

²⁷ 契約資産（contract asset）とは、「時の経過以外の条件（例えば、企業の将来の履行）に基づいて発生する、企業が顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する企業の権利」（IASB/FASB[2011]Appendix A）であり、これは「対価に対する条件付の権利」（IASB/FASB[2011]par. 107）である。これに対し、受取債権は「対価に対する無条件の権利」である（IASB/FASB[2011]par. 107）。

²⁸ 収益認識における伝統的な考え方としての実現稼得過程の意義については、辻山[2010]を参照。

²⁹ ただし、履行義務自体は貸借対照表に負債として計上しないので、履行義務を負債ではないと見れば、当該提案は収益費用アプローチに従っているという見方もできる（桜井[2012]35頁）。

対する解釈の問題など、実務上混乱が生じるし、理論上も資産・負債といえないものが資産・負債として計上されかねない。さらに、認識した項目については測定問題が発生し、とりわけ公正価値による測定を要する場合には見積の信頼性に疑義を生じるケースも生じてくる。その結果、貸借対照表におけるストック情報の信頼性が損なわれる³⁰。

そこで、貸借対照表におけるストック情報の信頼性を維持するためには、認識の拡張を制約する要因が必要となる。本章では、認識の拡張を制約する要因として、概念フレームワークの負債の定義における義務概念の重要性と、収益認識における実現稼得過程の重要性を指摘した。

これまでの議論から明らかになったことは、負債や収益といった、貸方側の会計処理が認識の面で問題になっており、これを解決するには貸方側から会計処理を考える必要があるという点である。そして、貸方側の会計処理の鍵になるのは、負債概念である。

まず、負債プロジェクトでは、発生確率の低い義務までも、発生すれば無条件義務になるとして非金融負債としているが、ほとんど発生しない負債や、測定に信頼性が伴わない負債を多数計上することにつながり、貸借対照表における負債のストック情報の信頼性を損ねてしまう。これらのことより、発生の確実な義務や、発生確率を信頼をもって見積もることのできる義務を、負債として計上する必要があるだろう。

また、リース・プロジェクトの提案に見られるように、解約可能なリースに対してまでリース資産とリース負債を計上することになると、いつでも取り消し可能な資産・負債を計上することになりかねず、さらに資産・負債の定義を満たさない項目を計上する結果を招く。よって、負債の定義を満たさない義務は負債として計上すべきではない。

他方、収益認識プロジェクトにおいて当初見られた提案では、収益認識のタイミングが契約時点にまで早期化する。この考え方では、契約がたとえ未履行の状態であっても、契約を締結しただけで収益を認識する結果となる。しかし、契約を結んだ段階では収益は確定したものとはいえず、不確定な収益を計上する結果を招く。そこで、未履行契約に伴う資産・負債を計上するにしても、解約不能な契約が生じ、資産・負債が発生することが確定になった時点で資産・負債を計上すべきであり³¹、そして、負債の消滅による収益を認識するとしても、義務を履行した時点や、義務を免除された時点など、それが確実に消滅したと考えられる時点で、確定した収益を認識すべきである。

³⁰ しかし、概念フレームワークでは、信頼性は財務情報の基本的質的特性から削除され、補助的質的特性に格下げされている。これこそが最も根本的な問題であるのかもしれない。

³¹ 契約時点での認識を主張した井尻[1976]でも、「認識規準を現在の受渡しベースからいわゆる契約ベースへ拡張する」「契約会計」(井尻[1976]192頁)は、「まず第一に解約不能の契約について適用し、それをしだいに他の、より融通のきく契約に拡大していくことが適当であろう」(井尻[1976]201頁、傍点は引用者による)と述べている。

参考文献

- FASB[1976], Discussion Memorandum, *an analysis of issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, FASB, 津守常弘監訳[1997]『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社。
- [1984], Statement of Financial Accounting Concepts No.5, *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, FASB, 平松一夫・広瀬義州訳[2002]『FASB 財務会計の諸概念[増補版]』中央経済社。
- [1985], Statement of Financial Accounting Concepts No.6, *Elements of Financial Statements*, FASB, 平松一夫・広瀬義州訳[2002]『FASB 財務会計の諸概念[増補版]』中央経済社。
- [2002], “The Revenue Recognition Project,” *The FASB Report*, December 24.
- [2010a], “Conceptual Framework – Elements and Recognition,” *Project Update* (Last Updated on March 15,2010).
- [2010b], Statement of Financial Accounting Concepts No.8, *Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter 1, The Objective of General Purpose, Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information*, FASB.
- [2012], “Leases—Joint Project of the FASB and the IASB,” *Project Update* (Last Updated on June 19, 2012) .
- Hoogervorst, H. and L.F.Seidman[2012], *IASB-FASB Update Report to the FSB Plenary on Accounting Convergence*, April 5.
- IASB[2005], Exposure Draft, *Amendments to IAS 37 Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets and IAS 19 Employee Benefits*, IASB.
- [2010a], Exposure Draft, *Measurement of Liabilities in IAS 37*, IASB.
- [2010b], Working Draft, International Financial Reporting Standard [X], *Liabilities*, IASB.
- [2010c], *Liabilities—IFRS to replace IAS 37, Recognising Liabilities Arising from Lawsuits*, IASB Staff Paper(April 7, 2010), IASB.
- [2010d], *The Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB, IFRS 財団編, 企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳[2011]『国際財務報告基準 (IFRS) 2011』中央経済社。
- IASB/FASB[2008], IASB, Discussion Paper, *Preliminary Views on Revenue Recognition in Contracts with Customers*, IASB; FASB, Discussion Paper, *Preliminary Views on Revenue Recognition in Contracts with Customers*, FASB ,

- 企業会計基準委員会[2009]『顧客との契約における収益認識についての予備的見解』企業会計基準委員会。
- [2010a], IASB, Exposure Draft, *Conceptual Framework for Financial Reporting: The Reporting Entity*, IASB; FASB, Exposure Draft, *Conceptual Framework for Financial Reporting: The Reporting Entity*, FASB.
- [2010b], IASB, Exposure Draft, *Revenue from Contracts with Customers*, IASB; FASB, Exposure Draft, *Revenue from Contracts with Customers*, FASB, 企業会計基準委員会[2010]『顧客との契約から生じる収益』企業会計基準委員会。
- [2010c], IASB, Exposure Draft, *Leases*, IASB; FASB, Exposure Draft, *Leases*, FASB, 企業会計基準委員会[2010]『リース』企業会計基準委員会。
- [2011], IASB, Exposure Draft, *Revenue from Contracts with Customers*, A revision of ED/2010/06 Revenue from Contracts with Customers, IASB; FASB, Exposure Draft, *Revenue from Contracts with Customers*, Revision of Exposure Draft Issued June 24, 2010, 企業会計基準委員会[2011]『顧客との契約から生じる収益』企業会計基準委員会。
- IASC[1998], International Accounting Standard No. 37, *Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets*, IASC, IFRS 財団編, 企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳[2011]『国際財務報告基準 (IFRS) 2011』中央経済社。
- Johnson, L.T.[2005], “Relevance and Reliability,” *The FASB Report*, FASB.
- Littleton, A. C. [1953], American Accounting Association Monograph No.5, *Structure of Accounting Theory*, American Accounting Association, 大塚俊郎訳[1955]『会計理論の構造』東洋経済新報社。
- 池田幸典[2011]「財務諸表における構成要素の定義と認識」日本会計研究学会特別委員会(委員長 藤井秀樹)『会計基準の国際的統合と財務報告の基礎概念〔中間報告〕』日本会計研究学会, 61-72 頁。
- 井尻雄士[1976]『会計測定の世界』東洋経済新報社。
- 大藪俊哉[1998]『簿記の計算と理論』税務研究会出版局。
- 企業会計基準委員会[2006]討議資料『財務会計の概念フレームワーク』企業会計基準委員会。
- 草野真樹[2011]「財務諸表における測定」日本会計研究学会特別委員会(委員長 藤井秀樹)『会計基準の国際的統合と財務報告の基礎概念〔中間報告〕』日本会計研究学会, 73-90 頁。
- 桜井久勝[2012]「資産負債アプローチによる収益の概念」『企業会計』第 64 巻第 7 号, 30-37 頁。
- 佐藤信彦[2003]「リース取引オンバランス化の論理」『JICPA ジャーナル』第 15 巻第 10 号, 29-35 頁。

- [2011]「IASB『リース会計基準公開草案』の論点と分析」『産業経理』第70巻第4号, 43-53頁。
- 辻山栄子[2010]「収益認識をめぐる実現・稼得過程の現代的意義」『会計』第177巻第4号, 1-20頁。
- 徳賀芳弘[1990]「会計上の認識に関する一考察」『会計』第138巻第1号, 29-43頁。
- 日本会計研究学会特別委員会(委員長 藤井秀樹)[2011]『会計基準の国際的統合と財務報告の基礎概念〔中間報告〕』日本会計研究学会。
- 沼田嘉穂[1980]『簿記教科書(新版)』同文館。
- 藤井秀樹[1997]『現代企業会計論—会計観の転換と取得原価主義会計の可能性—』森山書店。
- [2011]「FASB/IASB 概念フレームワークと資産負債アプローチ」『国民経済雑誌』第204巻第1号, 17-40頁。
- 松本敏史[2009]「資産負債アプローチによる収益認識基準」日本会計研究学会スタディ・グループ(主査 藤井秀樹)『会計制度の成立根拠とGAAPの現代的意義〔中間報告〕』日本会計研究学会, 49-67頁。
- [2010]「IAS37号を巡る動きと計算構造の変化」『企業会計』第62巻第9号, 25-32頁。
- 山下寿文[2011]「最近のIASBにおける引当金会計基準化の動向」『会計』第180巻第1号, 17-29頁。
- 山田辰巳[2010a]「概念フレームワーク改訂プロジェクトについて」『企業会計』第62巻第8号, 23-30頁。
- [2010b]「IASB会議報告(第124~126回会議)」『会計・監査ジャーナル』第22巻第12号, 35-45頁。
- [2011]「IASB・FASBのリース・プロジェクトの検討経緯と主要論点について」『企業会計』第63巻第4号, 18-23頁。

(池田 幸典)

第6章 認識対開示を巡る実証的評価 —財務諸表における測定を中心として—

第1節 はじめに

本章の目的は、認識対開示 (recognition versus disclosure) の実証研究をサーベイして、国際会計基準審議会 (IASB) と財務会計基準審議会 (FASB) における会計基準設定の動向を評価することである。とりわけ、本章では、ストックの価値を重視する会計によって投資家の意思決定に有用な会計情報の提供が期待されるのかについて検討する。

近年、IASB と FASB は、会計基準のコンバージェンスを推進するが、両審議会の会計基準設定の動きを観察すると、「公正価値を多くの状況で適切な測定基準と考えている」(Barth[2007]p. 11) ように思われる。事実、IASB と FASB は、会計基準のコンバージェンスを進めると同時に、概念フレームワークのコンバージェンスにも取り組むが、その際に公正価値を重視する。両審議会は、当初、公正価値を想定した単一の測定基準を指向し、概念フレームワーク・プロジェクトを進めてきたが、金融危機以降、公正価値を重視しつつも混合属性アプローチを指向してきた経緯がある(草野[2011])。このように、IASB と FASB は、公正価値測定の導入とオンバランス項目の拡大を通じて、資産と負債の認識・測定を重視する会計基準(案)の作成を進めることから(桜井[2011])、しばしば貸借対照表を重視する会計モデルを採用すると指摘される(AAA's FASC[2007]; Penman[2007]; Nissim and Penman[2008]; Dichev[2008]; O'Brien[2009]; AAA RITF[2009]; Demerjian[2011])。

IASB と FASB は、財務報告の目的を「現在および将来の投資者、融資者、その他の債権者が報告実体に対して資源提供の意思決定を行う際に、当該実体に関する有用な財務情報を提供すること」(FASB[2010]par. OB2; IASB[2010]par. OB2) と規定する。IASB と FASB は、財務報告の目的を「経済的意思決定を行うときに有用な情報を提供する」と捉える「意思決定有用性アプローチ」(decision-usefulness approach) に基づいて会計基準の設定に取り組むが、両審議会は、投資家の意思決定に有用な会計情報を提供する際に、財務諸表本体での認識と注記などでの開示を代替関係と捉えていない(Al Jifri and Citron[2009])。

事実、FASBは、「開示は〔……〕財務諸表本体での認識の代替ではない。一般に〔……財務諸表項目〕および(目的適合性と信頼性の最良の組み合わせを持つ)これらの測定値に関して最も有用な情報は、財務諸表本体で認識されなければならない」(FASB[1984]par.

9) と明記する¹。かかる見解は、概念フレームワークで表明されているだけでなく、個別の会計基準でも観察され、IASBとFASBがストックの価値を財務諸表本体で認識する根拠となっている (e.g., SFAS87; SFAS106; SFAS123/123(R); SFAS158; IFRS2)。

このように、IASBとFASBは、資産と負債の認識・測定を重視し、ストックの価値を積極的に財務諸表に反映するが、このようなストックの価値を重視する会計によって、財務会計の意思決定支援機能（情報提供機能）の改善は期待されるのであろうか。そこで、本章は、意思決定支援機能の観点から、認識対開示の実証研究のサーベイを通じて、ストックの価値を重視する会計が投資意思決定に有用な会計情報を提供できるのか否かについて検討する²。

本章の構成は、次の通りである。第2節では、先行研究を整理して、認識と開示の間で会計情報の有用性に差異が生じる理由について分析する。第3節では、ストックの価値を重視する会計基準を分析対象とした実証研究を整理し、認識と開示の間で会計情報の有用性に差異が生じるのか否かを検討する。第4節では、本章の検討結果を要約し、今後の研究課題について言及する。

第2節 認識と開示における会計情報の有用性の差異

本節では、以下、ストックの価値情報に関する認識対開示の実証研究を整理するに先立ち、投資家の意思決定の観点から、認識と開示の間で会計情報の有用性に差異が生じる理由について検討する。

証券市場における会計情報の有用性を検証する際に、通常、投資家は洗練された合理的な存在であり、そして市場が効率的であることが前提とされる。ここで、市場が効率的であるとは、ある情報が入手可能となったとき、その情報がただちに価格に反映されるため、当該情報に基づいて投資戦略を実行しても、投資家は平均的には超過収益の獲得を期待できないことを意味する (大日方[2007]153 頁)。証券市場の効率性は、情報の内容により、(1)ウィーク型の効率性、(2)セミストロング型の効率性、そして(3)ストロング型の効率性に分類される (Fama[1970])。証券市場における会計情報の有用性を検証する際に、セミストロング型の市場の効率性が前提とされる。

ここで、投資家が洗練された合理的な存在であり、セミストロング型の市場の効率性を

¹ IASB の概念フレームワークは、「認識規準を満足させる項目は、貸借対照表または損益計算書で認識されなければならない。当該項目を認識しないことは、会計方針の開示、注記、あるいは説明資料のいずれによっても訂正したことにならない」(IASB[2010]par. 4.37)と記述する。当該記述は、IASB も FASB と同様に、認識と開示を代替関係と捉えていないことを示唆する。

² 近年の公正価値情報に関する実証研究の成果については、首藤[2011]、大日方[2012a, 2012b]、徳賀[2012]で包括的にサーベイされているので参照されたい。本章は、これらの先行研究と問題意識を共有するが、認識対開示に焦点を当てている点で異なっている。

前提とすれば、財務諸表本体であれ注記であれ、同じ内容を有する情報が同じタイミングで公表されれば会計情報の有用性は同じと考えられる（坂井[2010]115頁）。つまり、セミストロング型の市場の効率性では、同じ内容をもつ会計情報が公表されれば、財務諸表本体または注記といった会計情報の開示場所の違いによって、会計情報の有用性に差異は生じないのである。

先行研究は、従前より注記情報の有用性を検証してきた。例えば、Imhoff et al.[1993]は、オペレーティング・リースの注記情報が財務諸表本体の負債と同様に市場リスク評価に反映されているという結果を報告する。その一方で、例えば、Landsman and Ohlson[1990]は、注記で開示された年金情報は部分的にしか株価に織り込まれないという結果を報告する。これらの先行研究は、注記情報の有用性を検証するが、同じ内容をもつ会計情報が開示場所の違いによって会計情報の有用性に差異が生じるのか否かを分析していないので、認識対開示を調査した研究と位置づけられない。従来、実験の手法を用いて、認識と開示の違いが財務諸表利用者に影響を与えるのか否かについて調査されてきた（Harper et al.[1987]; Frederickson et al.[2006]; Viger et al.[2008]）。

近年、アーカイバルデータを用いて、財務諸表本体の情報と注記情報の間に会計情報の有用性に差異が観察されるのか否かについて検証されつつある。Abody[1996]は、米国の石油・ガス業界を題材として、財務諸表本体の情報と注記情報の差異が証券市場に与える影響について検証を行っている。米国における石油・ガスの試掘費の会計処理は、大きく2つに分けられる。1つは全部原価法（full cost method）であり、いま1つは成功成果原価法（successful cost method）である。資産計上した投資額の回収可能性が低下した場合、減損損失が認識されるが、全部原価法と成功成果原価法ではその処理方法が異なっている。まず、全部原価法では、資本化したコストの純額がその埋蔵量から得られる将来正味キャッシュ・フローの割引現在価値を上回った場合、減損損失が認識される。これに対して、成功成果原価法では、資本化したコストの純額が埋蔵量から得られる割引前の将来正味キャッシュ・フローを上回った場合、減損損失が認識される。

ここで、資本化したコストの純額が将来正味キャッシュ・フローの割引現在価値を上回るが、割引前の将来正味キャッシュ・フローを下回る場合、全部原価法では減損損失が損益計算書上で認識されるが、成功成果原価法では as-if の減損損失が注記で開示される。Abody[1996]は、当該減損損失の公表が証券市場に与える影響を分析することによって、認識対開示の検証を行った。すなわち、1990年から1993年をサンプル期間として、減損損失を認識した全部原価法採用企業20社と as-if の減損損失を開示する成功成果原価法49社をサンプルとして、減損損失とその公表前後3日間の平均リターンの関連性を検証した。その結果、全部原価法採用企業では、減損損失と株式リターンとの間に統計上有意な関連性が観察されたが、成功成果原価法採用企業では、両者の関連性を確認することができなかった。このことは、減損損失の開示場所の違いによって証券市場の反応が異なることから、財務諸表本体の情報と注記情報の間に会計情報の有用性に差異があることを示唆する。

Abodiy[1996]を嚆矢として、次節で概説するように、認識対開示に関する実証研究が実施されている。ここで、財務諸表本体の情報と注記情報の間で差異が生じる要因として、次のものが考えられる (Schipper[2007])。まず、Barth et al.[2003]は、投資家の情報収集コストが財務諸表本体と注記との間で会計情報の有用性に影響を与えることを明らかにした。Barth et al.[2003]は、企業価値に関する情報源として、コストが不要な情報源とコストが必要な情報源を仮定したモデルを設定した。前者が財務諸表本体の情報、そして後者が注記情報に対応する。この場合、注記情報を理解するためにはコストが必要なことから、認識と注記の情報量 (informativenss) は当該コストに影響を受けることが示されている。

また、Hirshleifer and Teoh[2003]は、投資家の注意力の限界 (limited attention) が財務諸表本体と注記との間で会計情報の有用性に影響を与えることを明らかにした。Hirshleifer and Teoh[2003]は、会計情報として、目立った情報源と目立たない情報源を仮定したモデルを設定した。前者が財務諸表本体の情報、そして後者が注記情報に対応する。ここで、より注意力がある投資家は財務諸表本体の情報と注記情報の双方を考慮して投資意思決定を行うが、注意力に限界がある投資家は財務諸表本体のみの情報を用いて投資意思決定を行うことから、認識と注記の差異が市場価格に影響を与えることが示される。

Barth et al.[2003]とHirshleifer and Teoh[2003]は、基本的な考え方は異なるものの、財務諸表の利用者に焦点を当てて、認識と開示の間で会計情報の有用性に差異が生じることを示している。これに対して、会計情報の作成過程で財務諸表本体の情報と注記情報の間で会計情報の有用性に差異が生じることも考えられる。事実、FASBは、財務諸表の認識規準として、(1)財務諸表の構成要素の定義、(2)測定可能性、(3)目的適合性、そして(4)信頼性を掲げ (FASB[1984]par. 63)、財務諸表項目の測定値に関して最も有用な情報は財務諸表本体で認識されなければならないと指摘する³ (FASB[1984]par. 9)。

Libby et al.[2006]は、実験の手法を用いて、監査人が注記で開示された会計数値の虚偽表示 (misstatement) よりも財務諸表本体で認識された会計数値の虚偽表示に対してより修正を要求することを明らかにした。つまり、監査人は、注記情報の虚偽表示に寛容であることを示している。また、Müller et al.[2012]は、国際会計基準 (IAS) 40『投資不動産』を素材として、投資不動産の公正価値情報が注記で開示されるよりも財務諸表本体で認識される方が利益の情報量が大きいことを報告するが、その理由として、財務諸表本体と注記の間で信頼性に差異があることを明らかにする⁴。このように、財務諸表本体で認識され

³ IASB は、「財務諸表の構成要素の定義を満たす項目は、(a)当該項目に関連する将来の経済的便益が企業に流入するか、または企業から流出する可能性が高く、かつ(b)当該項目が信頼性を持って測定できる原価または価値を有する場合、[財務諸表本体で] 認識されなければならない」(IASB[2010]par. 4.38)と規定する。このことは、IASBも財務諸表本体の情報と注記情報の間で会計情報の有用性に差異があると捉えていることを示唆する。

⁴ 「価値関連性のテストは、一般に目的適合性と信頼性の結合テストである」(Barth et al.[2001]p. 81)ため、「目的適合性の欠如、信頼性の欠如、あるいはその双方」(Barth[2000]p.

た会計数値を内部者（例えば、経営者）と外部者（例えば、監査人）の双方が精査するために（Müller et al.[2012]p. 4）、認識と開示の間で信頼性に差異が生じると考えられる。

以上のように、本節では、セミストロング型の市場の効率性を前提とした場合、同じ内容をもつ会計情報が公表される限り、認識と開示の間で会計情報の有用性に差異が生じないことを確認した上で、それにもかかわらず、認識と開示の間で差異が生じる理由について整理した。1 つは、投資家の情報収集コストや注意力の限界といった投資家の特性が認識と開示の間で会計情報の有用性に影響を与えるという考え方である。いま 1 つは、財務諸表本体と注記との間に経営者や監査人の態度が異なるために、認識と開示の間に信頼性に差異が生じ、その結果、会計情報の有用性に影響を与えるという考え方である。それでは、ストックの価値情報を注記などで開示した場合と財務諸表本体で認識した場合で、会計情報の有用性に差異が観察されるのであろうか。以下、節を改めて、ストックの価値情報に関する認識と開示の実証研究をサーベイする。

第 3 節 ストックの価値情報に関する認識対開示

近年、FASB と IASB は、資産と負債の認識・測定を重視した会計基準（案）を作成する傾向にある。その際に、両審議会は、資産や負債のストックの価値情報を注記で開示するのではなく、財務諸表本体で認識した方が投資意思決定に有用な会計情報の提供が期待される観点から、ストックの価値を財務諸表本体に計上する。本節では、以下、ストックの価値を貸借対照表に反映する会計基準を取り上げて、当該会計基準を分析対象とした認識対開示の実証研究を整理し、ストックの価値を重視する会計によって投資意思決定に有用な会計情報の提供が期待されるのか否かについて検討する。

(1) 年金以外の退職後給付に関する認識対開示

FASB は、1990 年 12 月に SFAS106『年金以外の退職後給付に関する事業主の会計』を公表し、SFAS87『事業主の年金会計』と同様に、年金以外の退職後給付債務を財務諸表上で認識・測定することを要求した。FASB は、SFAS106 適用前に年金以外の退職後給付を現金基準で処理する会計処理を規定していた。米国証券取引委員会（SEC）の Staff Accounting Bulletin 87 は、新会計基準適用前に予測される影響を「経営者の討議と分析」（MD&A）で分析することを要求していたため、企業は、SFAS106 適用前に年金以外の退職後給付債務に関する情報を MD&A で開示しなければならなかった。

Davis-Friday et al.[1999]は、1992 年と 1993 年に SFAS106 を適用し、かつ年金以外の

17) のうち何が要因となって価値関連性の検証結果が分かれるのかは、必ずしも明らかではない。投資不動産は、公正価値の変動によって利益の獲得を期待して売買する不動産と長期的に賃貸収入を獲得することを期待して保有する不動産に分かれるため、認識と開示の差異が信頼性の欠如のみに起因できるのかについては、慎重な検討が必要である。

退職後給付債務を即時認識した企業（金融機関と公益企業を除く）229社（1992年適用146社、1993年適用83社）をサンプルとして、年金以外の退職後給付債務に関して、認識と開示との間で価値関連性に差異があるのか否かについて検証した。検証の結果、年金以外の退職後給付債務の価値関連性は認識と開示で確認されたが、両者の間に差異がある幾つかの証拠が提示された。すなわち、MD&Aで開示された年金債務以外の退職後給付債務は、財務諸表本体で認識された年金以外の退職後給付債務よりも価値関連性が低いことが部分的に明らかにされた。ただし、当該結果は、検証モデルや適用年度によって影響を受ける。例えば、サンプルを適用年度に分けて検証したところ、1992年に早期適用した企業では、MD&Aで開示された年金以外の退職後給付債務は、財務諸表上本体で認識された年金以外の退職後給付債務より統計上有意に価値関連性が低かったが、1993年に強制適用した企業では、両者の間に統計的に有意な差異が示されなかった。

このように、Davis-Friday et al.[1999]は、年金以外の退職後給付債務に関して、認識と開示の間で会計情報の有用性に関して差異が生じる部分的な証拠を示した。このような差異が生じる理由として、Davis-Friday et al.[2004]は、財務諸表本体で認識された年金以外の退職後給付債務とMD&Aで開示された年金以外の退職後給付債務との間に信頼性（測定誤差）に違いがあると仮定し、1992年と1993年にSFAS106を適用し、かつ年金以外の退職後給付債務を即時認識した企業（金融機関と公益企業を除く）199社（1992年適用146社、1993年適用53社）をサンプルとして、検証を行った。検証の結果、MD&Aで開示した年金以外の退職後給付債務は、財務諸表本体で認識した年金以外の退職後給付債務よりも測定誤差が大きいことが示された。このことは、年金以外の退職後給付債務に関して、認識と開示の間で信頼性に差異があることを示唆する。信頼性に関する認識と開示の差異は、年金以外の退職後給付債務の幅のある開示、年金以外の退職後給付プランの変更の可能性、そして退職者に係る年金以外の退職後給付債務の割合に影響を受けることが明らかにされた。

以上のように、Davis-Friday et al.[1999, 2004]は、年金以外の退職後給付債務に関して、財務諸表本体の認識とMD&Aの開示との間で価値関連性に差異が生じることを部分的に明らかにした上で、その理由として、認識と開示の間に信頼性（測定誤差）に違いがあることを示した。ただし、Davis-Friday et al.[1999, 2004]ではMD&Aでの開示情報が用いられることから、認識と開示の間で差異が生じるのか、それとも財務諸表とMD&Aの間で差異が生じるのか明らかではない。つまり、財務諸表は財務諸表本体と注記も含め監査対象に含まれるが、MD&Aは監査対象に含まれないために、同じ開示であっても、注記とMD&Aの間で信頼性に違いが生じる可能性はある。

(2) デリバティブに関する認識対開示

FASBは、1998年6月にSFAS133『デリバティブとヘッジ活動に関する会計』を公表し、すべてのデリバティブを財務諸表上で認識し、公正価値で測定することを要求した。

デリバティブの公正価値情報は、SFAS107『金融商品の公正価値に関する開示』とSFAS119『金融派生商品と金融商品の公正価値の開示』によって、SFAS133適用前から注記情報で開示されていた。したがって、SFAS133は、デリバティブの公正価値情報に関して追加的な情報を提供するものではない。それでは、デリバティブの公正価値情報に関して、認識と開示の間で会計情報の有用性に差異が生じるのであろうか。

Ahmed et al.[2006]は、1995年から2004年をサンプル期間、銀行持株会社146行をサンプルとして、リスク管理目的のデリバティブに関して、財務諸表本体での認識と注記との間で価値関連性に差異があるか否かについて検証した。ここで、Ahmed et al.[2006]は、SFAS133適用前に一部の銀行が一部のリスク管理目的のデリバティブを財務諸表本体で認識していたことを考慮して、(1)SFAS133適用前と(2)SFAS133適用前後に分けて、認識と開示の間で会計情報の有用性に差異が生じるのかについて分析した。

まず、Ahmed et al.[2006]は、SFAS133適用前（1995－2000年）に財務諸表本体で一部のデリバティブを認識していた銀行持株会社58行をサンプルとして、デリバティブの公正価値情報の価値関連性について検証した。その結果、財務諸表本体で認識されるデリバティブの公正価値評価額（公正価値評価額の期中変化額）と株価（株価の期中変化額）の間に価値関連性は確認されたが、注記で開示されるデリバティブの公正価値評価額（公正価値評価額の期中変化額）と株価（株価の期中変化額）の間には価値関連性は確認されなかった。

次に、Ahmed et al.[2006]は、SFAS133適用前にデリバティブの公正価値情報を注記のみで開示していた銀行持株会社82行をサンプルとして、SFAS133適用前とSFAS133適用後（2001－2004年）を通してデリバティブの公正価値情報の価値関連性について検証した。その結果、SFAS133適用前に注記で開示されていたデリバティブの公正価値評価額（公正価値評価額の期中変化額）と株価（株価の期中変化額）の間に価値関連性は確認されなかったが、SFAS133適用後に財務諸表本体で認識されるデリバティブの公正価値評価額（公正価値評価額の期中変化額）と株価（株価の期中変化額）の間には価値関連性が確認された。

以上のように、Ahmed et al.[2006]は、(1)SFAS133適用前と(2)SFAS133適用前後のいずれにおいても、財務諸表本体で認識されるデリバティブの公正価値情報に価値関連性はあるが、注記で開示されるデリバティブの公正価値情報に価値関連性がないことを明らかにした。Ahmed et al.[2006]は、デリバティブの公正価値情報に関して、認識と開示の間で差異があることを明らかにした点で興味深い結果を報告している。ただし、Ahmed et al.[2006]は、注記で開示されたデリバティブの公正価値情報に価値関連性がない結果を示すが、先行研究の結果と異なる点に注意する必要がある。先行研究は、SFAS119適用後、デリバティブの公正価値情報の価値関連性を確認している⁵（Venkatachalam[1996];

⁵ SFAS107は、デリバティブの公正価値情報の開示方法が不十分なことから、デリバティ

Seow and Tam[2002])。今後も引き続き、認識対開示も含め、デリバティブの公正価値情報に関する追加的な検証が必要である。

(3) 年金に関する認識対開示

FASB は、2006年9月に SFAS158『給付建年金とその他の退職後制度に関する事業主の会計』を公表し、退職後給付の会計処理を変更した。とりわけ、SFAS158は、年金制度の積立状況、すなわち予測給付債務と制度資産の差額の全額を貸借対照表で認識することを要求し、SFAS87を変更した。SFAS87は、累積給付債務が制度資産を超過する場合、未払年金費用を控除した金額を追加最小負債として貸借対照表で認識する一方で、予測給付債務と累積給付債務の差額をオフバランス処理していた。このように、一部の年金関連項目は、SFAS158適用前に注記で開示されていたが、SFAS158適用後に財務諸表本体で認識されるのである。

Beaudoin et al.[2011]は、SFAS158適用前に注記で開示されていたが、SFAS158適用後に財務諸表本体で認識される一部の年金関連項目に着目して、2005年と2006年をサンプル期間として、認識と開示の間で会計情報の有用性に差異があるのか否かについて検証を行った。まず、Beaudoin et al.[2011]は、非規制の上場企業878社をサンプルとして、一部の年金関連項目に関して、認識と開示の間で価値関連性に差異があるのか否かを検証した。その結果、財務諸表本体で認識される一部の年金関連項目と注記で開示される一部の年金関連項目は、ともに株価との間で価値関連性が確認されたが⁶、両者の間に統計上有意な差異は確認されなかった。

次に、Beaudoin et al.[2011]は、非規制の上場企業428社をサンプルとして、一部の年金関連項目に関して、認識と開示の間で信用関連性(credit relevance)に差異があるのか否かを検証した。その結果、財務諸表本体で認識される一部の年金関連項目と注記で開示される一部の年金関連項目は、ともにスタンダード&プアーズ(S&P)の格付けとの間で信用関連性が確認されず、両者の間に統計上有意な差異は確認されなかった。

以上のように、Beaudoin et al.[2011]は、一部の年金関連項目に関して、価値関連性と信用関連性の双方で、財務諸表本体で認識されるストック情報と注記で開示されるスト

クの公正価値情報の価値関連性は確認されなかったが(Nelson[1996]; Eccher et al.[1996]; Barth et al.[1996])、SFAS119は、デリバティブの公正価値情報の開示方法を詳細に規定する形でSFAS107を一部改訂したことから、SFAS119適用後、デリバティブの公正価値情報の価値関連性が確認される傾向にある。その一方で、デリバティブの想定元本の価値関連性を確認したが、デリバティブの公正価値情報に追加的な価値関連性を確認できなかった先行研究も存在する(Wang et al.[2005])。

⁶ Beaudoin et al.[2011]は、追加検証の中で、総資産を代理変数とした投資家の洗練度や一部の年金関連項目の符号と大きさによって、当該年金関連項目の価値関連性に違いが生じることを示している。同様に、Mitra and Hossain[2009]は、SFAS158のその他の包括利益の項目が株式リターンと負の関連性を確認したが、S&P上位500社で当該関連性を確認できる一方で、S&P中位400社とS&P下位600社で当該関連性を確認できなかった。

ク情報との間に差異がないことを明らかにした。このことは、認識と開示の間で会計情報の有用性に差異がないことを示している⁷。Beaudoin et al.[2011]は、価値関連性だけでなく、信用関連性の観点からも認識対開示を分析した点で意義がある。ただし、信用関連性を検証するときの従属変数として、格付けではなく、社債の спреッドを使用することも考えられるので (Ahmed et al.[2011])、認識対開示に関して、今後も引き続き信用関連性の観点から検証が必要である。

(4) 小括

本節では、以上、ストックの価値を貸借対照表に反映する会計基準を取り上げて、当該会計基準を素材とした認識対開示の実証研究を整理した。本章で取り上げた先行研究の数が少ないために評価は難しいが、結果だけを見る限り、認識と開示の間に会計情報の有用性に差異がある結果が多い。

ただし、認識対開示に関する実証結果を解釈する際に、次の点に気を付けなければならない。それは、分析対象の会計基準が早期適用または任意適用を容認する場合、早期適用または任意適用の下での検証結果と当該会計基準の強制適用の下での検証結果との間に差異が生じる可能性があることである。ある新会計基準が企業の財政状態や経営成績に不利な影響を与える場合、当該会計基準を適用する際にコストが発生するであろう。それにもかかわらず、企業がコストを負担してでもその会計基準を早期または任意に適用するのは、当該行動に伴って、コストを上回る便益が得られると期待するからである。

ここで、改めて Davis-Friday et al.[1999, 2004]を見てみると、彼女たちは1992年に早期適用した企業と1993年に強制適用した企業をプールして認識と開示の差異を検証する。したがって、認識と開示以外の要因、すなわち企業の属性や経営者のインセンティブが検証結果に影響を与えている可能性がある。Davis-Friday et al.[1999, 2004]は、早期適用企業をサブサンプルとして検証した場合、サンプルをプールした場合と同様の結果を報告する。ところが、Davis-Friday et al.[1999]は、強制適用企業をサブサンプルとした場合、認識と開示の間で価値関連性に差異を確認せず、Davis-Friday et al.[2004]は、信頼性（測定誤差）に関して、強制適用の企業をサブサンプルとした検証を行っていない。したがって、Davis-Friday et al.[1999, 2004]の検証結果を慎重に解釈する必要がある。

このことから、現時点では、意思決定有用性の観点から、認識と開示の間に差異があるとは必ずしも明確に言えない。上述したように、ある会計情報を注記で開示するのではなく、財務諸表本体で認識することによって、経営者と監査人の態度から、信頼性が高くなる可能性が指摘されている。しかしながら、会計数値が財務諸表本体に含まれると、経営者が虚偽表示するインセンティブが増加するために (Holthausen and Watts[2001]p. 29),

⁷ Beaudoin et al.[2011]の結果は、SFAS158適用前のデータを用いて、SFAS87モデルと公正価値 (SFAS158) モデルの価値関連性と信用関連性を比較し、両者の間に差異がないことを報告した Werner[2011]の結果と一致する。

会計情報の信頼性は低下する可能性がある。とりわけ、資産と負債に市場価格がなく、経営者が評価モデルを用いてストックの価値を推定する場合、「経営者はモデルの選択とパラメーターの推定の双方に〔意図的に〕影響を及ぼすことができる」(Ball[2006]p. 13)のである(e.g., Johnston et al.[2006]; Hodder et al.[2006]; Choudhary[2011]; Cheng and Smith[2012])。経営者がインプット要素や推定モデルを操作してストックの価値を裁量的に操作し、当該操作の影響を投資家が識別できない場合、ストックの価値を財務諸表本体で認識することによって、会計情報の有用性は低下する可能性がある。

さらに、ストックの価値を財務諸表本体で認識する場合、ストックの測定のみにとどめるのか、それともストックの変動をただちにフロー(純利益)の測定に反映するのかわによって、会計情報の有用性に与える影響は異なるであろう⁸。資産と負債の認識・測定を重視して、ストックの価値を貸借対照表に反映したとしても、投資家はフロー情報とストック情報の双方を用いて意思決定を行わなければならない。ストックの変動をフローの変動に反映させる場合、利益の変動性を大きくし、利益の持続性や予測可能性に影響を与えるために、利益情報の有用性を低下させる可能性がある(草野[2012a, 2012b])。このような場合、ストックの価値を財務諸表本体で認識することによって、ストック情報の意思決定有用性が改善されたとしても、フロー情報の意思決定有用性の低下がそれを上回る場合、全体として、会計情報の有用性は低下すると考えられる。

第4節 おわりに

本章では、以上、認識対開示の実証研究のサーベイを通じて、ストックの価値を重視する会計が投資意思決定に有用な会計情報を提供できるのか否かについて検討した。まず、

⁸ 例えば、Hann et al.[2007]は、米国の上場企業をサンプルとして、米国の年金会計(SFAS87)と類似する平準化モデルと公正価値モデルを比較し、両者の間で価値関連性と信用関連性に違いがあるのか否かを検証した。

まず、Hann et al.[2007]は、米国企業13,610社一年をサンプル、1991年から2002年をサンプル期間として、平準化モデルと公正価値モデルの価値関連性を比較し、公正価値モデルは平準化モデルよりも統計上有意に価値関連性が劣っている結果を報告した。すなわち、公正価値モデルは、ストック情報の価値関連性を改善せず、フロー(純利益)情報の価値関連性を引き下げたために、フロー情報とストック情報を組み合わせたときに、価値関連性を引き下げたのである。

次に、Hann et al.[2007]は、米国企業3,284社一年をサンプル、1995年から2002年をサンプル期間として、平準化モデルと公正価値モデルの信用関連性を比較し、公正価値モデルは平準化モデルよりも統計上有意に信用関連性が劣っている結果を報告した。すなわち、公正価値モデルは、ストック情報の信用関連性を改善するが、フロー情報の信用関連性を引き下げた結果、フロー情報とストック情報を組み合わせたときに、信用関連性を引き下げたのである。

ただし、年金関連の損益を持続性の高い利益項目と持続性の低い利益項目に分解した場合、価値関連性と信用関連性の双方で、公正価値モデルと平準化モデルの間に統計上有意な差異は確認されなかった。

認識と開示の間で会計情報の有用性に差異が生じる理由を整理し、大きく2つの考えがあることを確認した。1つは、投資家の情報収集コストや注意力の限界といった投資家の特性であり、いま1つは、財務諸表本体と注記の間で会計情報の信頼性が異なることである。次に、ストックの価値を貸借対照表に反映する会計基準を取り上げて、当該会計基準を素材とした認識対開示の実証研究を整理した。取り上げた先行研究が限られているため評価は難しいが、現時点では、意思決定有用性の観点から、認識と開示の間に差異があるとは必ずしも明確に言うことはできない。

ただし、本章では、次のような検討課題が残されている。まず、本章では、米国の会計基準を分析対象とした認識対開示の実証研究のみを取り上げ、国際会計基準などを分析対象とした実証研究について整理していない。サーベイの対象を広げ、認識と開示の間で会計情報の有用性に差異があるのか否かについて検討する必要がある。また、本章では、財務会計の機能として意思決定支援機能のみを取り上げ、契約支援機能の観点から、認識対開示の実証研究について整理していない。今日、財務会計の機能として、意思決定支援機能だけではなく、契約支援機能も期待されることから (Watts and Zimmerman[1986]; 須田[2000])、ストックの価値を財務諸表本体で認識することは、契約支援機能にも影響を与えるであろう。これらの問題については、今後の検討課題とする。

参考文献

- AAA's FASC[2007], "The FASB's Conceptual Framework for Financial Reporting: A Critical Analysis," *Accounting Horizons*, Vol. 21, No. 2, pp. 229-238.
- AAA RITC[2009], "The Impact of Academic Accounting Research on Professional Practice: An Analysis by the AAA Research Impact Task Force," *Accounting Horizons*, Vol. 23, No. 4, pp. 411-456.
- Aboody, D.[1996], "Recognition versus Disclosure in the Oil and Gas Industry," *Journal of Accounting Research*, Vol. 34, Supplement, pp. 21-32.
- Ahmed., A. S., E. Kilic and G. J. Lobo[2006], "Does Recognition versus Disclosure Matter? Evidence from Value-Relevance of Banks' Recognized and Disclosed Derivative Financial Instruments," *The Accounting Review*, Vol. 81, No. 3, pp. 567-588.
- , ——— and ———[2011], "Effects of SFAS133 on the Risk Relevance of Accounting Measures of Banks' Derivative Exposures," *The Accounting Review*, Vol. 86, No. 3, pp. 769-804.
- Al Jifri, K. and D. Citron[2009], "The Value-Relevance of Financial Statement Recognition versus Note Disclosure: Evidence from Goodwill Accounting," *European Accounting Review*, Vol. 18, No. 1, pp. 123-140.

- Ball, R.[2006], “International Financial Reporting Standards (IFRS): Pros and Cons for Investors,” *Accounting and Business Research*, Vol. 36, Special Issue, pp. 5-27.
- Barth, M. E.[2000], “Valuation-Based Accounting Research: Implication for Financial Reporting and Opportunities for Future Research,” *Accounting and Finance*, Vol. 40, No. 1, pp.7-31.
- [2007], “Standard-Setting Measurement Issues and the Relevance of Research,” *Accounting and Business Research*, Vol. 37, Special Issue, pp.7-15.
- , W. H. Beaver, and W. R. Landsman[1996], “Value-Relevance of Banks’ Fair Value Disclosures under SFAS No. 107,” *The Accounting Review*, Vol. 71, No. 4, pp. 513-537.
- , ——— and ———[2001], “The Relevance of the Value Relevance Literature for Financial Accounting Standard Setting: Another View,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 31, Nos. 1-3, pp.77-104.
- , G. Clinch and T. Shibano[2003], “Market Effects of Recognition and Disclosure,” *Journal of Accounting Research*, Vol. 41, No. 4, pp. 581-609.
- Beaudoin, C., N. Chandar and E. M. Werner[2011], “Good Disclosure Doesn’t Cure Bad Accounting – Or Does It? Evaluating the Case for SFAS 158,” *Advances in Accounting*, Vol. 27, No. 1, pp. 99-110.
- Cheng, X. and D. Smith[2012], “Disclosure versus Recognition: The Case of Expensing Stock Options,” *Review of Quantitative Finance and Accounting*, forthcoming.
- Choudhary, P.[2011], “Evidence on Differences between Recognition and Disclosure: A Comparison of Inputs to Estimate Fair Values of Employee Stock Options,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 51, Nos. 1-2, pp. 77-94.
- Davis-Friday, P. Y., L. B. Folami, C. Liu and H. F. Mittelstaedt[1999], “The Value Relevance of Financial Statement Recognition vs. Disclosure: Evidence from SFAS No. 106,” *The Accounting Review*, Vol. 74, No. 4, pp. 403-423.
- , C. Liu and H. F. Mittelstaedt[2004], “Recognition and Disclosure Reliability: Evidence from SFAS No. 106,” *Contemporary Accounting Research*, Vol. 21, No. 2, pp. 399-429.
- Demerjian, P. R.[2011], “Accounting Standards and Debt Covenants: Has the ‘Balance Sheet Approach’ Led to a Decline in the Use of Balance Sheet Covenants?” *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 52, Nos. 2-3, pp. 178-202.
- Dichev, I. D.[2008], “On the Balance Sheet-Based Model of Financial Reporting,” *Accounting Horizons*, Vol. 22, No. 4, pp. 453-470.
- Eccher, E. A., K. Ramesh, and S. R. Thiagarajan[1996], “Fair Value Disclosures by Bank Holding Companies,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 22, Nos. 1-3,

pp. 79-117.

Fama, E. F.[1970], “Efficient Capital Markets: A Review of Theory and Empirical Work,” *Journal of Finance*, Vol. 25, No. 2, pp. 383-417.

FASB[1984], Statement of Financial Accounting Concepts No. 5, *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, FASB, 平松一夫・広瀬義州訳[2002]『FASB 財務会計の諸概念 〈増補版〉』中央経済社。

———[2010], Statement of Financial Accounting Concepts No. 8, *Conceptual Framework for Financial Reporting, Chapter 1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information*, FASB.

Frederickson, J. R., F. D. Hodge and J. H. Pratt[2006], “The Evolution of Stock Option Accounting: Disclosure, Voluntary Recognition, Mandated Recognition, and Management Disavowals,” *The Accounting Review*, Vol. 81, No. 5, pp. 1073-1093.

Hann, R. N., F. Heflin and K. R. Subramanayam[2007], “Fair-Value Pension Accounting,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 44, No. 3, pp. 328-358.

Harper Jr., R. M., W. G. Mister and J. R. Strawser[1987], “The Impact of New Pension Rules on Perceptions of Debt,” *Journal of Accounting Research*, Vol. 25, No. 2, pp. 327-330.

Hirshleifer, D. and S. H. Teoh[2003], “Limited Attention, Information Disclosure, and Financial Reporting,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 36, Nos. 1-3, pp. 337-386.

Hodder, L., W. J. Mayew, M. L. McNally and C. D. Weaver[2006], “Employee Stock Option Fair-Value Estimates: Do Managerial Discretion and Incentives Explain Accuracy?,” *Contemporary Accounting Research*, Vol. 23, No. 4, pp. 933-975.

Holthausen, R. W. and R. L. Watts[2001], “The Relevance of the Value-Relevance Literature for Financial Accounting Standard Setting,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 31, Nos. 1-3, pp. 3-75.

IASB[2010], *The Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*, IASB, IFRS 財団編, 企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳[2011]『国際財務報告基準 (IFRS) 2011』中央経済社。

Imhoff, E. A., Jr., R. C. Lipe and D. W. Wright[1993], “The Effects of Recognition Versus Disclosure on Shareholder Risk and Executive Compensation,” *Journal of Accounting, Auditing & Finance* (New Series), Vol. 8, No. 4, pp. 335-368.

Jhonston, D.[2006], “Managing Stock Option Expense: The Manipulation of Option-Pricing Model Assumptions,” *Contemporary Accounting Research*, Vol. 23, No. 2, pp. 395-425.

- Landsman, W. R. and J. A. Ohlson[1990], "Evaluation of Market Efficiency for Supplementary Accounting Disclosures: The case of Pension Assets and Liabilities," *Contemporary Accounting Research*, Vol. 7, No. 1, pp. 185-198.
- Libby, R., M. W. Nelson and J. E. Huton[2006], "Recognition v. Disclosure, Auditor Tolerance for Misstatement, and the Reliability of Stock-Compensation and Lease Information," *Journal of Accounting Research*, Vol. 44, No. 3, pp. 533-560.
- Mitra, S. and M. Hossain[2009], "Value-Relevance of Pension Transition Adjustments and Other Comprehensive Income Components in the Adoption Year of SFAS No. 158," *Review of Quantitative Finance and Accounting*, Vol. 33, No. 3, pp. 279-301.
- Müller, M. A., E. J. Riedl and T. Sellhorn[2012], "Recognition versus Disclosure of Fair Value," Working Paper.
- Nelson, K. K.[1996], "Fair Value Accounting for Commercial Banks: An Empirical Analysis of SFAS No. 107," *The Accounting Review*, Vol. 71, No. 2, pp. 161-182.
- Nissim, P. and S. H. Penman[2008], White Paper No. 2, *Principles for the Application of Fair Value Accounting*, Center for Excellence in Accounting and Security Analysis (CEASA), 角ヶ谷典幸・赤城諭士訳[2012]『公正価値会計のフレームワーク』中央経済社。
- O'Brien, P. C.[2009], "Changing the Concepts to Justify the Standards," *Accounting Perspectives*, Vol. 8, No. 4, pp. 263-275.
- Penman, S. H.[2007], "Financial Reporting Quality: Is Fair Value a Plus or a Minus?" *Accounting and Business Research*, Vol. 37, Special Issue, pp. 33-44.
- Schipper, K.[2007], "Required Disclosures in Financial Report," *The Accounting Review*, Vol. 82, No. 2, pp. 301-326.
- Seow, G. and K. Tam[2002], "The Usefulness of Derivative-Related Accounting Disclosure," *Review of Quantitative Finance and Accounting*, Vol. 18, No. 3, pp. 273-291.
- Venkatachalam, M.[1996], "Value-Relevance of Bank's Derivatives Disclosures," *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 22, Nos. 1-3, pp. 327-355.
- Viger, C., R. Belzile and A. A. Anandarajan[2008], "Disclosure versus Recognition of Stock Option Compensation: Effect on the Credit Decisions of Loan Officers," *Behavioral Research in Accounting*, Vol. 20, No. 1, pp. 93-113.
- Wang, L, P. Alam, and S. Makar[2005], "The Value-Relevance of Derivative Disclosures by Commercial Banks: A Comprehensive Study of Information Content under SFAS Nos. 119 and 133," *Review of Quantitative Finance and Accounting*, Vol. 25, No. 4, pp. 413-427.
- Watts, R. L. and J. L. Zimmerman[1986], *Positive Accounting Theory*, Prentice-Hall,

- 須田一幸[1991]『実証理論としての会計学』白桃書房。
- Werner, E. M.[2011], “The Value Relevance of Pension Accounting Information: Evidence from Fortune 200 Firms,” *Review of Accounting and Finance*, Vol. 10, No. 4, pp. 427-458.
- 大日方隆[2012a]「公正価値情報の有用性」大日方隆編『金融危機と会計規制—公正価値測定の誤謬』中央経済社, 1-54 頁。
- [2012b]「公正価値会計の拡大」大日方隆編『金融危機と会計規制—公正価値測定の誤謬』中央経済社, 81-122 頁。
- 草野真樹[2011]「財務諸表における測定」日本会計研究学会特別委員会(委員長 藤井秀樹)『会計基準の国際的統合と基礎概念〔中間報告〕』日本会計研究学会, 73-90 頁。
- [2012a]「会計モデルの変容と会計情報(1)」『會計』第 181 卷第 5 号, 15-26 頁。
- [2012b]「会計モデルの変容と会計情報(2)」『會計』第 181 卷第 6 号, 99-111 頁。
- 坂井映子[2010]「日米における本体情報と注記情報の有用性比較」『武蔵大学論集』第 58 卷第 1 号, 113-127 頁。
- 桜井久勝[2011]「利益情報と純資産情報の最適バランスの探求」『国民経済雑誌』第 204 卷第 1 号, 1-16 頁。
- 首藤昭信[2011]「公正価値情報の実証的評価」日本会計研究学会特別委員会(委員長 北村敬子)『公正価値測定の意義とその限界〔最終報告〕』日本会計研究学会, 305-324 頁。
- 須田一幸[2000]『財務会計の機能—理論と実証』白桃書房。
- 徳賀芳弘[2012]「会計基準における混合会計モデルの検討」『金融研究』第 31 卷第 3 号, 141-203 頁。

(草野 真樹)

第7章 概念フレームワークコンバージェンスへの道程 —フェーズD 報告エンティティの導入過程に着目して—

第1節 はじめに

2010年9月、FASBとIASBの両審議会は、共通の概念フレームワークの一部を公表した（FASB[2010a]; IASB[2010b]）。すなわち「第1章 一般目的財務報告の目的」と「第3章 有用な財務情報の質的特性」である。

上記の概念フレームワークを作成するにあたって、FASBとIASBは、共同プロジェクトを組織した。この共同プロジェクトは、FASBとIASB、2つの審議会の既存のフレームワークをコンバージェンスおよび改良することによって、共通の概念フレームワークを構築する目的で立ち上げられた（IASB[2004b]par. 1ほか）。

この新しい概念フレームワークでは、今後、第2章に「報告エンティティ」¹に関するフレームワークを導入予定である（FASB[2010a]chap. 2）。しかし、この報告エンティティに関する概念フレームワークは、従前に運用されているFASBやIASBの概念フレームワークにおいて、規定されていなかった事項である。

そこで本章では、これまでFASB、IASBの両審議会の概念フレームワークに堅固な概念が存在しなかった報告エンティティ概念について、いかにしてフレームワークの一部を形成するに至ったか、両審議会の議事録をつうじて、その導入の過程を明らかにする。

本章の構成は、以下のとおりである。第2節では、FASBとIASBの共同プロジェクトのフェーズD、報告エンティティについて確認する。第3節では、さまざまな概念フレームワークにおける報告エンティティの位置づけを概説する。第4節では、両審議会の共同プロジェクトである概念フレームワークの議論の過程について、報告エンティティがいかなる経緯でフェーズに含まれることになったかを明らかにする。最後に本章をまとめる。

本章における検討によって、概念フレームワークのコンバージェンスへの過程が明示でき、ひいては概念フレームワークの理解の足掛かりとなれば幸いである。

¹ Kohler[1970]は、エンティティについて、自然人、組合、会社またはその他の組織体の活動の、区分された完全な形態の部門で、通常、本店、支配会社、またはその他のより包括的な経済単位のようなより大きな本体と区別される存在であると定義している。

第2節 報告エンティティ²

2008年3月、FASBとIASBは、「財務報告のための概念フレームワークの予備的見解：報告エンティティ」（FASB[2008b]; IASB[2008b]）を公表した。そこでは、報告書の1つのセクションにおいて報告エンティティ概念についての検討をおこなっている。その理由としてFASB[2008b]とIASB[2008b]は、両審議会の概念フレームワークに、報告エンティティの概念が存在しない点を指摘し³、そのため、議論の出発点が明確でないためという点をあげている（FASB[2008b]par. 8; IASB[2008b]par. 8）。

議論の結果、FASB[2008b]とIASB[2008b]は、報告エンティティを「現在および潜在的な投資家、資金提供者、その他の資本提供者にとって利益のある画定された事業活動領域」と定義した（FASB[2008b]par. S2; IASB[2008b]par. S2）。さらに、この定義を策定するに当たって、報告エンティティの法人格の有無について検討がされた（FASB[2008b]pars. 16-22; IASB[2008b]pars. 16-22）。当該論点を検討した結果、両審議会は、報告エンティティは法人格を有する事業活動に限定するべきでないと判断した（FASB[2008b]par. 22; IASB[2008b]par. 22）。

このように両審議会は、報告エンティティ概念に関する定義を提示したものの、報告エンティティの正確な定義については不要と結論づけ、くわえて報告エンティティの境界線をどのように引くべきかという問題点をあげている（FASB[2008b]par. 14; IASB[2008b]par. 14）。

この報告エンティティ概念の定義は、その後、FASB[2010b]とIASB[2010a]において、「報告エンティティは経済活動の制限されたエリアであり、その財務情報は、エンティティに資源を提供することについての意思決定や、エンティティの経営者や取締役会が与えられた資源を効率的かつ効果的に利用しているかどうか評価するにあたって必要とする情報を直接入手することができない既存のあるいは潜在的な投資家、資金提供者、その他の債権者にとって、有用である可能性を含んでいる」（FASB[2010b]pars. S1 and RE2; IASB[2010a]pars. S1 and RE2）と定義し直されている。

以上の報告エンティティ概念には、次の3つの特徴がある（FASB[2010b]par. RE3; IASB [2010a]par. RE3）。

² 本節については、本章で検討する内容、すなわち報告エンティティ概念を中心に扱う。その他の論点の詳細等については桜井[2007]、佐久間[2011]参照。

³ 同様の指摘は、FASB[2006]とIASB[2006]などでも行われている（par. P6）。またFASB[2010b]とIASB[2010a]は、「IASBの *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements* は、報告エンティティを『エンティティに関する財務情報の主要な源として財務報告に頼る利用者のためのエンティティ』と定義している（par. 8）。FASBのSFACは報告エンティティの定義やエンティティをどう認識するかの議論を含んでいない」（par. BC3）と既存のフレームワークの問題点を指摘している。

- a. エンティティの経済活動は、過去、現在、将来において支配される⁴。
- b. 経済活動は、他のエンティティの経済活動やエンティティが属している経済環境から客観的に区別することができる。
- c. エンティティの経済活動についての財務情報は、エンティティに資源を提供するにあたっての意思決定、あるいはエンティティの経営者や取締役会が与えられた資源を効率的かつ効果的に利用しているかどうか評価するにあたって有用である可能性を含んでいる。

第3節 概念フレームワークにおける報告エンティティ

本節では、FASB、IASB、ASBにおける概念フレームワークの構成を概観し、それぞれの組織でどういった概念フレームワークを有するかを比較する⁵。なおここで比較検討するFASBとIASBの概念フレームワークについては、2010年以前の概念フレームワークを対象とする。

(1) FASBの概念フレームワーク⁶

2010年より前の概念フレームワークは、1978年に第1号「営利企業の財務報告の目的」が公表されて以降、第2号「会計情報の質的特性」（1980年）、第3号「営利企業の財務諸表の構成要素」（1980年）、第4号「非営利組織の財務報告の目的」（1980年）、第5号「営利企業の財務諸表における認識と測定」（1984年）、第6号「財務諸表の構成要素」（1985年）、第7号「会計測定におけるキャッシュフロー情報と現在価値の利用」（2000年）までの7つの財務会計概念書が公表されている⁷。

FASBは、概念フレームワークを、「首尾一貫した会計基準を導き、かつ財務会計と財務諸表の性質・機能・限界を規定する目的と原理との整合的な体系」（Storey[1964]p. 32）と定義している。この定義をふまえ、FASBの概念フレームワークは、会計基準を設定するための基準、すなわち「メタ基準」（津守[2002]277頁）として設定された。

しかし、報告エンティティに関しては、FASBの概念書に報告エンティティの定義も含

⁴ FASB[2010b]とIASB [2010a]の報告エンティティの定義は、休止中のエンティティや営業活動をいまだ実施していないエンティティの排除を主張していない（FASB[2010b]par. BC8; IASB[2010a]par. BC8）。

⁵ FASBとIASBの概念フレームワークに関する共同プロジェクトの8つのフェーズについては、以下のとおりである。フェーズA 目的と質的特性、フェーズB 要素と認識、フェーズC 測定、フェーズD 報告エンティティ、フェーズE 表示および開示、フェーズF フレームワークの目的とGAAPにおける位置づけ、フェーズG 非営利セクターへの適用可能性、フェーズH フレームワーク全般。

⁶ 2010年に公表された第8号「財務報告のための概念フレームワーク」では、第1号と第2号の内容を置き換えている（FASB[2010a]）。

⁷ なお第6号が第3号を置き換えた改訂の内容となるため、有効な財務諸表は6つとなる。

まれておらず、報告エンティティをどのように認識すべきかについての説明もされていない (FASB[2006]par. P6)。

(2) IASB の概念フレームワーク

IASB では、2010 年に新たに概念フレームワークが公表されるまで、IASC[1989]を採用している。IASC[1989]は、はじめに、財務諸表の目的、基礎となる前提、財務諸表の質的特性、財務諸表の構成要素、財務諸表の構成要素の認識、財務諸表の構成要素の測定、資本および資本維持の概念に区分されている。

IASB の概念フレームワークは、FASB のフレームワークと大部分が似ている (FASB[2004a]p. 2)。しかも、両者の構成や内容についても酷似している⁸(広瀬[1995]164 頁)。そのため、この概念フレームワークは、「FASB の『概念フレームワーク』のエッセンスである」(広瀬[1995]165 頁)と指摘される。

報告エンティティに関して、IASB のフレームワークの第 8 項で、報告エンティティは「企業に関する財務情報の主要な源泉として当該財務諸表に依拠する利用者が存在する企業」(IASC[1989]par. 8)と定義されている。しかし、そこでも、フレームワークはかかる定義がなぜ適切なのか、どのように適用すべきかについての説明をしていない (IASB[2006]par. P6)。

(3) ASB の概念フレームワーク

1991 年から 1994 年にかけて、ASB では、概念フレームワークを作成・公表していった。なお当時の ASB の議長には、Tweedie が就任している。その構成は以下のとおりである。

- 第1章 財務諸表の目的 (1991 年 7 月)
- 第2章 財務情報の質的特性 (1991 年 7 月)
- 第3章 財務諸表の構成要素 (1992 年 7 月)
- 第4章 財務諸表項目における認識 (1992 年 7 月)
- 第5章 財務諸表における測定 (1993 年 3 月)
- 第6章 財務情報の表示 (1991 年 12 月)
- 第7章 報告エンティティ (1994 年 7 月)

⁸ 相違点として広瀬[1995]は、①財務諸表の構成要素の認識規準が資産の認識を中心に展開されているものの、収斂がみられること、②測定プロジェクトが認識プロジェクトと切り離されていること、③測定属性の違いなどをあげている (広瀬[1995]165 頁)。また IASB[2004a, 2004b]や FASB[2004e]は、IASB のフレームワークの方が、FASB よりも広い目的を有すること、目的が異なればフレームワークのステータスの違いも反映される点で異なると分析している (IASB[2004a]par. 16(a); IASB[2004b]pars. 11(a) and 11(b); FASB[2004e]p. 2)。

1995年11月には、これら一連の概念フレームワークをまとめて *Statement of Principles for Financial Reporting* が公表されている。さらに ASB は、*Statement of Principles for Financial Reporting* を修正し、1999年12月に、以下から構成される概念フレームワークを公表するに至っている (ASB[1999])。

イントロダクション

- 第1章 財務諸表の目的
- 第2章 報告エンティティ
- 第3章 財務情報の質的特性
- 第4章 財務諸表の構成要素
- 第5章 財務諸表における認識
- 第6章 財務諸表における測定
- 第7章 財務情報の表示
- 第8章 他のエンティティにおける持分の会計処理

ASB[1999]は、作成段階において、IASC (現在のIASB) の概念フレームワークやSFACを参考にしてしているため、基本的に同種の内容となっている⁹。

しかし ASB[1999]は、IASB や FASB の概念フレームワークと異なり、報告エンティティに関する項目を明示している。ASB[1999]では、財務諸表の有用性との関係で、報告エンティティをとらえている。すなわち報告エンティティは経済的にまとまりのある単位とならなければならない、かつ報告エンティティの範囲を確定するのは、アカウンタビリティすなわち報告エンティティが、自らが支配できるすべてについて説明責任を負う (ASB[1999]par. 2.3) と考えている。したがって、どのような事業活動も経済的資源も当該エンティティの支配下かどうかであるので、アカウンタビリティにより報告エンティティの範囲を決定することができる (ASB[1999]par. 2.3) としている。

(4) 小括

以上、FASB, IASB, ASBの概念フレームワークを概観した。今回のFASBとIASBの共同プロジェクトにおいて、これまでFASBとIASBの概念フレームワークにおいて、報告エンティティに関する強固な概念が存在しない (IASB[2004a]par. 26; IASB[2004b]par. 17; FASB[2004e]p. 3; IASB[2006]par. P6; FASB[2006]par. P6)。しかし、他の国、たとえばイギリスにおいては、すでに報告エンティティに関する概念フレームワークが整備されているという現状が明らかになった¹⁰。次節では、どういた経緯で共同プロジェクトのフェ

⁹ しかし、財務諸表における測定や財務情報の表示は、Solomons[1989]に近い。また IASC の概念フレームワークや SFAC よりも、受託責任に重点が置かれた記述となっている (たとえば ASB[1999]pars. 1.14(a) and 2.3 など)。

¹⁰ なお本章では取り上げなかったが、オーストラリアの概念フレームワークでも、「アメ

ーズDで報告エンティティが導入されるに至ったかを検討する。

第4節 フェーズDに導入されるまでの経緯

2004年4月、FASBとIASBの共同会議において、両審議会において利用される共通の概念フレームワークを開発するための共同プロジェクトを立ち上げる提案があり同意した。

その後、同年10月、IASBとFASBの共同会議が行われ、そこで審議会は、共通の概念フレームワーク—2つの審議会の既存のフレームワークをコンバージェンスあるいは改良して共通のフレームワークを開発するため、それぞれの審議会の議題に加えることを同意した。あわせてフレームワークのコンバージェンスを獲得するため、そして目的、質的特性、要素、認識、測定の特定の側面を改良するために、この概念フレームワークプロジェクトを、いくつかのフェーズにわけることとした。くわえてフレームワークをコンバージェンスし、改良するにあたって、両審議会にとって短期間に利益をもたらすような問題、すなわち新しいあるいは改正した基準の多数のプロジェクトに影響をあたえる横断的な問題を優先事項とした。また両審議会によるInitial Communications Documentの発行を決めた¹¹。

2005年4月の共同会議において、共同プロジェクトのフェーズのひとつである財務報告の目的（フェーズA）に関する議論が開催され、現在に至っている。

以下では、2005年4月に、この共同プロジェクトが開始するまでの経緯に焦点をあて、フェーズの形成過程を、報告エンティティの観点から分析する。

(1) 共同プロジェクトによる概念フレームワーク構築に対するFASBの見解

—共同プロジェクト以前の背景—

2004年3月、FASBでは、概念フレームワークを再考に関する文書を発行している¹²（FASB[2004a]p. 6）。このFASB[2004a]は、既存の概念フレームワークの必要性等について、あらためて言及することに加え、フレームワーク再考の必要性についても示している。こうした概念フレームワークを再考する必要性は、フレームワークの大部分が、20年以上前に開発されているため、時代の変化や実務の変化によって、アップデートや改良する必

リカの基準設定主体と異なり、報告エンティティおよびすべての報告エンティティに関する財務報告の目的を定義する単一の概念フレームワークを開発している」（Chalmers et al.[2007]）。すなわちSAC第1号において報告エンティティの定義を行っている。またSAC第1号では、支配やエンティティ、経済的エンティティの定義がなされている。詳細については、Chalmers et al.[2007]参照。

¹¹ その後、本文書は両審議会より発行されている。

¹² 同種の主張は、FASB[2004d]においてもなされている。またFASB[2004b]では、負債の定義の観点から、FASB[2004c]では、関連性と信頼性の観点から概念フレームワークに関する検討を行っている。

要が生じているためである (FASB[2004a]p. 6)。

その上、フレームワークのある側面が、他の側面と不一致の状況にあり、こういった不一致を除く必要も生じている (FASB[2004a]p. 6)。くわえて元々計画されていたフレームワークの一部が、完全に完成していなかった (FASB[2004a]pp. 6-7)。こうした状況のため、個々の審議会のメンバーは、自分自身の内的 (明白でない) 概念フレームワークに頼らなければならない (FASB[2004a]p. 7)。そしてそのフレームワークは他の審議会の委員とも一致しないこともありうる (FASB[2004a]p. 7)。こういった理由で、フレームワークは徐々に基準設定を決定するために審議会にとって指針を与えてくれる助けにならなくなっている状況となった (FASB[2004a]p. 7)。

そのほか、フレームワークの再考の必要性は、審議会の決定が「原則主義」である会計基準を作成する動きのためでもある (FASB[2004a]p. 7)。

SEC スタッフもまた、フレームワークの改正の必要性を認め、既存のフレームワークの不備を指摘している (FASB[2004a]p. 7)。

こうした改善の必要性が高い概念フレームワークを、いかにして改善するかが次の課題となる。そのひとつの手段として IASB と共同してフレームワークの見直しを行うというプランが考えられる。IASB の現状の考えると、FASB のように、IASB 自身も、概念フレームワークの改良の必要性があり、そしてフレームワークをどう改善したらよいか考慮していることを認めている状況にある (FASB[2004a]p. 7)。

FASB と IASB のおかれている環境を考えると、共同で概念フレームワークを開発するメリットがあると考えられる。その点について FASB[2004a]は、「共通の概念フレームワークを持つことが望ましいならば、そのようなフレームワークが共同で開発されることが望ましい。プロジェクトを共同で行うことは、両審議会が同時に同じ問題を考えるということになる」(FASB[2004a]p. 8) と、共同プロジェクトによる概念フレームワークの開発に支持する意見を示している。

(2) 報告エンティティをとりまく議論

①フェーズ分割前後の状況 (2004 年)

2004 年 3 月、IASB は会議において審議会の優先事項を検討した。その際、概念フレームワークに関する議題の提案があった。その後開催された共同会議において、共同プロジェクトのひとつとして実施していくことが同意された。

その後、この共同プロジェクトについて、IASB[2004a]は、IASB と FASB のフレームワークの比較や共通の概念フレームワークを構築するにあたって、こういったプロジェクトを行うか等について議論をおこなった。

この会議において、IASB と FASB におけるフレームワークとの比較をつうじた報告エンティティ概念に関する議論が行われている (IASB[2004a]par. 26; FASB[2004e]p. 3)。

さらに問題点を列挙する形で提示がされ、最後にプロジェクトを推進するにあたって、問題の優先順位づけを行っている (IASB[2004a]pars. 84-87)。この分析から、以下の概念フレームワークのパートについてが、早期に取りかかるべきであることを示している (IASB[2004a]par. 84)。

- ・ 目的
- ・ 質的特性
- ・ 要素 (アクルーアルに関する問題を含む)
- ・ 認識

続いて、上記の問題ののちに取り組む問題として、以下のような課題を挙げている (IASB[2004a]par. 85)。

- ・ 測定 (ゴーイングコンサーンや測定技術を含む)
- ・ 範囲—報告エンティティ概念
- ・ 範囲—他のセクター (必ずしもすべてのセクターを最初はカバーしない) や他のタイプの財務情報をカバーするために広げる。
- ・ 表示 (表示と開示)
- ・ 目標と状態

しかし、次のような点に留意することを指摘している。すなわち「問題の正確な順序は、フレームワークのさまざまなパートや基準レベルのプロジェクト間の相互関係の両方の相互関係を考慮する必要がある」¹³ (IASB[2004a]par. 86)。

その結果、審議会はプロジェクトをフェーズにわけることと同意した。最初、焦点は目的、質的特性、要素、認識と測定を扱うフェーズを分けることに合意した。さらにフレームワークのコンバージェンスや改良の際、審議会は、短期間に利益を生むような問題、たとえば多数の基準レベルのアジェンダプロジェクトに影響を与えるような横断的な問題を優先して行うこととした。

さらに 2004 年 11 月、SAC 会議でも、報告エンティティに関して IASB[2004a] と同種の議論が行われている¹⁴ (IASB[2004b]par. 17)。さらに IASB[2004b] では、こういった点が横断的な問題かを検討している。この議論で例示された横断的な問題は、以下のとおりである。すなわち「信頼性の意味と役割、負債の定義、可能性の定義、状態、状況や他の不

¹³ 「さらに、問題の順序は、審議会がプロジェクトを単一のフェーズとして指揮するか、あるいは 2 またはそれ以上のフェーズに分けるかどうかを決めることによって影響を与えられる」 (IASB[2004a]par. 89)。

¹⁴ 同様の議論は、FASB[2004e]でも行われている。たとえば FASB と IASB におけるフレームワークとの比較をつうじた報告エンティティ概念に関する議論が行われている (IASB[2004b]par. 17; FASB[2004e]p. 3)。

確定要素の効果, 会計単位¹⁵, 契約された権利や義務の会計」である (IASB[2004b]par. 3)。

以上の検討から, 優先度の高いと考えられる概念フレームワークの他の部分があるという主な理由として, 報告エンティティ概念の開発は, プロジェクトの後ろに延期するべきであることが提案された (IASB[2004a]par. 28)。

このように, プロジェクトの初期段階では, 報告エンティティの位置づけが低いものであることがわかる。

②フェーズの決定段階の状況 (2005年)

2005年2月, IASBは草稿のプロジェクト計画に関する議論をおこなった。まず, 以下の点に焦点を当てている (IASB[2005a]par. 7)。

(a) 目的, 質的特性, 要素, 認識, 測定を扱うフレームワークの側面

(b) プライベートセクターにおけるビジネスエンティティに適用できる概念

さらに, 草稿のプロジェクト計画で, プロジェクトをフェーズに分けることを行った。分割とグルーピングは, (a)フレームワークの個々の部分と(b)以下で説明されるような, フレームワークと横断問題の間をつなげることにもとづいている。これは, フェーズには, ほかのフェーズ, たとえば完成までに多くの時間と努力が必要な, よりかなり大きいものもあることを意味する。しかし, もしそれが可能で望ましいものであると判明すれば, プロジェクトの間, より小さいフェーズやサブフェーズにブレイクダウンするフェーズもある (IASB[2005a]par. 9)。

フェーズの例として, 目的と質的特性 (IASB[2005a]par. 10), 要素・認識と測定 (段階1) (IASB[2005a]par. 11), 測定 (IASB[2005a]par. 12) をあげている。

横断的な問題に対して, 2004年11月と12月, スタッフは, 横断的な問題を認識するために, 審議会の委員とスタッフの小委員会を開催した。これまでに認識された問題のリストは, プロジェクトの間, 必要に応じて修正されるだろう。たとえばプロジェクトの間に生じた多くの問題や審議会が最近リストに載せた問題が横断的な問題を表していないと結論づけた場合である (IASB[2005a]par. 4)。この横断的な問題として, 以下の項目を挙げている (IASB[2005a]Appendix A)。

- 1 財務諸表/報告の目的
- 2 質的特性
- 3 報告エンティティ概念
- 4 報告エンティティと支配の概念
- 5 資産の定義
- 6 資産全体の選択権

¹⁵ なおここで指摘された会計単位については, 測定の問題との関係で指摘されている (IASB[2004b]par. 40; FASB[2004e]p. 8)。

- 7 要素，認識と測定の不確実性の効果
- 8 負債の定義
- 9 負債と持分
- 10 会計単位
- 11 認識
- 12 認識の中止
- 13 測定
- 14 経営者の意向の反映

議論の結果，IASB は，以下のような点について概念フレームワークプロジェクトの計画を修正することに同意した。すなわち，プロジェクト計画は適正であるものの，報告エンティティ概念については，目的と要素のように関係する概念とリンクするため，報告エンティティ概念に関する議論を，前倒しにするべきであるという結論を得，フェーズ D に報告エンティティを含めることとした（FASB[2005]par. 7）。

この結論を議題として，FASB において，フェーズ繰上げに関する報告エンティティについて，はじめて議論されることになったのは，2005 年 2 月 23 日の会議においてである（FASB[2005]）。これまでの概念フレームワークプロジェクトにおいて報告エンティティに関する議論が行われたことが直接はなかった。しかし，2005 年 2 月 16 日に開かれた FASB の教育セッションや，その後開催された IASB の会議の両方からのコメントを考慮して，報告エンティティをより早い段階のフェーズにすることを考えたとき IASB の委員は IASB の見解を述べた（FASB[2005]par. 6）。

これに対し FASB の委員でもある Trott 氏は，認識や測定・認識の中止への影響のため，報告エンティティを早い時期に繰り上げることに同意した（FASB[2005]par. 14）。

以上の議論をふまえて，報告エンティティ概念プロジェクトを繰り上げることについて審議したところ，満場一致の同意を得（FASB[2005]par. 20），できるだけ早く開始するべきであるという結果になった（FASB[2005]par. 2）。

こうした経緯を経て，共同プロジェクトの原型となるフェーズがそろい，2005 年の 4 月から財務報告の目的に関する議論（IASB[2005b]）から，概念フレームワークプロジェクトが始動することとなった。

(3) 小括

以上のような経緯により，報告エンティティがフェーズに繰り上げる形で検討されることとなった。その要因としては，第 1 に報告エンティティが，概念フレームワークの多くの優先事項と関係している点があげられる。

たとえば「報告エンティティの定義は，財務報告の目的と一致して策定される」（FASB[2010b]par. BC4; IASB[2010a]par. BC4）。すなわち「一般目的財務報告の目的は，

エンティティに資源を提供するにあたっての意思決定や、あるいはエンティティの経営者や取締役会が与えられた資源を効率的かつ効果的に利用しているかどうか評価するにあたって有用となる報告エンティティについての財務情報を提供することにある」(FASB[2010b]par. RE1; IASB[2010a]par. RE1)。そのため報告エンティティの定義については、財務報告の目的から論理的に導かれるとされている (FASB[2006]par. OB1; IASB[2006]par. OB1; FASB[2008a]par. OB1; IASB[2008a]par. OB1)。

また、Tweedie and Whittington[1990]は、認識問題のひとつとして、報告エンティティの範囲と性質を定義との関係を指摘している (p. 91)。とくに Tweedie and Whittington[1990]では、エンティティの境界問題について、クリエイティブ・アカウンティングの関係から、オフバランスの問題、とりわけ子会社の非子会社化の場合に明確になると述べている (p. 91)。

くわえて FASB[2005]でも議論されたように、認識・認識の中止だけでなく、測定に関してもかかわってくるのが指摘されている (par. 14)。他に、IASB[2005a]での繰り返上げ理由の説明として、目的と要素の概念とリンクしていることをあげている。

第2に、FASB の概念フレームワークにおける問題もあると指摘できる。周知のように、FASB の概念フレームワークの影響は大きく、この概念フレームワークをベースとして、多くの国々が概念フレームワークを設定することとなった。しかしオリジナルの FASB の既存のフレームワークは、20年以上前の概念のままであり、フレームワーク自体の欠陥も多く指摘されるようになった。こうした状況に対し、FASB は、1980年代や1990年代の間、報告エンティティの概念の開発を試みていたものの、ついに概念ステートメントを完成することができなかった (Bullen and Kimberley[2005])。そのため後発のオーストラリアの概念フレームワークやイギリスの概念フレームワークは、オリジナルとは異なる進化を遂げた概念フレームワークと考えられる。

第3に、ASB が IASB に対して相当程度の影響を及ぼしてきた (Benston et al.[2006]) という背景も要因のひとつと考えられる。

このような経過でフェーズ D において報告エンティティ概念の検討を実施することになった。その後、何度かの議論の末、FASB[2008b]とIASB[2008b]には、予備的見解を公表した。この公表後のコメントレターをふまえ、会議を幾度行い、現在の FASB[2010b]とIASB[2010a]の公開草案公表に至っている。

第5節 おわりに

以上、本章では、FASB と IASB の共同プロジェクトにおいて、これまで FASB, IASB の両審議会の概念フレームワークに存在しなかった報告エンティティ概念について、いかにしてフレームワークの一部を形成するに至ったかを明らかにした。

「報告エンティティという言葉の起源はさほど遠い昔ではなく、外部の財務報告の中心

と関係するようになってきた」(Walker[2007]p. 54)。この言葉にもかかわらず、これまで IASB, ひいては手本となった FASB において、報告エンティティに関する概念の検討が乏しかった。プロジェクトを発端に、さらなる洗練された概念フレームワークを検討している最中である。しかし 2012 年 7 月現在、概念フレームワークプロジェクト自体、休止状態となっており、進展していない状況にある。今後、展開に着目し、さらなる検証を試みる必要があると考える。今後の研究課題としたい。

参考文献

- ASB[1999], Statement of Principles, *Statement of Principles for Financial Reporting*, ASB.
- Benston, G. J., M. Bromwich, R. E. Litan and A. Wagenhofer[2006], *Worldwide Financial Reporting: The Development and Future of Accounting Standards*, Oxford University Press, 川村義則・石井明監訳[2009]『グローバル財務報告—その真実と未来への警鐘』中央経済社。
- Bullen, H. G. and C. Kimberley[2005], Revisiting the Concepts, *A New Conceptual Framework Project*, FASB.
- Chalmers, K., J. M. Godfrey, I. Langfield-Smith and W. Lu[2007], “Globalisation of Accounting: Implications for Australian Public Sector Entities,” J. M. Godfrey and K. Chalmers eds. *Globalisation of Accounting Standards*, Edward Elgar Publishing, pp. 170-192.
- FASB[2004a], FASAC, *Attachment D – Revisiting the FASB’s Conceptual Framework*, FASB.
- [2004b], FASAC, *Attachment E – The FASB’s Conceptual Framework: Issues Involving the Definition of Liabilities*, FASB.
- [2004c], FASAC, *Attachment E – The FASB’s Conceptual Framework: Relevance and Reliability*, FASB.
- [2004d], SBAC, *Agenda*, December, FASB.
- [2004e], FASAC, *Attachment D – Joint Conceptual Framework Project*, FASB.
- [2005], *Minutes of the February 23 2005 Board Meeting: Conceptual Framework*, FASB.
- [2006], Preliminary Views, *Conceptual Framework for Financial Reporting: Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-Useful Financial Reporting Information*, FASB.
- [2008a], Exposure Draft, *Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics and Constraints*

- of Decision-Useful Financial Reporting Information*, FASB.
- [2008b], Preliminary Views, *Conceptual Framework for Financial Reporting : The Reporting Entity*, FASB.
- [2010a], Statement of Financial Accounting Concepts No. 8, *Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter 1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information*, FASB.
- [2010b], Exposure Draft, *Conceptual Framework for Financial Reporting : The Reporting Entity*, FASB.
- IASB[2004a], Joint IASB/FASB Meeting, *Agenda Paper 10 Conceptual Framework*, October, IASB.
- [2004b], SAC Meeting Project, *Agenda Paper 2 Conceptual Framework*, November, IASB.
- [2005a], IASB Meeting Project, *Agenda Paper11 Conceptual framework*, February, IASB.
- [2005b], IASB/NSS Meeting Project, *Agenda Paper4 Conceptual framework*, April, IASB.
- [2006], Discussion Paper, *Preliminary Views on an Improved Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-Useful Financial Reporting Information*, IASB.
- [2008a], Exposure Draft, *An improved Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter 1: The Objective of Financial Reporting, Chapter 2: Qualitative Characteristics and Constraints of Decision-useful Financial Reporting Information*, IASB.
- [2008b], Discussion Paper, *Preliminary Views on an improved Conceptual Framework for Financial Reporting: The Reporting Entity*, IASB.
- [2010a], Exposure Draft, *Conceptual Framework for Financial Reporting: The Reporting Entity*, IASB.
- [2010b], *The Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*, IASB.
- IASC[1989], *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, IASC.
- Kohler, E. L.[1970], *A Dictionary for Accountants*, Fourth ed., Prentice-Hall.
- Solomons, D.[1989], *Guidelines for Financial Reporting Standards*, ICAEW.
- Storey, R. K.[1964], *The Search for Accounting Principles: Today's Problems in Perspective*, AICPA.

Tweedie, D. and G. Whittington [1990], "Financial Reporting: Current Problems and Their Implications for Systematic Reform," *Accounting and Business Research*, Vol. 21, No. 81, pp. 87-102.

Walker, R. G. [2007], "Reporting Entity Concept: A Case Study of the Failure of Principles-Based Regulation," *Abacus*, Vol. 43, No. 1, pp. 49-75.

桜井久勝 [2007] 「概念フレームワークのコンバージェンス」『詳解「討議資料■財務会計の概念フレームワーク」(第2版)』中央経済社, 221-235頁。

佐久間義浩 [2011] 「報告エンティティ」日本会計研究学会特別委員会(委員長 藤井秀樹)『会計基準の国際統合と財務報告の基礎概念〔中間報告〕』日本会計研究学会, 91-100頁。

津守常弘 [2002] 『会計基準形成の論理』森山書店。

広瀬義州 [1995] 『会計基準論』中央経済社。

(佐久間 義浩)

第 8 章 包括利益情報と株価のドリフト*

第 1 節 はじめに

会計基準のグローバル化が、近年、業績指標にゆらぎをもたらしている。周知のとおり、2011 年 3 月決算から、わが国でもこれまでボトムラインであった純利益とは別に、新たな業績指標として包括利益の開示が義務付けられたからである（企業会計基準委員会[2010, 2012b]）。包括利益は、一般に、資産と負債の差額である純資産のうち持分所有者との直接的な取引によらない部分の期中変化額として定義される。そのため、発生原則、実現原則、対応原則に基づき、収益と費用というフロー情報の差額として算定されてきた純利益とは、必ずしも一致しない。

包括利益と純利益の差額であるその他の包括利益（Other Comprehensive Income: OCI）は、これまで損益計算書を迂回して純資産に直接計上されてきた資産や負債の時価評価差額等から構成される。わが国の企業会計基準第 25 号『包括利益の表示に関する会計基準』（以下、基準第 25 号）では、OCIの構成要素をその他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、為替換算調整勘定に限定している¹。もっとも、基準第 25 号が導入される以前においても貸借対照表や株主資本変動計算書の評価・換算差額等を用いて、OCIを算定することはできた。

そこで、本章では、当該データに基づき、包括利益と純利益の差額としてOCIを算定し、それが純利益とともに、株価形成にどのように織り込まれるかに関して、実証的に調査することを目的とする²。基準第 25 号では、包括利益を企業活動に関する最も重要な指標ではなく、純利益に関する情報と併せて利用することにより、企業活動の成果についての情報の全体的な有用性を高めることができると明記している（企業会計基準委員会[2010, 2012b]21 項）。そのため、本章では、純利益とOCIという 2 つの情報に着目することを通

* 本章の作成にあたっては、東京大学現代会計フォーラムで、大日方隆先生をはじめとする多くの先生方から貴重なコメントをいただいた。ここに記して、感謝申し上げる。なお、ありうべき誤謬は筆者に帰するものである。

¹ 退職給付会計の改訂により、退職給付に係る調整額についても 2016 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から OCI に計上することが義務付けられる（企業会計基準委員会[2012a]15 項；企業会計基準委員会[2012b]7 項）。

² 評価・換算差額は、2012 年の改定によって、その他の包括利益累計額と名称が改められている。また、親会社に係る OCI と少数株主に係る OCI は、2011 年以降、区分開示されている（企業会計基準委員会[2012]5 項）。

じて、包括利益が純利益と併せて利用されているかどうかを明らかにする。これまで、価値関連性に依拠して、OCI情報の有用性を検証する研究は数多いが、本章では会計アノマリー研究の枠組みに基づいて、利益情報の有用性を検証する点で、先行研究とは異なっている³。

本章の調査方法は、次のとおりである。まず、包括利益を純利益とOCIに区分し、純利益とOCI情報に対する決算発表日周辺の株価反応に着目し、いずれの利益情報も株価形成に織り込まれるかどうかを調査する。かりに投資家が純利益を重視し、OCIを重視しなければ、純利益に対する株価反応は観察される一方で、OCIに対する反応は検出されないかもしれない。特に、本章の分析は、データの制約から、2011年に四半期決算で「その他の包括利益」あるいは「包括利益」の開示が義務付けられる以前の期間を対象としている。また、純利益とは異なり、包括利益やOCI情報について、経営者予想の開示は義務付けられていない。したがって、このような包括利益を取り巻く情報環境の違いが、決算発表日における純利益とOCIに対する株価反応の違いをもたらしているかもしれない。

そこで、決算発表日周辺の短期だけではなく、決算発表 60 日後までの長期にわたる株価動向に着目し、純利益とOCI情報に対する株価反応が異なるかどうかについても検証する。OCI情報は、そもそも純利益とは異なり、これまで明示的な開示が行われていなかったため、投資家はそのインプリケーションを十分に理解するためには追加的な時間が必要であるかもしれない。そこで、本章では、短期的な株価動向と長期的な株価動向を併せて、分析を行っている。

本章の主たる発見事項は、決算発表日周辺だけでなく、決算発表後 60 日間にわたって、株価は純利益情報に対して強く反応することである。一方、OCI情報に対しては、統計的に有意な株価反応はみられないことが明らかになった。

本章の構成は、次のとおりである。第2節では、利益発表と株価のドリフトに関する先行研究を取り上げ、これまで米国で発見されている事柄や指摘されている問題点について言及する。次に、第3節では、リサーチ・デザインを説明する。第4節では、実証分析の結果を示し、第5節で追加検証を行っている。最後に、第6節で結論と今後の課題について述べる。

第2節 先行研究のレビュー

Ball and Brown[1968]を嚆矢として、会計利益情報が発表された後、株価がその情報に反応し続ける株価のドリフト (Post Earnings Announcement Drift: PEAD) が繰り返し観察されてきた。これは、投資家の予想を上回る利益 (すなわちグッドニュース) を発表

³ 価値関連性に基づく包括利益の研究に関しては、若林[2009]を参照されたい。会計アノマリーに関する研究の概要や詳細なレビューについては、大日方[2007, 2011]や音川[2012]を参照されたい。

した企業の株価は、利益発表後においてもしばらく上昇するのに対して、投資家の予想を下回る利益（すなわちバッドニュース）を発表した企業の株価は下がりつづける現象として説明される。

先行研究では、利益発表後の株価のドリフトが、どれぐらいの期間続くのか、またドリフトが観察される原因は何かを探る研究成果がこれまで報告されてきた。研究によって分析方法や結果は異なるが、概ね利益発表後の株価のドリフトは 60 日程度続くことが確認されている。また、その理由として、投資家が利益発表時において、即座に利益の情報内容をすべて織り込むことはできないことから、新しい情報に対する株価の反応が一部遅れると考えられている。

投資家が利益の情報内容をすぐに把握できない要因として、利益の時系列特性を正確に理解していないことが指摘される。また、取引コストや機会コストが、タイムリーに情報を利用することから得られる利得を上回っている可能性があるともいわれる。さらに期待リターン予測モデルが正確でないため、リスクをきちんと調整したうえで、超過リターンを測定できていないともいわれる。

たとえば、Foster et al.[1984]は、1970 年の第 1 四半期から 1981 年の第 3 四半期を分析対象とし、四半期あたりの観測値が 1,495 社から 1,978 社からなるサンプルに基づき分析を行っている。その結果、利益発表後、期待外利益が最も大きいグッド・ニュースから構成される上位 10%の企業の株式を買い、期待外利益が最も小さいバッド・ニュースから構成される下位 10%の企業の株式を空売りした場合、60 日間で 6.31%の超過リターンが得られることが報告された。これは、年間では約 25%の累積超過リターンに相当する⁴。

一方、Ball et al.[1993]は、利益発表後にみられる株価のドリフトが、リスクを調整したうえで、超過リターンを測定できていないことに起因する現象であると主張する。彼らは、CAPM に基づくベータ値が年々変化するというセッティングのもとで、株価のドリフトはもはや検出されないことを明らかにしている。

しかし、株価のドリフトは、主に四半期決算後に起こる現象であるが、Ball et al.[1993]は年次決算発表に基づく分析である。また、株価のドリフトの大きさと企業規模は反比例することが、Foster et al.[1984]によって確認されている。しかし、Ball et al.[1993]のサンプルは主に大企業から構成される。そこで、Bernard and Thomas[1989]は、Foster et al.[1984]が発見した株価のドリフトが、十分に調整されなかったリスクを反映するにすぎないのか、あるいは株価反応の遅れを反映するのかを明らかにすべく、分析を行っている。

彼らは、1974 年から 1986 年を分析対象期間とし 84,792 件の四半期利益発表に基づき、株価のドリフトを検証している。その結果、決算発表後 60 日間で 4.2%（年間で 18%）の累積超過リターンが得られること、超過リターンが 2 四半期間わたって継続することを明らかにした。さらに、彼らは、小規模企業、中規模企業、大規模企業ごとに、それぞれ決

⁴ ただし、取引コストは考慮されていない。

算発表後 60 日間に 5.3%, 4.3%, 2.8%の累積超過リターンが得られることを報告している。このように、Bernard and Thomas[1989]は、大企業ほど株価のドリフトは長続きしないが、企業規模が情報の非対称性の程度を反映することから、株価のドリフトが決算発表後の価格反応の遅れに起因するものであると解釈している。

次に、Bernard and Thomas[1990]は、四半期利益の時系列特性について調査している。当期の四半期が前年同四半期に比べて増加した場合、その後 3 四半期にわたって増益が続くものの、4 四半期（1 年）後の利益は当期の四半期に比べて減益になる傾向があることを報告している。また、彼らは、利益発表後の超過リターンも四半期利益の自己相関と同じパターンを示すことを明らかにしている。このことから、投資家は、利益発表時において、即座に利益の情報内容をすべて織り込むことはできず、新しい情報に対する株価の反応が遅れて生じることを示した。

Bernard and Thomas[1990]と同様のデータを用いて、Ball and Bartov[1996]も四半期利益の時系列特性に焦点を当て調査し、市場が四半期利益の時系列特性を正確に織り込んでいるかどうかを検証している。分析の結果、四半期利益の時系列特性が、株価に織り込まれることを例証している。ただし、その程度が過小である点で、Ball and Bartov[1996]は、投資家の予測が一部合理的ではない可能性がある」と結論付けている。

これまでの先行研究が、実績利益と期待利益の差額である期待外利益を標準誤差で割算ことによって基準化された標準化期待外利益（SUE）に着目していたのに対して、Balakrishnan et al.[2010]は、利益符号と利益水準に着目し、1976 年から 2005 年の 30 年間にわたる 120 四半期を分析期間としており、その観測値は 458,693 件の四半期利益発表にのぼる。分析の結果、四半期利益発表後の 120 日間にわたって、損失が最も大きい下位 10%の企業の株式を空売りし、利益が最も大きい上位 10%の企業の株式を買った場合、10%の超過リターンが得られることを明らかにした。これは、年間では約 21%の超過リターンに相当する。彼らは、他の会計アノマリーを所与としても、利益水準に関するアノマリーが検出されることを報告している⁵。また、リスク調整をコントロールしても、利益水準アノマリーは消えなかった。さらに、1976-1985 年、1986-1995 年、1996-2005 年という 10 年ごとにサンプルを区切っても、利益水準アノマリーは消えないことを明らかにした。

このように、先行研究では、繰り返し利益情報に対するアノマリーを検証している。これらの先行研究を踏まえて、本章では、期待外の純利益と OCI について、決算発表日周辺の株価反応と併せて、決算発表後の株価のドリフトが観察されるかどうかについても分析する。

⁵ 他の会計アノマリーとは、利益サプライズに基づいて観察される PEAD、簿価時価（Book-to-market）アノマリー、会計発生高アノマリーなどをさす。

第3節 リサーチ・デザイン

(1) データとサンプル

本章で分析に使用するデータベースについて、純利益とその他の包括利益情報など財務諸表関連のデータは、日本経済新聞デジタルメディア社の「NEEDS 日経企財務データ DVD 版」から取得している。また、株価や株式リターンなど市場関連のデータは、金融データソリューションズの「日本株式日次リターンデータ」から入手している。

本章で用いるサンプルは、次の5つの要件を満たしたデータから構成されている。

①四半期決算が義務付けられた2008年6月から2010年12月までの間に終了した四半期決算について、分析に必要な連結財務諸表または個別財務諸表のデータが入手可能である。

②3月決算であり、当四半期(t)、1四半期前(t-1)、4四半期前(t-4)、5四半期前(t-5)の財務諸表関連のデータが入手可能である。

③包括利益は、2011年3月決算から義務付けられているが、本研究の分析対象期間に含まれないため、評価・換算差額等（現在はその他の包括利益累計額）に計上されている、その他有証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、為替換算調整勘定に基づきOCIが算定可能である。

④金融データソリューションズの日本株式日次リターンデータに基づいて、2008年から2011年の四半期ごとに決算発表の2日前から60日後までのリターンデータが入手可能である。

⑤銀行・証券・保険・その他の金融業に属する企業ではない。

上記の条件を課した結果、全体サンプルは、17,228の観測値から構成される。

(2) 変数の定義

分析に用いる純利益変化(ΔNI)は、当四半期の純利益から前年同四半期の純利益の差額($NI_t - NI_{t-4}$)を当四半期期首時点の総資産($ASSETS_{t-1}$)でデフレートしたものである。

OCIの変化(ΔOCI_t)は、次のように計算される。まず、当四半期と前四半期のOCI累計額($AOCI$)をその他有証券評価差額金(SE)、繰延ヘッジ損益($HEDGE$)、為替換算調整勘定(FC)の合計額として計算する。次に、OCI累計額を控除($AOCI_t - AOCI_{t-1}$)し、当四半期のOCI(OCI_t)を計算する。さらに、同様に計算した前年同四半期のOCI(OCI_{t-4})を当四半期のOCI(OCI_t)から控除し、OCIの変化($OCI_t - OCI_{t-4}$)を算定し、当四半期期首時点の総資産($ASSETS_{t-1}$)でデフレートする。つまり、 ΔNI_t の算定にはt期とt-4期の2四半期のデータが必要であるのに対して、 ΔOCI_t の算定には、t期、t-1期、t-4期、t-5期の計4四半期のデータが必要になる。

次に、株価動向については、決算発表日周辺については、決算発表2日前から1日後の市場平均リターン調整済みのバイ・アンド・ホールド・リターン($BHAR[-2:+1]$)を用いる。決算発表後の株価動向は、決算発表2日後から60日後までの市場平均リターン調整

済みバイ・アンド・ホールド・リターン ($BHAR[+2:+60]$) に基づき観察する⁶。

(3) 記述統計量

図表 8-1 は各変数の記述統計量である。純利益変化の平均値は、OCI の変化に比べてマイナスである。市場平均リターン調整済みのバイ・アンド・ホールド・リターンは、決算発表周辺、決算発表後 30 日、60 日と経過するほどマイナスが大きくなっている。

図表 8-1 記述統計量

変数	平均値	標準偏差	第 1 四分位	中央値	第 3 四分位	観測数
ΔNI	-0.102	20.710	-0.009	0.003	0.022	17,228
ΔOCI	0.005	0.179	-0.004	0.001	0.010	
$BHAR[-2:+1]$	0.004	0.063	-0.025	0.000	0.026	
$BHAR[+2:+30]$	-0.004	0.144	-0.071	-0.016	0.038	
$BHAR[+2:+60]$	-0.011	0.206	-0.108	-0.028	0.050	

(4) 仮説と分析方法

先行研究では、決算発表日周辺において期待外純利益に対する株価反応が報告されているが、期待外 OCI に対する株価の反応は明らかにされていない。そこで、本節では、以下の帰無仮説を設定する。

仮説 1：純利益情報に対して株価は反応しない。

仮説 2：純利益情報と OCI 情報に対する株価の反応に違いはない。

上記の仮説を検証するために、次の分析を行う。まず、四半期ごとに純利益変化 (ΔNI) の大きさに基づいて、各企業を P1 から P5 までの 5 つのポートフォリオに分け、その後の将来リターンをポートフォリオ間で比較する。将来リターンについては、四半期決算発表日を含む前後 4 日間という短期の超過リターン ($BHAR[-2:+1]$) と四半期決算発表 2 日後から 60 日後までの長期にわたる超過リターン ($BHAR[+2:+60]$) の動向を観察する。OCI の変化 (ΔOCI) についても同様の分析を行う。

次に、 ΔNI と ΔOCI のいずれの情報に、株価が反応しているかを検証するため、 ΔNI と ΔOCI に基づいて、5×5 の 25 のポートフォリオに区分する。そして、この 25 のポートフォリオ間で株価動向に有意な違いがあるかどうかを調査することによって、株式市場がどちらの情報をより重視しているのかを明らかにする。

⁶ 本章では、リーマンショックなど市場の変化が著しい時期を分析期間としているため、市場インデックスに基づくリターンを期待リターンとしている。ただし、規模調整済みのバイ・アンド・ホールド・リターンを用いた場合も、後述する分析結果に大きな相違はなかった。

さらに ΔNI と ΔOCI のいずれが株価動向とよりいっそう協力に関連しているかどうかを調査するため、次の(1)式を推定する。

$$BHAR_{i,t} = \alpha_0 + \alpha_1 \Delta NI_{i,t} + \alpha_2 \Delta OCI_{i,t} + e_{i,t} \quad (1)$$

(1)式を推定し、係数の α_1 と α_2 が同じ大きさでプラスに有意であるかどうかを検証し、純利益とOCIは同じように重視されているかどうか検討する。かりに α_1 が統計的に有意なプラスであるのに対して、 α_2 が有意でなければ、純利益情報が株価形成に織り込まれているといえよう。一方、 α_1 と α_2 のいずれもが統計的に有意なプラスであるならば、いずれの情報に対しても株価は反応しているといえよう。

なお、独立変数は、年度ごとに10のポートフォリオに分け、ポートフォリオの平均値の大きさに基づき0から1の間に順位付けたものである。また、従属変数の $BHAR_{i,t}$ は、四半半期決算発表周辺4日間(-2日から+1日)のバイ・アンド・ホールド・リターン、あるいは+2日後から+60日後までのバイ・アンド・ホールド・リターンである⁷。

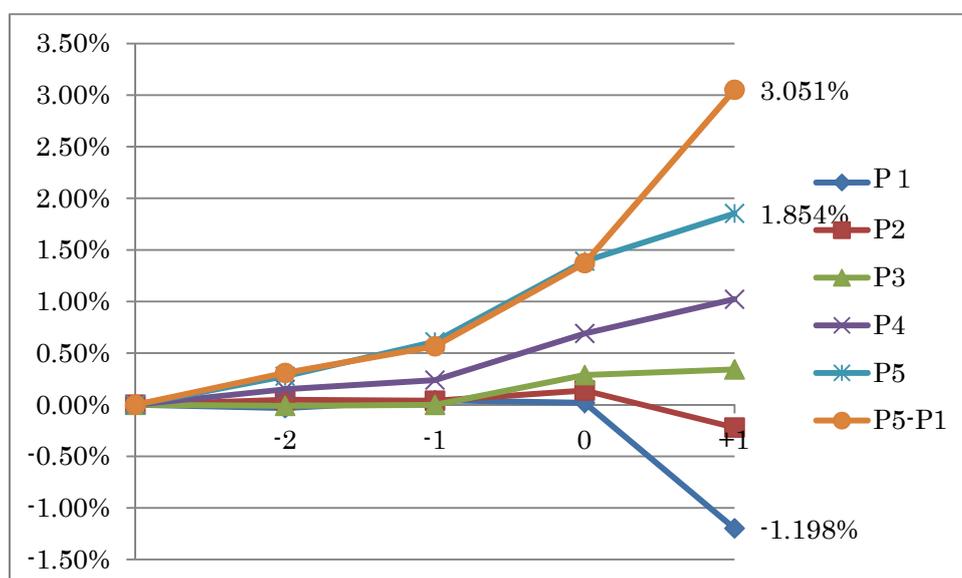
第4節 分析結果

(1) 決算発表日周辺の株価反応

図表8-2は、 ΔNI に基づく5つのポートフォリオにおける市場平均リターン調整済みのバイ・アンド・ホールド・リターンの動向を決算発表日周辺について示したものである。日次0は四半期決算発表日を示しており、-2から+1は決算発表日からの相対日数を意味する。P5-P1は、上位20%(P5)のポートフォリオを形成する株式を買い、下位20%(P1)のポートフォリオを形成する株式を空売りした場合に得られる超過リターンを示している。

⁷ 外れ値の影響を緩和するため、従属変数の上下1%を取り除いている。

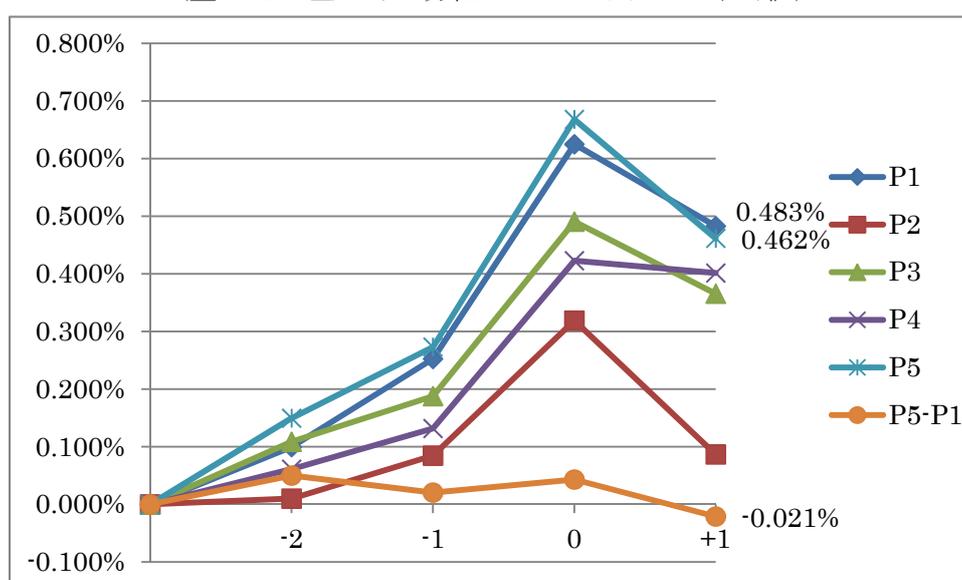
図表 8-2 決算発表日周辺におけるバイ・アンド・ホールド・リターンの動向
(ΔNI に基づく 5 分位ポートフォリオの平均値)



P5 と P1 の超過リターンの平均値は、それぞれ 1.854%と-1.198%であり、P1 と P5 から構成されるヘッジポートフォリオ (P1-P5) に基づくと、3.051%の超過リターンが得られる ($t=20.33$)。つまり、純利益情報に株価が反応していることがわかる。

一方、 ΔOCI に基づく 5つのポートフォリオごとのバイ・アンド・ホールド・リターンの動向を決算発表日周辺について示したのが図表 8-3 である。

図表 8-3 決算発表日周辺におけるバイ・アンド・ホールド・リターンの動向
(ΔOCI に基づく 5 分位ポートフォリオの平均値)

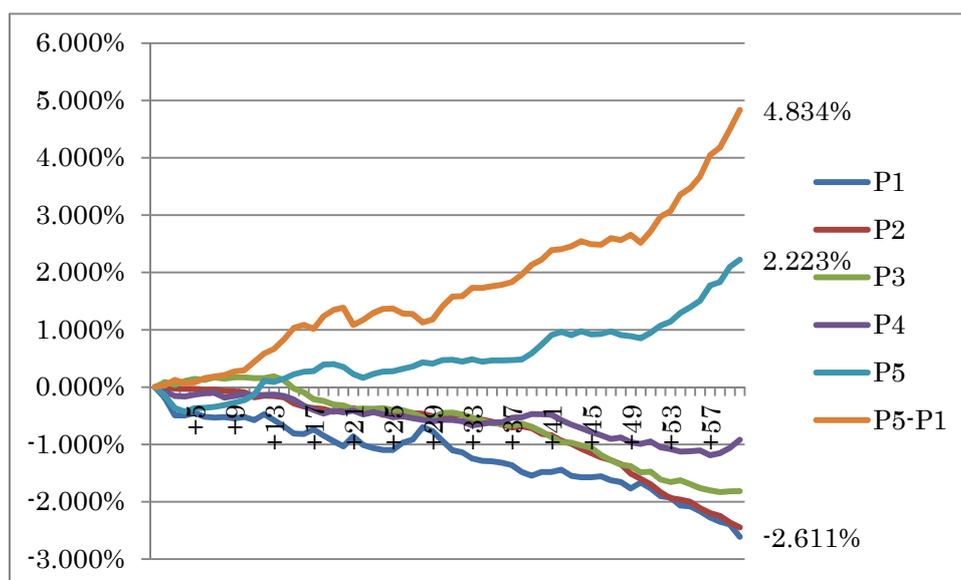


ΔNI に基づくバイ・アンド・ホールド・リターンが P1 から P5 にかけて、単調増加しているのに対して、 ΔOCI に基づくバイ・アンド・ホールド・リターンについてはそのような傾向がみられない。また、P5 と P1 からなるヘッジ・ポートフォリオに基づき、株式売買を行うことによって、有意なプラスの超過リターンが得られないことがわかる（平均値-0.021%, $t = -0.14$ ）。このように、図表 8-3 から OCI に対する株価反応は、純利益のそれと大きく異なっている。

(2) 決算発表後の株価反応

短期では検出されなかった株価反応であっても、その反応が長期の分析においてはみられるかもしれない。まず、 ΔNI に基づく 5 つのポートフォリオごとに、決算発表後 60 日間の株価動向を示したのが、図表 8-4 である。

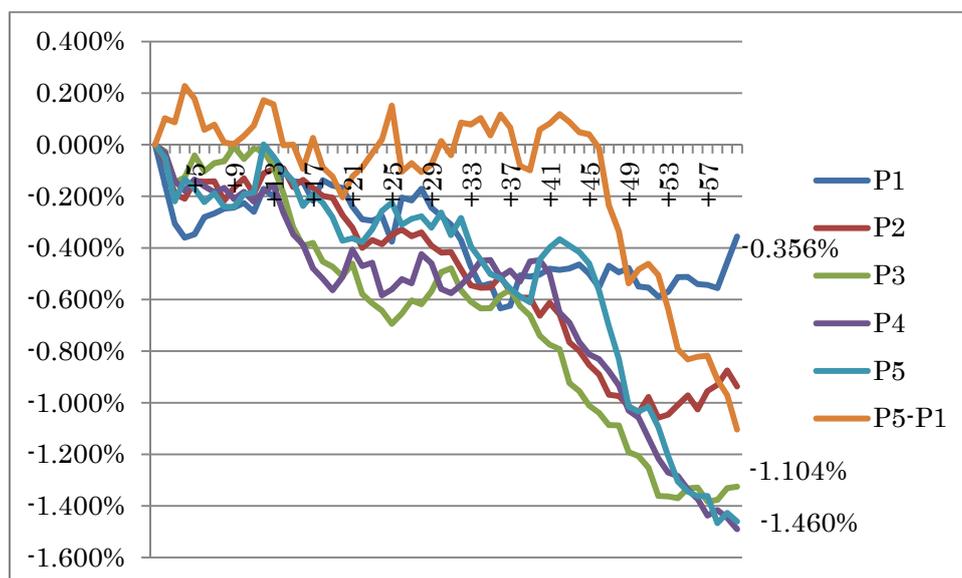
図表 8-4 決算発表後のバイ・アンド・ホールド・リターンの動向
(ΔNI に基づく 5 分位ポートフォリオの平均値)



図表 8-4 に示すとおり、純利益情報に基づいて 5 つのポートフォリオに分解したケースでは、決算発表後 60 日間にわたって株価のドリフトがみられる。決算発表後 60 日に着目すると、 ΔNI に基づき、下位 20%を空売りし、上位 20%を買うことによって得られる超過リターンは 4.84%である ($t = 9.78$)。

一方、 ΔOCI 情報に基づいて分割した 5 つのポートフォリオについて、決算発表後の株価動向を示すのが、図表 8-5 である。

図表 8-5 決算発表後のバイ・アンド・ホールド・リターンの動向
 (ΔOCI に基づく 5 分位ポートフォリオの平均値)



ΔOCI に基づき、ヘッジ・ポートフォリオを組んだ結果、純利益情報とは異なり、決算発表後の株価のドリフトは観察されなかった。このように、純利益と OCI を個別に観察した場合、決算発表日周辺のみならず、決算発表後 60 日間についても、純利益への株価反応はみられた。それに対して、OCI に対する株価反応を裏付ける証拠は得られなかった。

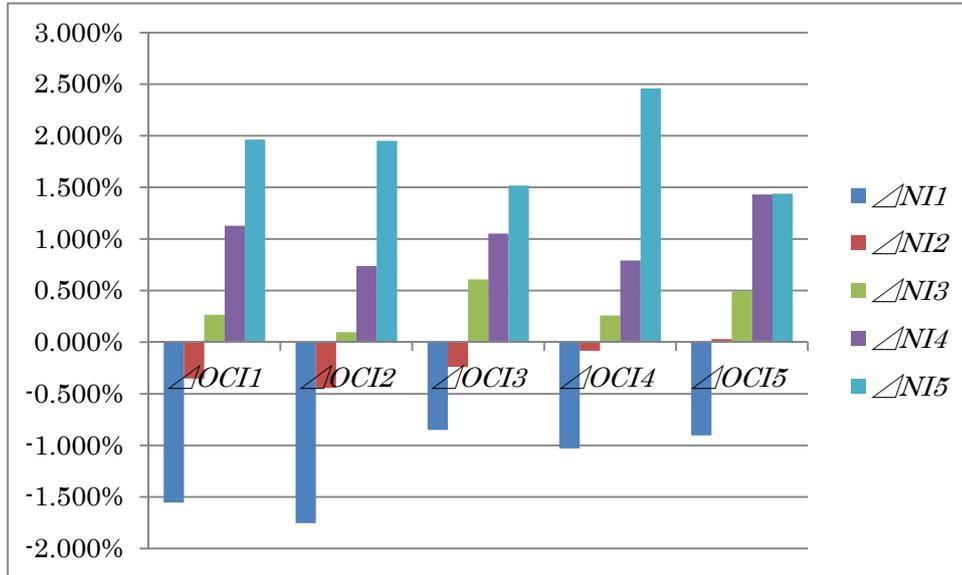
(3) 純利益と OCI 情報に対する決算発表日周辺の株価反応

図表 8-6 と図表 8-7 は、 ΔNI と ΔOCI に基づく 25 のポートフォリオにおける決算日発表日前後 4 日間の超過リターン ($BHAR[-2:+1]$) の平均値を示したものである。 ΔNI の下位 20% (P1) のポートフォリオに属する銘柄を空売りし、上位 20% (P1) のポートフォリオに属する銘柄を買うというヘッジ・ポートフォリオを組んだ場合、そのポートフォリオ ($\Delta NI5 - \Delta NI1$) は ΔOCI にかかわらず、一貫して統計的に有意なプラスの超過リターンを得ることができる。一方、OCI 情報に基づくポートフォリオを組んだ場合、超過リターン ($\Delta OCI5 - \Delta OCI1$) は、 ΔNI の大きさにかかわらず一貫してゼロと有意に異なるない。

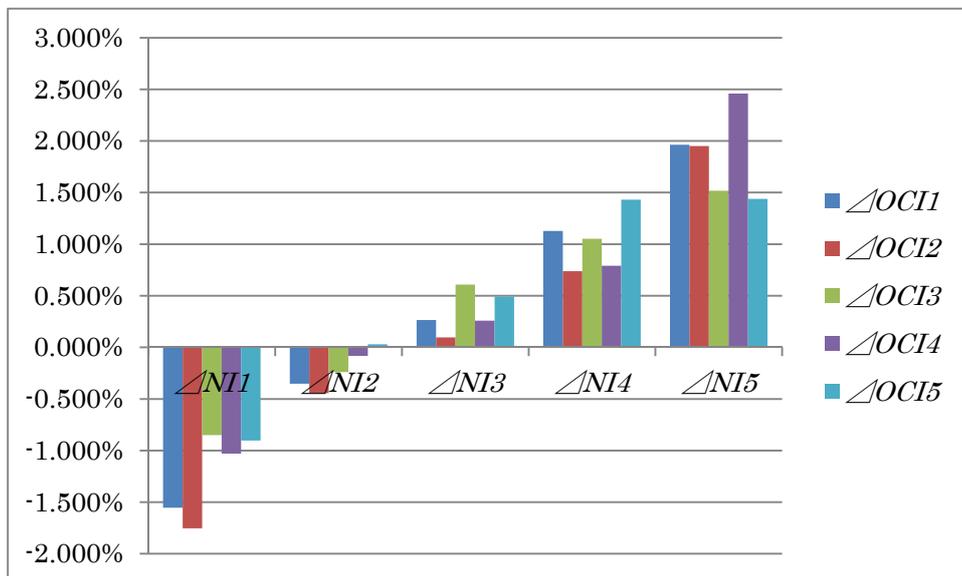
図表 8-6 決算発表日周辺の株価反応

(ΔNI と ΔOCI 情報)

パネル A ΔOCI のポートフォリオを所与として、 ΔNI のポートフォリオを組み合わせる場合の
決算発表日周辺のバイ・アンド・ホールド・リターン



パネル B ΔNI のポートフォリオを所与として、 ΔOCI のポートフォリオを組み合わせる場合の
決算発表日周辺のバイ・アンド・ホールド・リターン



図表 8-7 ΔNI と ΔOCI に基づくポートフォリオと決算発表日周辺の超過リターン

観測数	$\Delta NI1$	$\Delta NI2$	$\Delta NI3$	$\Delta NI4$	$\Delta NI5$	合計	
$\Delta OCI1$	668	532	528	747	971	3,446	
$\Delta OCI2$	622	758	798	678	589	3,445	
$\Delta OCI3$	632	805	804	704	501	3,446	
$\Delta OCI4$	678	745	758	696	568	3,445	
$\Delta OCI5$	846	605	558	620	817	3,446	
合計	3,446	3,445	3,446	3,445	3,446	17,228	
$BHAR[-2,+1]$	$\Delta NI1$	$\Delta NI2$	$\Delta NI3$	$\Delta NI4$	$\Delta NI5$	$\Delta NI5 - \Delta NI1$	t 値
$\Delta OCI1$	-1.554%	-0.352%	0.264%	1.128%	1.964%	3.517%	10.04
$\Delta OCI2$	-1.754%	-0.444%	0.097%	0.738%	1.951%	3.704%	11.07
$\Delta OCI3$	-0.849%	-0.240%	0.608%	1.052%	1.517%	2.367%	6.86
$\Delta OCI4$	-1.030%	-0.083%	0.259%	0.791%	2.459%	3.489%	11.02
$\Delta OCI5$	-0.903%	0.029%	0.493%	1.431%	1.438%	2.341%	6.94
$\Delta OCI5 - \Delta OCI1$	0.651%	0.381%	0.229%	0.303%	-0.525%		
t 値	1.88	1.38	0.79	0.99	-1.29		

このように、分析結果から、株式市場は OCI 情報ではなく、純利益情報に対して強く反応することが明らかになった。

さらに、純利益と OCI 情報が同じように決算発表日周辺の超過リターンと関連しているかどうかについて回帰モデルを用いて調査した結果が、図表 8-8 である。

図表 8-8 利益情報と決算発表日周辺リターンの関連性($BHAR[-2,+1]$)

四半期 観測数	定数項 t 値	ΔNI t 値	ΔOCI t 値	$adj.R^2$ F 値
200906 2,138	-0.015 -5.73	0.028 9.1	0.004 1.42	0.037 41.48
200909 2,234	-0.012 -5.04	0.020 6.95	0.002 0.52	0.020 24.15
200912 2,317	-0.009 -4.01	0.022 7.64	0.002 0.55	0.024 29.89
201003 2,503	-0.011 -4.30	0.023 7.04	0.011 3.43	0.025 32.79
201006 2,563	-0.012 -5.40	0.028 10.38	0.000 -0.10	0.041 56.33
201009 2,508	-0.010 -4.10	0.023 7.88	-0.004 -1.42	0.026 33.74
201012 2,507	-0.020 -9.12	0.037 13.1	0.006 2.11	0.065 87.79
平均	-0.013 -5.39	0.026 8.87	0.003 0.93	0.034 43.74

分析期間によってバラツキはあるものの、平均すると、純利益情報の係数は統計的に有意なプラスであるのに対して、OCI 情報については有意な関係はみられなかった。このよ

うに、単一変量分析だけでなく、多変量分析においても、純利益と株式リターンの関連性が観察されるのに対して、OCIには同様の関係が観察されなかった。

(3) 純利益と OCI 情報に対する決算発表後の株価反応

ΔNI と ΔOCI に基づく25のポートフォリオにおける決算発表後60日間の超過リターン ($BHAR[+2:+60]$)の平均値を示したのが、図表8-9である。 ΔNI の下位20%(P1)のポートフォリオを形成する株式を空売りし、上位20%(P1)のポートフォリオを形成する株式を買った場合 ($\Delta NI5-\Delta NI1$)、統計的に有意なプラスの超過リターンが得られることが観察された。一方、包括利益情報に基づいてヘッジ・ポートフォリオを形成した場合 ($\Delta OCI5-\Delta OCI1$)、 $\Delta NI4$ の場合を除いて、超過リターンはゼロと有意に異なることがわかる。

図表 8-9 ΔNI と ΔOCI に基づくポートフォリオと決算発表後60日の超過リターン

$BHAR[-2,+60]$	$\Delta NI1$	$\Delta NI2$	$\Delta NI3$	$\Delta NI4$	$\Delta NI5$	$\Delta NI5-\Delta NI1$	t 値
$\Delta OCI1$	-3.051%	-2.065%	-1.820%	0.476%	2.590%	5.640%	4.33
$\Delta OCI2$	-2.041%	-2.720%	-1.698%	-0.399%	2.936%	4.978%	4.28
$\Delta OCI3$	-2.426%	-2.518%	-2.011%	-1.018%	2.648%	5.074%	4.82
$\Delta OCI4$	-2.157%	-3.097%	-1.566%	-1.756%	1.844%	4.000%	3.82
$\Delta OCI5$	-3.185%	-1.545%	-2.031%	-2.115%	1.276%	4.461%	4.71
$\Delta OCI5-\Delta OCI1$	-0.135%	0.520%	-0.211%	-2.592%	-1.314%		
t 値	-0.13	0.60	-0.24	-2.99	-0.87		

次に、回帰分析の結果を示したのが、図表8-10である。年度によって結果は異なるが、平均すると、純利益の係数は統計的に有意なプラスであり、将来リターンとプラスの関係があることがわかる。一方、OCIについては、四半期ごとに将来リターンとの関係がプラスとマイナスに代わり、安定しない。これらの分析結果から、純利益情報またはOCI情報と株価の関係は明らかに異なることがわかる。

図表 8-10 利益情報と決算発表後のリターンの関連性($BHAR[+2,+60]$)

四半期 観測数	定数項 t 値	ΔNI t 値	ΔOCI t 値	$adj.R^2$ F 値
200906 2,125	-0.046 -7.25	0.040 5.24	0.006 0.82	0.012 13.75
200909 2218	-0.011 -1.90	0.007 1.01	-0.019 -2.73	0.003 4.45
200912 2,202	-0.105 -16.23	0.058 6.58	0.041 4.71	0.031 35.85
201003 2,546	0.001 0.28	-0.028 -4.41	-0.003 -0.43	0.007 10.02
201006 2,558	-0.017 -3.20	0.013 2.13	0.005 0.84	0.001 2.36
201009 2,498	-0.090 -10.98	0.158 15.45	-0.015 -1.50	0.090 124.38
201012 2,507	-0.043 -5.78	0.001 0.15	0.027 2.85	0.003 4.08
平均	-0.044 -6.44	0.036 3.74	0.006 0.65	0.021 27.84

第 5 節 追加分析

Balakrishnan et al.[2010]は、四半期ベースの利益サプライズのみならず、利益水準についても決算発表後の株価のドリフトがあることを明らかにしている。特に、本章は四半期決算が導入された 2008 年 6 月決算以降のデータを利用しているため、分析期間が比較的短い。この点に鑑み、本節では、利益変化ではなく、利益水準に基づく分析を追加している⁸。分析結果は、Appendix に掲載したとおりである。

決算発表日周辺の分析結果は、利益変化 ($\Delta NI, \Delta OCI$) と利益水準 (NI, OCI) に基づくポートフォリオにおいて、首尾一貫した結果が得られている。すなわち、株式市場は、OCI 情報ではなく、純利益情報に強く反応しているという仮説を支持するものである。しかし、決算発表後 60 日間の株価の動向を分析した結果、純利益の変化と水準に対する株価の反応は異なっている。つまり、図表 8-14 より、純利益の水準に対する株価のドリフトは、30 日程度続くことが分かる。一方、図表 8-15 より、OCI の水準については、決算発表日周辺の株価反応のみならず、決算発表後においても株価のドリフトはみられなかった。このように、利益変化だけでなく利益水準に基づく分析においても、市場は OCI 情報に対して即座に反応せず、その反応の遅れもみられないことがわかった。

⁸ 分析には、2008 年 6 月から 2010 年 12 月に終了した四半期決算のうち、所定の要件を満たす 28,416 件のデータが用いられている。

第6節 結論と今後の課題

本章では、四半期決算発表日周辺において、純利益と OCI 情報に対する有意な株価反応がみられるかどうかを検証した。包括利益は従来からのボトムラインである純利益と OCI に区分されるが、純利益と OCI 情報は、その性質が異なることや情報環境が異なることにより、株価反応が異なるかもしれないと予想される。そこで、純利益と OCI に対する株価反応を短期と長期にわたって分析した。

分析の結果、決算発表の2日前から決算発表1日後という決算発表日周辺の4日間において、純利益情報に対する有意な株価反応を例証した。一方、OCI に対する株価反応は検出されなかった。つまり、決算発表時点で、市場は、純利益情報に強く反応することが確認された。

次に、純利益に対して、OCI はより複雑な情報で、解釈に時間を要するかもしれない。そのため市場の反応が遅れるかもしれない。そこで、決算発表60日後までの長期にわたる株価の動向を調査することによって、純利益と OCI 情報に対する株価反応の違いがあるかどうかを検証した。分析の結果、純利益に対しては株価のドリフトが観察されるのに対して、OCI にはそのような現象がみられないことがわかった。すなわち、OCI 情報に対する反応が遅れているというよりも、OCI 情報に市場が反応していないことと首尾一貫する結果が検出されたのである。

さらに、純利益と OCI 情報のいずれの情報に市場が強く反応するかを検討した。分析の結果、純利益を所与とすると、OCI は将来超過リターンを追加的に説明することはできないのに対して、OCI を所与としても、純利益は超過リターンを有意に説明できることが確認された。このように、本章では会計アノマリー研究の枠組みに基づいて、利益情報の有用性を検証したが、一貫して、純利益に対する株価反応は確認されたのに対して、OCI に対する有意な反応はみられないことがわかった。

OCI に対する株価反応がみられない理由としては、いくつかの原因が考えられる。まず、四半期ベースでの情報開示が不十分であることが原因の1つかもしれない。特に、経営者予想やアナリスト予想など、純利益に関する情報環境が整っているのに対して、包括利益に関する情報環境が十分整っていないことが原因かもしれない。あるいは、包括利益の構成要素である OCI 情報は每期反転するため、将来の株式動向に関して有用な情報を提供しないのかもしれない。

今後、データの蓄積を待って、包括利益の開示が義務付けられた2011年以前と以降に OCI に対する株価反応が異なるかどうかを調査する必要がある。また、米国と異なり、日本では経営者予想情報の有用性が高いといわれているが、それが PEAD の期間に違いをもたらすのかもしれない。これらの点について、今後、検証する必要がある。

参考文献

- Balakrishnan, K., E. Bartov and L. Faurel[2010], “Post Loss/Profit Announcement Drift,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 50, No. 1, pp. 20-41.
- Ball, R. and E. Bartov[1996], “How Naive Is the Stock Market’s Use of Earnings Information?” *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 21, No. 3, pp. 319-337.
- and P. Brown[1968], “An Empirical Evaluation of Accounting Income Numbers,” *Journal of Accounting Research*, Vol. 6, No. 2, pp. 159-178.
- , S. Kothari and R. Watts[1993], “The Economics Determinants of the Relation Between. Earnings Changes and Stock Returns,” *The Accounting Review* Vol. 68, No. 3, pp. 622-638.
- and —————[1989], “Post-Earnings-Announcement Drift: Delayed Price Response or Risk Premium?” *Journal of Accounting Research*, Vol. 27 (Supplement), pp. 1-36.
- and —————[1990], “Evidence That Stock Prices Do Not Fully Reflect the Implications of Current Earnings for Future Earnings,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 13, No. 4, pp. 305-340.
- FASB/IASB[2010], FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No. 8, *Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter 1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information*, FASB; IASB, *The Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*, IASB.
- Foster, G., C. Olsen and T. Shevlin[1984], “Earnings Releases, Anomalies, and the Behavior of Security Returns,” *The Accounting Review*, Vol. 59, No. 4, pp. 574-603.
- Jones, D. A. and K. J. Smith[2011], “Comparing the Value Relevance, Predictive Value, and Persistence of Other Comprehensive Income and Special Items,” *The Accounting Review*, Vol. 86, No. 6, pp. 2047-2073.
- Skinner, D[1999], “How Well does Net Income Measure Firm Performance? A Discussion of Two Studies,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 26, Nos. 1-3, pp. 105-111.
- 音川和久[2012]「会計アノマリーの存在と原因：サーベイ」神戸大学大学院経営学研究科 Discussion paper.
- 大日方隆[2007]「会計情報の有用性と企業価値評価—効率的市場仮説の再検討—」日本会計研究学会特別委員会（委員長 桜井久勝）『会計情報を活用した企業価値に関する総合的研究〔中間報告〕』日本会計研究学会，21-137頁。
- [2011]「利益情報のアノマリー—利益情報の有用性は神話か？」CARF ワーキン

グペーパー (CFRF-J-076)。

企業会計基準委員会[2009, 2012b]企業会計基準第 25 号『包括利益の表示に関する会計基準』企業会計基準委員会。

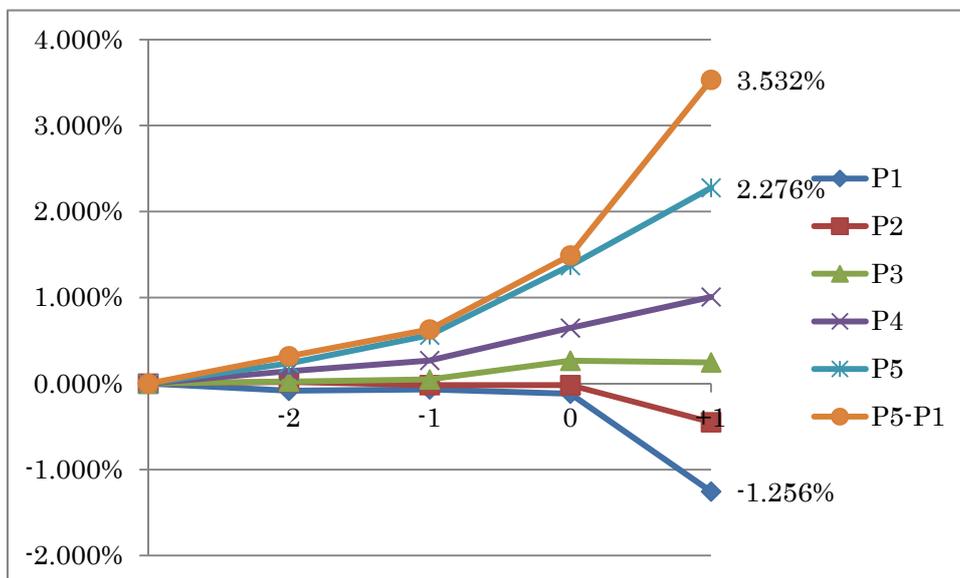
———[2012a]企業会計基準第 26 号『退職給付に関する会計基準』企業会計基準委員会。

若林公美[2009]『包括利益の実証研究』中央経済社。

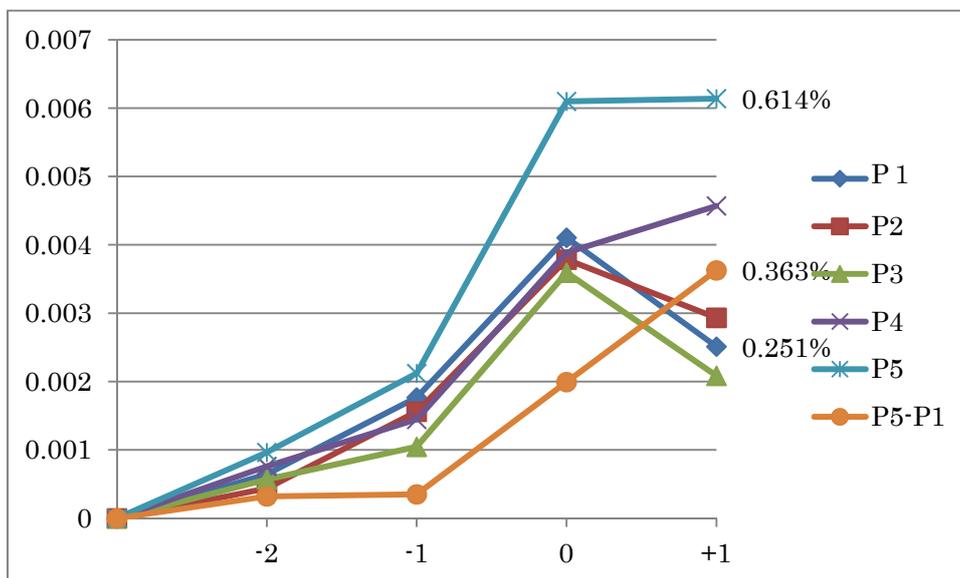
(若林 公美)

Appendix

図表 8-11 決算発表日周辺のバイ・アンド・ホールド・リターンの動向
(NIに基づく5分位ポートフォリオの平均値)



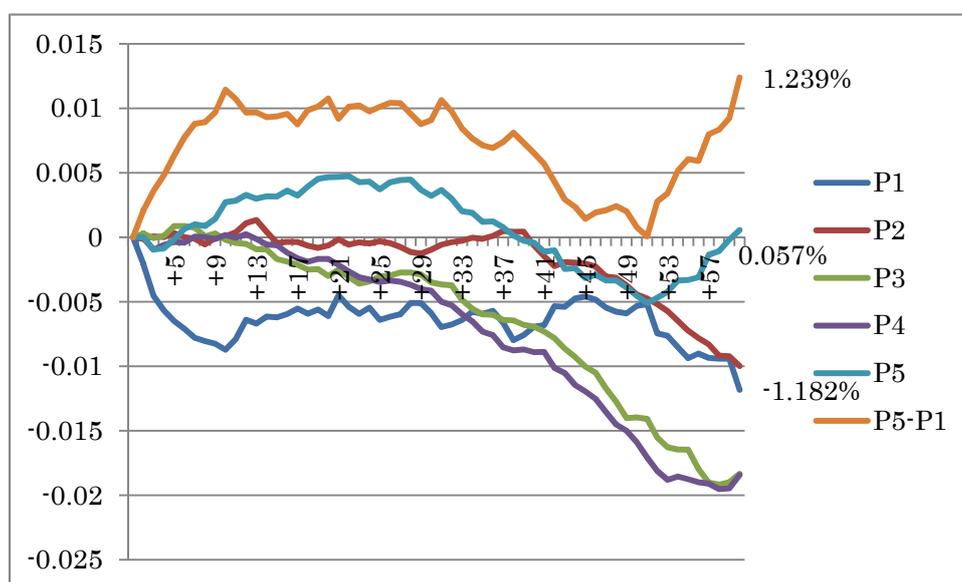
図表 8-12 決算発表日周辺のバイ・アンド・ホールド・リターンの動向
(OCIに基づく5分位ポートフォリオの平均値)



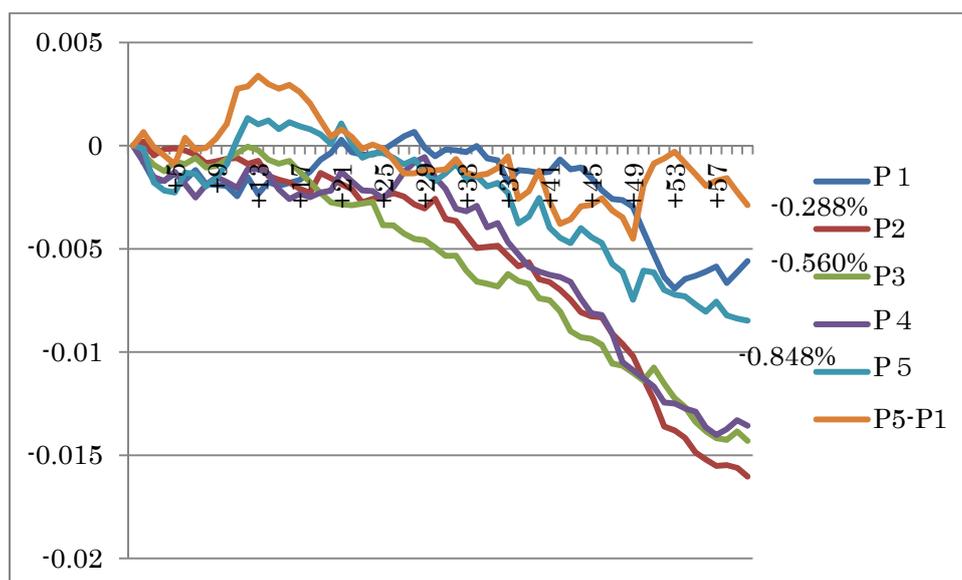
図表 8-13 NIとOCIに基づくポートフォリオと決算発表周辺の超過リターン

<i>BHSAR</i> [-2,+1]	<i>NI1</i>	<i>NI2</i>	<i>NI3</i>	<i>NI4</i>	<i>NI5</i>	<i>NI5- NI6</i>	t値
<i>OCI1</i>	-1.931%	-0.645%	0.126%	0.837%	2.568%	4.499%	15.65
<i>OCI2</i>	-1.204%	-0.599%	0.245%	0.816%	2.375%	3.579%	11.92
<i>OCI3</i>	-1.476%	-0.359%	-0.007%	1.046%	2.048%	3.524%	12.71
<i>OCI4</i>	-0.730%	-0.445%	0.438%	1.200%	1.852%	2.582%	9.58
<i>OCI5</i>	-0.916%	-0.143%	0.495%	1.258%	2.318%	3.234%	10.60
<i>OCI5-OCI1</i>	1.014%	0.502%	0.369%	0.421%	-0.251%		
t値	3.23	1.91	1.46	1.55	-0.78		

図表 8-14 決算発表後のバイ・アンド・ホールド・リターンの動向
(NIに基づく5分位ポートフォリオの平均値)



図表 8-15 決算発表後のバイ・アンド・ホールド・リターンの動向
(OCIに基づく5分位ポートフォリオの平均値)



図表 8-16 利益情報と決算発表日周辺リターンの関連性($BHAR[-2,+1]$)

四半期 観測数	定数項 t 値	<i>NI</i> t 値	<i>OCI</i> t 値	<i>adj.R</i> ² F 値
200806 2,154	-0.006 -2.44	0.026 7.95	0.000 0.03	0.028 31.67
200809 2,023	-0.010 -3.07	0.028 6.37	-0.001 -0.17	0.019 20.3
200812 2,265	-0.022 -9.09	0.036 11.01	0.009 2.84	0.056 67.58
200903 2,468	-0.005 -2.00	0.014 4.32	-0.001 -0.42	9.38 0.0067
200906 2,557	-0.015 -6.63	0.028 10.05	0.006 1.96	0.0374 50.72
200909 2,552	-0.015 -7.53	0.026 9.71	0.002 0.79	0.0354 47.83
200912 2,502	-0.015 -6.65	0.037 13.24	-0.002 -0.69	0.0655 88.67
201003 2,474	-0.008 -3.05	0.016 4.71	0.014 4.23	0.0151 19.91
201006 2,503	-0.015 -6.94	0.030 11.16	0.002 0.91	0.0467 62.24
201009 2,469	-0.015 -6.20	0.029 9.45	0.001 0.49	0.0342 44.75
201012 2,467	-0.020 -8.60	0.037 12.92	0.003 1.24	0.0628 83.67
平均	-0.013 -5.65	0.028 9.17	0.003 1.02	0.889 47.03

図表 8-17 *NI*と*OCI*に基づくポートフォリオと決算発表後 60 日の超過リターン

$BHSAR[+2,+60]$	<i>NI1</i>	<i>NI2</i>	<i>NI3</i>	<i>NI4</i>	<i>NI5</i>	<i>NI5- NI6</i>	t 値
<i>OCI1</i>	0.163%	-0.957%	-0.914%	-1.517%	0.629%	0.465%	0.47
<i>OCI2</i>	-1.921%	-0.521%	-2.878%	-1.815%	-0.687%	1.234%	1.51
<i>OCI3</i>	-2.914%	-1.024%	-1.971%	-1.195%	-0.039%	2.876%	3.23
<i>OCI4</i>	-1.987%	-1.239%	-1.344%	-1.731%	-1.310%	0.677%	0.77
<i>OCI5</i>	0.055%	-1.482%	-2.026%	-3.160%	0.795%	0.740%	0.72
<i>OCI5-OCI1</i>	-0.109%	-0.525%	-1.113%	-1.643%	0.166%		
t 値	-0.10	-0.63	-1.55	-2.22	0.16		

図表 8-18 利益情報と決算発表後リターンの関連性($BHAR[+2,+60]$)

四半期 観測数	定数項 t 値	<i>NI</i> t 値	<i>OCI</i> t 値	<i>adj.R</i> ² F 値
200806 2,172	-0.010 -1.32	-0.021 -2.22	0.024 2.55	0.005 6.02
200809 2,128	-0.015 -2.09	0.009 0.94	-0.002 -0.26	-0.001 0.48
200812 2,160	-0.074 -7.55	-0.061 -6.28	0.014 1.93	0.046 53.03
200903 2,382	-0.071 -10.07	-0.015 -1.57	0.030 3.25	0.004 6.26
200906 2,539	-0.052 -9.25	0.081 11.89	-0.012 -1.74	0.056 76.6
200909 2,537	-0.018 -3.58	0.025 3.83	-0.023 -3.48	0.009 12.83
200912 2,407	-0.046 -6.79	-0.025 -2.82	0.013 1.55	0.004 5.43
201003 2,515	-0.008 -1.7	0.012 1.85	-0.021 -3.32	0.005 7.25
201006 2,502	-0.039 -8.12	0.054 8.86	0.010 1.59	0.030 39.72
201009 2,454	-0.044 -5.33	0.089 8.54	-0.043 -4.13	0.038 43.39
201012 2,467	-0.035 -4.55	-0.017 -1.76	0.032 3.30	0.005 7.32
平均	-0.038 -5.486	0.012 1.933	0.002 0.113	0.018 23.485

第9章 研究の総括と展望

第1節 研究の総括

会計基準や基礎概念の変化を明らかにするためには、変化を評価するための座標軸を用意する必要がある。変化の起点を同定することなしに、何がどう変化したかを明らかにすることはできないからである。本特別委員会では、会計基準や基礎概念の変化を評価するためにいくつかの座標軸を用意しているが、そのうちとくに重要なのは FASB 設立以前の伝統的な会計諸原則と複式簿記である。これらは、収益費用アプローチを基本的な枠組みとする点で共通している。本最終報告の第2章および第3章では、昨年度の研究成果をふまえつつ、これらの座標軸に照らして会計基準と基礎概念の今日の特徴を明らかにしている。

FASB/IASBは、改訂概念フレームワーク・プロジェクトの「第1段階」¹の成果として、2010年に改訂概念フレームワーク（FASB/IASB[2010b]）を公表した。それは、財務報告の目的と財務情報の質的特性を主題としたものであり、FASBにおいては概念書第1号および第2号を差し替える改訂となった。第4章では、伝統的な会計システムや制度会計と関連づけながら、改訂概念フレームワークで提示された諸概念に関する追加的な検討がなされている。

改訂概念フレームワーク・プロジェクトは現在、休止されており²、フェーズB以下の作業は将来の課題として先送りされているが、当該プロジェクトに関連する個別基準プロジェクトは進行中である。第5～8章では、そうした個別基準プロジェクトにおいて公表されたデュープロセス・ドキュメントやその関連文献等を手掛かりにしながら、実証的観点も交えて、認識、測定、報告エンティティ、業績表示をめぐる基礎概念の検討がなされて

¹ IASB[2010a] (pp. 1 and 3) では、FASB/IASB[2010]の公表は「概念フレームワーク・プロジェクトの第一段階 (first phase)」とされ、フェーズ B, C, D は「次の段階」(next steps) の課題として位置づけられている。これに対して、フェーズ E, F, G, H については、特段の位置づけはなされていない。このことから、改訂概念フレームワーク・プロジェクトが再開された場合、フェーズ B, C, D (とりわけ公開草案 FASB/IASB[2010a] がすでに公表されているフェーズ D) が先行して実施されることになるのではないかと予想される。

なお、IASB[2010a, 2010b, 2012]は、公式的には IFRS Foundation (2010年にIASB財団を改組) の名で公表されている。

² IASB[2010b]によれば、当該プロジェクトは、IASBが将来の活動計画に関する目下の審議について結論を下すまで休止されることになったとされている。

いる。

改訂概念フレームワークでは、財務報告の目的が資源配分意思決定目的に一元化（受託責任評価目的は当該目的に統合）されるとともに、財務情報の基本的な質的特性の1つとされてきた信頼性が忠実な表現に差し替えられた。こうした改訂は、U.S.GAAPの形成過程を規定してきた実践規範的アプローチ（信頼性＝検証可能性重視・原価主義指向）と理論規範的アプローチ（目的適合性重視・公正価値測定指向）のトレードオフ³が、後者の優占という形で解消の方向に向かいつつあることを示唆している（後述参照）。

第2節 研究の展望—FASB/IASBプロジェクトの到達点に寄せて—

既述のように、FASB/IASB 改訂概念フレームワーク・プロジェクトは現在、休止されていることから、2010年10月に公表されたFASB/IASB[2010b]が当該プロジェクトの現時点での公式的な到達点を示すものとなっている。そこで、FASB/IASB[2010b]で示された到達点、とりわけ概念フレームワークの主要な改訂点を再度手短かに整理・検討しながら、当該各改訂点の含意に照らして、本特別委員会の研究課題に係る研究の今後を展望し、本報告のむすびとしたい。もとより本特別委員会で手掛けた研究テーマは、FASB/IASB[2010b]で取り扱われたテーマ（目的と質的特性）に集約されるものではないが、当該概念書の根底に措定された制度変化を指向する哲学は、本特別委員会で手掛けた研究テーマ全般に深く関わるものであり、その限りでそれは、当該各研究の今後のありうべき課題を示唆するものとなるはずである。

(1) 財務報告の目的における受託責任の位置づけ

FASB/IASB[2010b]でなされた概念フレームワークの主要な改訂点の1つは、財務報告の目的に関するものである。FASB/IASB[2010b] (par. OB2) では、「一般目的財務報告の目的は、現在および将来の投資者、与信者および債権者が、企業への資源提供に関する意思決定を行う際に有用な、当該報告企業についての財務情報を提供することである」とされている。

この改訂において重要な論点となるのは、経営者の受託責任（stewardship）の評価に関する情報の提供が、財務報告の目的に明示的に盛り込まれなかった（換言すれば文言としては削除された）ということである。この改訂は、2006年予備的見解（FASB/IASB[2006]）および2008年公開草案（FASB/IASB[2008]）でも提案されていたものであり、これらデュープロセス・ドキュメントに対するコメントレターで多くの批判的回答が寄せられた点であった（IASB[2008, 2010a]）。株主は、資源配分に関する意思決定だけでなく、経営者

³ ここでいう理論規範と実践規範は、日本会計研究学会特別委員会[1987]28-29頁での用語法を援用したものである。なお、同報告書の全文は、新井編[1989]に収録されている。

の受託責任に関する意思決定（たとえば取締役の選任や報酬に関する意思決定）も行うので、受託責任の評価に関する情報の提供についても独立した位置づけを与えるべきであるというのが、批判的回答に共通した主張であった。

こうした批判的回答に対して、FASB/IASB[2010b]では、①資源配分に関する意思決定は経営者の受託責任の評価とも関連している、②経営者がコントロールできない環境要因の影響を含む企業の業績から、経営者の業績（受託責任の履行状況）を分離して報告することは実行可能性に欠ける、③企業統治に関わる問題（取締役の報酬決定問題等）は財務報告の目的を超えた問題である、④受託責任という用語は英語以外の言語に翻訳されたときに多義的な意味を帯びる可能性があるという理由から⁴、概念フレームワークにおいては受託責任という用語をあえて使用せず、経営者の受託責任の評価に関する情報の提供（受託責任評価目的）については、資源提供に関する情報の提供（資源配分意思決定目的）の「一部として存続させる」（FASB/IASB[2006]par. BC1.36）、すなわち「受託責任が意味するものを〔資源配分意思決定目的に付随する目的として〕記述する」（FASB/IASB[2010b]par. BC1.28）という対応措置が講じられている。

しかし、受託責任評価目的を資源配分意思決定目的の一部として位置づけることが、学界や実務界から提起された批判に対する回答となっているか否かについては、なお検討の余地があるといわなくてはならないであろう。受託責任の評価に用いられる情報は経営者の業績（受託責任の履行の顛末）に関する情報であり基本的には過去情報であるのに対して、資源配分の意思決定に用いられる情報は企業の期待将来キャッシュ・フローの予測に関する情報であり基本的には将来情報である（O'Connell[2007]；藤井[2009]）。こうした性質の異なる2系統の情報を、前者に対する後者の優占という形で1つの目的に統合することが妥当であり、あるいはまた可能であるかを改めて問う必要がある。

津守[2012]（20頁）によれば、概念フレームワークは「制度化された理論」である。この見解に従えば、概念フレームワークを構成する個々の論理（logic）も「制度化された論理」ということができるであろう⁵。「制度化された論理」は基本的には、制度形成に関わる利害関係者の戦略的な相互作用を通じて形成されるものである。したがって、それらは必ずしも学術的な論理（会計固有の論理）とは一致しない。財務報告の目的における受託責任の位置づけに関するFASB/IASBの論理は、そうした「制度化された論理」の1つと見ることができる。会計研究においては、制度形成をめぐる「制度化された論理」と「学術的な論理」の緊張関係を冷徹に見極め、制度形成の特徴と展開方向を価値自由な立場から明らかにしていくことが求められるであろう。

⁴ 以上の理由は、FASB/IASB[2006]pars. BC1.32-BC1.41, FASB/IASB[2008]pars. BC1.23-BC1.29, FASB/IASB[2010b]pars. BC1.24-BC1.28, IASB[2010a]を要約したものである。

⁵ ここでいう「制度」の理解については、差し当たり藤井[2007]第1章を参照されたい。

(2) 質的特性における「忠実な表現」の位置づけ

FASB/IASB[2010b]でなされた概念フレームワークのもう 1 つの主要な改訂点は、財務情報の質的特性に関するものである。この改訂点でとくに注目されるのは、信頼性が忠実な表現に差し替えられたことである。忠実な表現とは、「財務情報は [……] 表現しようとする現象を忠実に表現するものでなくてはならない」(FASB/IASB[2010b]par. QC12) とする特性であり、同概念書においては信頼性に代わる新しい基本的特性の 1 つとして位置づけられている。

FASB/IASB がこのような改訂を実施したのは、FASB/IASB が意図している意味とは異なる意味を信頼性に与えている実務者が多いという現状を解消するためであったとされている (FASB/IASB[2010b]pars. BC3.23-BC3.25)。FASB/IASB がとくに問題視したのは、信頼性の主要な含意を「検証可能性」「重要な誤謬がないこと」「正確性」と理解している実務者が多いということであった。信頼性の主要な含意をこのように理解した場合、財務報告において公正価値情報よりも原価情報を重視する実務を生み出す傾向が生じることになる (Johnson[2005]pp. 1-2)。この傾向は、原価情報に対する公正価値情報の優位性を主張する FASB/IASB の基本的立場とは、真っ向から対立するものであった (藤井[2010]83-84 頁)。

このような事情が存在したために、信頼性を忠実な表現によって差し替えるという FASB/IASB の提案 (FASB/IASB[2006]) に対して、コメントレターの発出者の約 96% が「忠実な表現は信頼性と同義ではない」などとする反対意見を表明したにもかかわらず (IASB[2007]par. 56)、FASB/IASB はそれを押し切る形で、当該提案を正文として盛り込んだ FASB/IASB[2010b] を正式概念書として公表するに至ったのである。この改訂の経緯も、「制度化された論理」が制度形成に作用した一例と見なすことができるであろう。この改訂に関しては、かかる制度的な性質に加えて、U.S.GAAP 形成史を根底において規定してきた実践規範的アプローチと理論規範的アプローチのトレードオフが、少なくとも質的特性の領域においては解消されたことを意味するというを指摘しておく必要がある (津守[2008]11 頁)。その結果、今後の会計制度設計において目的適合性と公正価値測定指向が「独走」する可能性が、「制度化された論理」のレベルでは拓かれたことになる。それは、資産負債アプローチに依拠した基準設定のさらなる徹底として具現することになるであろう⁶。

会計研究においては、今後の会計制度形成の進展状況を引き続き注意深く観察し、「制度化された論理」の有効性と役割を見極める作業が必要とされるであろう。

⁶ ただし近年においては、こうした制度設計のあり方に対して、慎重な見直しが提案されている。たとえば、IASB[2012]を参照されたい。

第3節 おわりに

以上の総括と展望をもって、2010年9月から2012年8月までの2年間にわたる本特別委員会の研究成果の報告を終えることにしたいと思う。

安藤委員会報告書（日本会計研究学会特別委員会[1995]64頁）では、「『情報のフレームワーク』に関する原則を整備しても、『計算のフレームワーク』に関する原則はその影響を受けることはないという認識」のもとに、「企業会計原則は、『計算のフレームワーク』に関しては商法とできるだけ共有関係を保持し、『情報のフレームワーク』で独自性を発揮する、という行き方」が、英米型概念フレームワークとの向かい合い方として提案されている。ところが、その後（とりわけIASCがIASBに改組された2001年以降）の制度設計は、「情報のフレームワーク」の国際的な規模での変更・拡充を通じて⁷、わが国を含む各国・各地域の「計算のフレームワーク」を大きく変貌させてきた。近年の「情報のフレームワーク」の変化は、それほど大がかりで、かつまた劇的なものであったということである。こうした制度変化の背後には、アメリカを震源とする金融自由化政策とそれにとまなう企業破綻があったとされている（津守[2012]23-24頁）。

本報告の第1章で述べたように、本特別委員会の研究目的は、改訂概念フレームワークで指定された（あるいは指定されることが予定された）基礎概念の検討を行うことによつて、会計基準の国際統合の展開方向、すなわち会計基準の国際統合によって会計（制度・基準）の何が、どのように変わろうとしているかを概観することであった。昨年の中間報告と本年の最終報告によつて、この研究目的が曲がりなりにも果されたとすれば、本特別委員会委員一同の望外の喜びである。

参考文献

FASB/IASB[2006], FASB, Preliminary Views, *Conceptual Framework for Financial Reporting: Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-Useful Financial Reporting Information*, FASB; IASB, Discussion Paper, *Preliminary Views on an Improved Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-Useful Financial Reporting Information*, IASB.

———[2008], FASB, Exposure Draft, *Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics and Constraints of Decision-Useful Financial Reporting Information*, FASB; IASB, Exposure Draft, *An improved Conceptual Framework for Financial Reporting:*

⁷ それは、主として、会計基準のコンバージェンスとIFRSのアドプションを通じて実施されてきた。

- Chapter 1: The Objective of Financial Reporting, Chapter 2: Qualitative Characteristics and Constraints of Decision-useful Financial Reporting Information*, IASB.
- [2010a], FASB, Exposure Draft, *Conceptual Framework for Financial Reporting: The Reporting Entity*, FASB; IASB, Exposure Draft ED/2010/2, *Conceptual Framework for Financial Reporting: The Reporting Entity*, IASB.
- [2010b], FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No. 8, *Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter 1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information*, FASB; IASB, *The Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*, IASB.
- IASB[2007], *Conceptual Framework, Phase A: Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics—Comment Letter Summary (Agenda Paper 3A)*, Information for Observers, 20 February 2007, London.
- [2008], Information for Observers, *Conceptual Framework, Comment Letter Summary: Objectives and Qualitative Characteristics (Agenda Paper 2A)*, December IASB.
- [2010a], *Conceptual Framework for Financial Reporting*, Project Summary and Feedback Statement.
- [2010b], *Conceptual Framework (Paused), Work Plan for IFRSs*, <http://www.ifrs.org/Current+Projects/IASB+Projects/Conceptual+Framework/Conceptual+Framework.htm>.
- [2012], *IFRSs as the Global Standards: Setting a Strategy for the Foundation's Second Decade*, Report of the Trustees' Strategy Review 2011.
- Johnson, T.[2005], "Relevance and Reliability," *The FASB Report*, February 28, 2005.
- O'Connell, V.[2007], "Reflections on Stewardship Reporting," *Accounting Horizons*, Vol. 21, No. 2, pp. 215-227.
- 新井清光編著[1989]『企業会計原則の形成と展開』中央経済社。
- 安藤英義編著[1996]『会計フレームワークと会計基準』中央経済社。
- 岩崎勇[2011]「IASBの会計概念フレームワークについて—財務報告の目的及び財務報告情報の質的特性を中心として—」『税経通信』第66巻第5号, 38-43頁。
- 津守常弘[2008]「『財務会計概念フレームワーク』の新局面と会計研究の課題」『企業会計』第60巻第3号, 4-14頁。
- [2012]「現代会計の『メタ理論』的省察」『企業会計』第64巻第8号, 17-30頁。
- 日本会計研究学会特別委員会(委員長 新井清光)[1987]『企業会計原則と商法計算規定〔中間報告〕』日本会計研究学会。

- [1988]『企業会計原則と商法計算規定〔最終報告〕』日本会計研究学会。
日本会計研究学会特別委員会（委員長 安藤英義）[1994]『会計フレームワークと会計基準
〔中間報告〕』日本会計研究学会。
- [1995]『会計フレームワークと会計基準〔最終報告〕』日本会計研究学会。
藤井秀樹[2007]『制度変化の会計学—会計基準のコンバージェンスを見すえて—』中央経
済社。
- [2009]「企業会計のグローバル化と制度分析の視点」『企業会計』第 61 巻第 1 号，
42-50 頁。
- [2010]「会計制度形成の現代的特徴と展開方向—改訂概念フレームワーク草案に
おける『忠実な表現』に寄せて—」『経済論叢』第 184 巻第 3 号，75-93 頁。
- [2011]「FASB/IASB 改訂概念フレームワークと資産負債アプローチ」『国民経済
雑誌』第 204 巻第 1 号，17-40 頁。

（藤井 秀樹）

会計基準の国際統合と財務報告の基礎概念 最終報告

2012年8月30日 発行

日本会計研究学会特別委員会
〒606-8501 京都市左京区吉田本町
京都大学大学院経済学研究科
藤井研究室
hujii@econ.kyoto-u.ac.jp